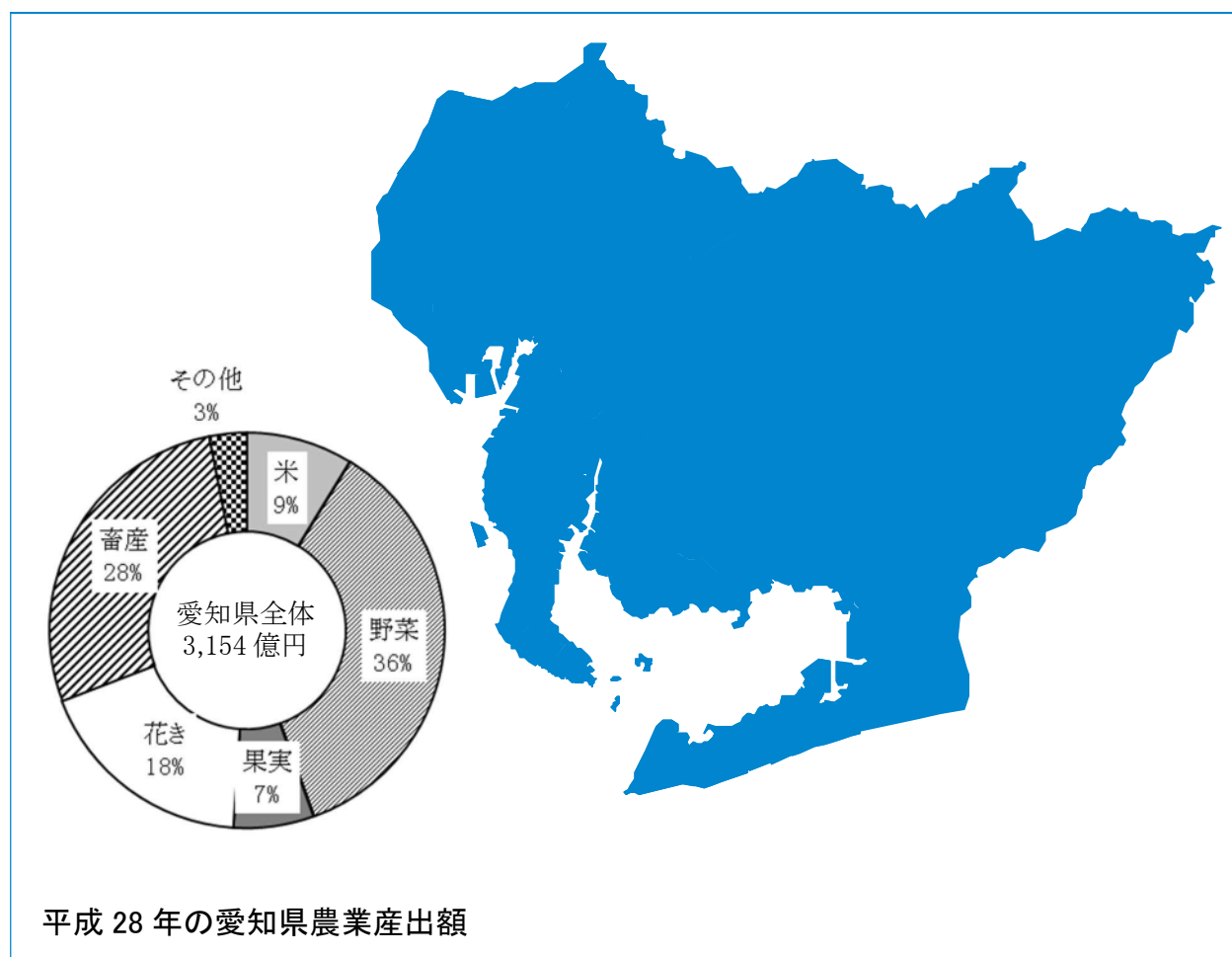


# 農業の動き

2018



# 食と緑の基本計画2020 の施策体系

食と緑が支える県民の豊かな暮らし

## 柱1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

### (1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

- ア 幅広い分野の先端技術等を活用した技術の開発と普及
- イ 幅広い需要に応える戦略的な品種の開発と普及

### (2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

- ア 多様なニーズに対応した生産・流通面の改善
- イ 県内外に向けた戦略的な需要の拡大
- ウ 農林水産物等の輸出の促進

### (3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現

- ア 多様な担い手の確保・育成
- イ 優良農地の確保と集積・集約化の推進
- ウ 農業生産基盤整備の推進

### (4) 資源を生かす林業の実現

- ア 木材の安定供給
- イ 生産を担う人材の確保・育成
- ウ 林業生産基盤の充実

### (5) 持続可能で活力ある水産業の実現

- ア 漁業生産基盤の機能強化
- イ 持続的な漁業生産の確保
- ウ 活力ある担い手の確保・育成

### (6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮

- ア 食品の安全・安心の確保に向けた取組の強化
- イ 環境に配慮した取組の推進

## 柱2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

### (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進
- イ 幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供

### (2) 食育の推進による健全な食生活の実践

- ア 若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進
- イ 食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承

## 柱3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

### (1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

- ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進
- イ 快適な生活環境の確保

### (2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

- ア 多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進
- イ 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進

### (3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

- ア 地域の特性を生かした農山漁村の活性化
- イ 都市及び都市近郊における農業の振興

## はじめに

農業は、私たちに安全・安心な食料等を供給するとともに、その営みが適切に行われ、洪水の防止や水資源のかん養などの多面的機能を発揮することによって、私たちの暮らしを支えています。

また、本県の農業は、木曾川・矢作川・豊川の豊かな水に恵まれ、先人たちの努力や名古屋市を始めとする大消費地を抱える環境のもと、全国第8位の農業産出額を誇っており、産業としても大変重要な地位を占めています。

しかしながら、生産現場では、担い手の減少や高齢化、生産資材価格の高止まりなど、厳しい状況が続いており、県としてこれら諸問題に適切に対応していく必要があります。

こうした中、国は、平成29年12月8日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、卸売市場を含めた食品流通構造の改革や農地制度の見直しなど、農業の成長産業化に向けた攻めの農林水産業の具体的な展開方向を打ち出しました。

また、平成30年3月にはTPP11協定の署名が行われ、平成29年12月には日EU・EPAが交渉妥結されるなど、国内農業の競争力を高め、「強い農業」を築くための対策が求められているところです。

県としては、国の施策展開を踏まえつつ、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」に基づき、関係団体等と連携して、愛知の強みや特色を生かした競争力の高い農業の構築や、元気な地域づくりに取り組んでまいります。

「農業の動き」は、本県農業・農村に関する基礎的資料として、昭和36年度以降、毎年、作成しているものであり、最新のデータ等に基づき、本県農業の特徴や新たな動向等について、分かりやすく解説するように努めています。

本資料により、本県農業の現状に対する理解を深めていただくとともに、本資料が県民の皆様にとって、農業の未来を考えていただくための一助となれば幸いです。

平成30年5月

愛知県農林水産部長

# 主な用語の説明

- 1 農業経営体 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係わる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者
- ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
  - イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業
    - ① 露地野菜作付面積 15 a
    - ② 施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>
    - ③ 果樹栽培面積 10 a
    - ④ 露地花き栽培面積 10 a
    - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
    - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
    - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
    - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
    - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
    - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
    - ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
  - ウ 農作業の受託の事業
- なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる
- 2 家族経営体 1世帯（雇用者の有無は問わない）で事業を行う者（法人化した形態である一戸一人法を含む）
- 3 農家 経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯
- 4 販売農家 経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
- 5 自給的農家 経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
- 6 専業農家 世帯員のうちに兼業従業者が1人もいない農家
- 7 兼業農家 世帯員のうちに兼業従業者が1人以上いる農家
- 8 第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家
- 9 第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家
- 10（農家）世帯員 原則として住居と生計を共にしている者  
出稼ぎに行っている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟及び住み込みの雇人は除く
- 11 主業農家 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- 12 準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- 13 副業的農家 主業農家及び準主業農家以外の農家
- 14 農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上自営農業に従事した者
- 15 農業専従者 農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者
- 16 農業就業人口 農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口
- 17 基幹的農業従事者 農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
- 18 経営耕地 調査日現在で農業経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計  
貸付耕地、耕作放棄地は除く
- 19 貸付耕地 他人に貸し付けている自己所有耕地
- 20 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び栽培する意志のない土地
- 21 農業産出額 年内に生産された各農産物の生産量（自家消費を含む）から、種子・飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に、農家の庭先価格を乗じ、都道府県を単位として推計したもの（平成18年までは市町村を単位として推計）  
平成13年に「農業粗生産額」から「農業産出額」に名称変更
- 22 生産農業所得 農業産出額に別の農林水産省統計調査から算出した所得率を乗じて求めたもの

# [農業動向編]

## 目 次

1	愛知の農業	
	愛知県農業の主要指標	1
	県内産業の中の農業	2
	主要な問題の解説<本県農業の全国位置について>	3
2	農家と経営	
	農 家	4
	主要な問題の解説<本県における農業法人の動向について>	5
	農業労働力	6
	主要な問題の解説<本県における新規就農者等の動向について>	7
	経営体	8
	主要な問題の解説<認定農業者制度について>	9
	農家経済	10
	主要な問題の解説<営農類型別経営統計からみた本県の農業経営について>	11
	農薬・肥料・農業機械	12
	主要な問題の解説<愛知県農薬管理指導士の認定について>	13
	環境保全型農業	14
	主要な問題の解説<愛知県におけるGAPの推進について>	15
	農業資金	16
	主要な問題の解説<農業次世代人材投資資金制度について>	17
	農業団体	18
	主要な問題の解説<農業災害補償制度について>	19
3	生産基盤	
	農 地	20
	主要な問題の解説<農業委員会による農地利用の最適化の推進について>	21
	農業農村整備の実施目標	22
	主要な問題の解説<土地改良法改正について>	23
	農業農村整備の実施状況	24
	主要な問題の解説<本県における農業用ため池・排水機場の耐震整備について>	25
4	農業生産	
	土地（耕地）利用	26
	主要な問題の解説<耕作放棄地の現状と対策について>	27
	農業生産	28
	主要な問題の解説<本県の市町村別農業産出額（推計）について>	29
	水稻・麦・大豆生産	30
	主要な問題の解説<愛知県における30年産以降の需要に応じた米生産について>	31
	野菜生産	32
	主要な問題の解説<西三河地域青果物パッキングセンターの取組について>	33
	花き生産	34
	主要な問題の解説<本県におけるスポーツシーンでの花きの活用について>	35

果樹・工芸作物生産	36
主要な問題の解説<茶の輸出拡大に向けた本県の取組について>	37
施設園芸	38
主要な問題の解説<あいちの施設園芸高度化プロジェクトの進捗について>	39
乳用牛・肉用牛の飼養動向	40
主要な問題の解説<畜産経営の安定に関する法律の改正について>	41
豚・鶏の飼養動向	42
主要な問題の解説<本県におけるうずらの飼養羽数の減少とその要因について>	43
農業災害	44
主要な問題の解説<本県における29年の気象状況について>	45
<b>5 技術の開発・普及</b>	
農業試験研究	46
主要な問題の解説<本県における次世代技術を活用した水田農業の技術開発について>	47
普及指導活動	48
主要な問題の解説<本県におけるプロジェクト型の普及指導活動について>	49
<b>6 流通・販売</b>	
農産物関連物価指数	50
主要な問題の解説<28年度の食料需給について>	51
青果物・花きの流通	52
主要な問題の解説<新たな卸売市場制度について>	53
畜産物の流通	54
主要な問題の解説<畜産クラスター協議会による施設整備等について>	55
食育の推進	56
主要な問題の解説<あいちの食文化を次世代へ継承していくための取組について>	57
農林水産物の輸出・6次産業化	58
主要な問題の解説<本県における6次産業化の取組事例について>	59
<b>7 時の話題</b>	
「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について	60
国家戦略特区における農業分野の取組について	61
経済連携協定（TPP11及び日EU・EPA）について	62
県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化について	63
農林水産物等の輸出促進の取組について	64
農地中間管理事業の進捗状況について	65
「あいち農業女子現地交流会」の実施について	66
第70回関西茶業振興大会愛知県大会について	67
主要農作物種子法廃止後の愛知県の種子供給体制について	68
本県育成品種の普及とブランド化について	69
畜産物の輸出促進に関する家畜衛生の対応について	70
第11回全国和牛能力共進会について	71
松原用水・牟呂用水の「世界かんがい施設遺産」登録について	72
農業・農村を維持する地域の共同活動の10年の歩み	73
農業用水を利用した小水力発電と再生可能エネルギーの固定価格買取制度について	74

# 1 愛知の農業

## 愛知県農業の主要指標

区 分	単 位	愛 知 県			全 国		資 料	備 考
		23年 (2011)	28年 (2016)	28年/23年	28年 (2016)	28年/23年		
農家戸数	戸	84,028	73,833	87.9	2,155,082	85.3	※出典資料の作成年次の関係で、データの詳細は以下のとおり。  28年値 ⇒2015農林業センサス 27年2月  23年値 ⇒2010農林業センサス 22年2月	<u>農家戸数</u> 総世帯数
農家率	%	2.9	2.4	-	4.0	-		
販売農家	戸	43,599	35,068	80.4	1,329,591	81.5		
専業農家	戸	10,024	11,105	110.8	442,805	98.1		
専業農家率	%	23.0	31.7	-	33.3	-		
主業農家	戸	10,128	8,754	86.4	293,928	81.7		
主業農家率	%	23.2	25.0	-	22.1	-		
農業就業人口	人	77,359	63,736	82.4	2,096,662	80.5		
女性の割合	%	51.5	51.4	-	48.1	-		
うち65歳以上	人	45,643	39,290	86.1	1,330,675	82.9		
65歳以上の割合	%	59.0	61.6	-	63.5	-		
基幹的農業従事者	人	66,861	55,332	82.8	1,753,764	85.5		
耕地面積	ha	78,600	76,300	97.1	4,471,000	98.0		
耕地面積率	%	15.2	14.8	-	12.0	-		
1戸当たり 平均耕地面積	ha	0.94	1.03	110.5	2.07	115.0		
水田面積	ha	44,400	43,300	97.5	2,432,000	98.3		
畑面積	ha	34,200	33,000	96.5	2,039,000	97.7		
水田率	%	56.5	56.7	-	54.4	-		
農業振興地域面積	ha	177,254	183,868	103.7	-	-	農業振興課資料 28年	
農振地域内 農用地区域面積	ha	70,072	68,153	97.3	4,720,000	-		
農業経営体(個別経営) 1経営体当たり総所得	千円	6,575	-	-	5,212	112.5	農業経営統計調査 経営形態別経営統計 28年  (経営耕地面積30a以上又は 農産物販売金額50万円以上の 個別経営体の抽出調査)	農業関係者のみの収 支を対象
農業経営体(個別経営) 1経営体当たり農業所得	千円	1,402	2,513	179.2	1,851	154.8		
農業経営体(個別経営) 1経営体当たり農外所得	千円	3,063	-	-	1,403	87.5		
農業産出額	億円	2,948	3,154	107.0	92,025	111.6	生産農業所得統計 28年  作付面積調査 28年	野菜、果実、花き   春・秋植えばれい しょを含む  花き・花木・種苗等  <u>作付延べ面積</u> 耕地面積
構成比 米	%	11.1	8.8	-	18.0	-		
構成比 園芸	%	58.7	60.4	-	40.7	-		
構成比 畜産	%	26.9	27.7	-	34.4	-		
農作物作付延べ面積	ha	72,200	69,700	96.5	4,102,000	97.8		
稲	ha	30,300	27,700	91.4	1,479,000	93.8		
野菜	ha	17,900	17,000	95.0	521,300	96.3		
果樹	ha	5,140	4,900	95.3	226,700	93.1		
花き等	ha	4,710	4,580	97.2	80,900	94.0		
耕地利用率	%	91.9	91.3	-	91.7	-		
施設園芸栽培延面積	ha	4,592	3,849	83.8	43,232	88.1	園芸農産課資料 28年値⇒26年 23年値⇒21年	ガラス室・ハウス類 等
乳用牛飼養頭数	頭	30,700	25,200	82.1	1,323,000	91.3	畜産統計調査 29年2月	採卵用成鶏めす
肉用牛飼養頭数	頭	52,600	42,900	81.6	2,499,000	91.8		
豚 飼養頭数	頭	351,800	328,400	93.3	9,346,000	96.0		
採卵鶏飼養羽数	千羽	7,843	6,611	84.3	136,101	100.5		

○数値の出典及び年次は資料欄に記載した。

## 県内産業の中の農業

### ●農業の総生産は1,438億円で9.0%増加

「あいちの県民経済計算」によると、27年度の県内全産業の総生産は39.6兆円で前年より2.8%増加しました。産業別では、第1次産業は8.9%、第2次産業は4.6%、第3次産業は2.0%増加しました。

第1次産業のうち、27年度の農業の総生産は1,438億円で、前年度に比べ9.0%（118億円）増加し、全産業に占めるシェアは0.4%となっています（A、B図）。

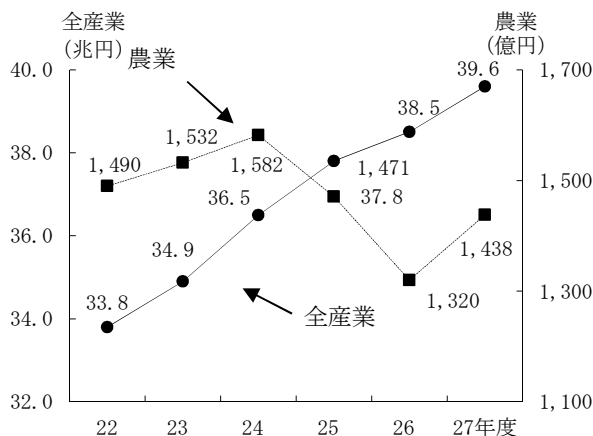
### ●農業就業者は、6万9千人で2.1%減少

本県の農業就業者は年々減少し、27年度には6万9千人となり、前年度に比べて2.1%、5年前に比べて10.3%の減少となりました（C図）。全産業就業者に占めるシェアは1.6%で、前年度に比べて0.1ポイント減少しました。

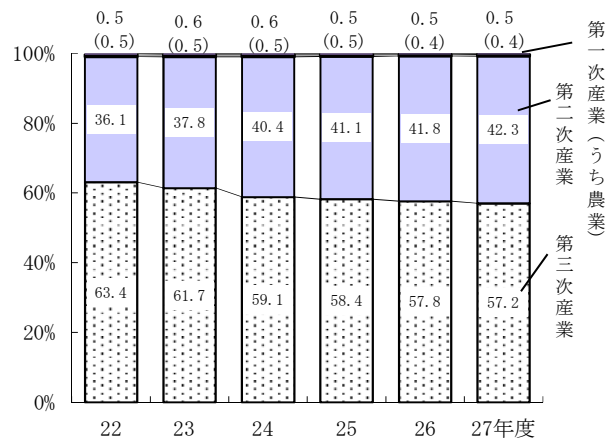
### ●農業就業者1人当たり総生産は208万円で21万円増加

27年度の就業者1人当たり総生産は、全産業平均では938万円、農業では208万円で前年度に比べて21万円増加しました。また、他産業と比較すると、農業／製造業は13.1%（製造業の約1/8）で前年度に比べて1.1ポイント増加、農業／卸売・小売業は33.2%（卸売・小売業の約1/3）で前年度に比べて2.9ポイント増加しました（D図）。

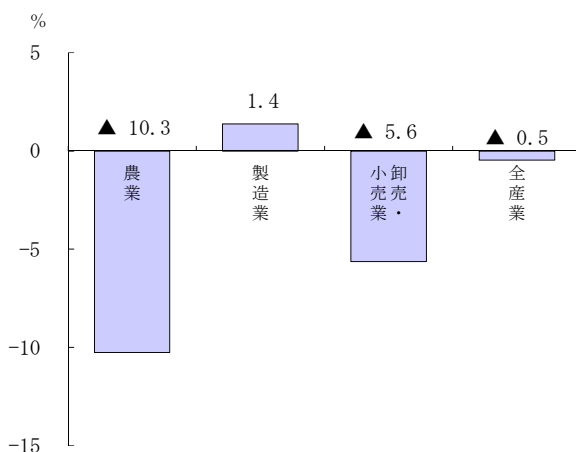
A図 県内総生産の推移



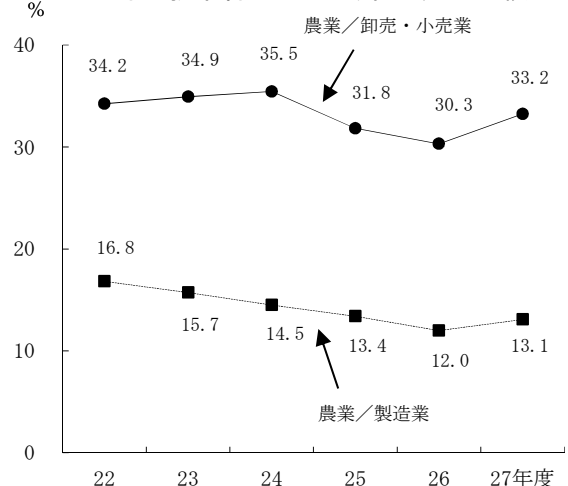
B図 県内総生産の産業別構成の推移



C図 産業別就業者の動向(27/22年度)



D図 就業者1人当たり総生産の比較



(資料 あいちの県民経済 (A~D図))

注) 「あいちの県民経済計算」の係数は改訂される場合があります。



# 主要な問題の解説

## 本県農業の全国位置について

A表 農業産出額の全国順位

区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	(億円)
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	(12,115)
2	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	(4,903)
3	鹿児島	千葉	千葉	鹿児島	鹿児島	鹿児島	(4,736)
4	千葉	鹿児島	鹿児島	千葉	千葉	千葉	(4,711)
5	熊本	熊本	熊本	宮崎	宮崎	宮崎	(3,562)
6	愛知	愛知	宮崎	熊本	熊本	熊本	(3,475)
7	宮崎	宮崎	愛知	愛知	青森	青森	(3,221)
8	青森	栃木	青森	青森	愛知	愛知	(3,154)
9	新潟	新潟	栃木	栃木	栃木	栃木	(2,863)
10	栃木	青森	新潟	新潟	群馬	群馬	(2,632)

(資料 生産農業所得統計)

本県の農業産出額の順位は、全国で常に10位以内にあり、3千億円程度の産出額を有する3番手グループに位置しています。28年の産出額は、3,154億円で前年に比べ91億円(3.0%)増加し、全国第8位でした(A表)。

品目別にみると、米が価格の上昇により22億円(8.7%)増加したほか、野菜がキャベツの単価上昇などで115億円(11.4%)増加した一方で、花きが主要品目であるさくの出荷量減少などにより4億円(0.7%)減少しました。

畜産では、豚肉や鶏卵の価格低下などにより48億円(5.2%)減少しました。

B表 農業産出額(28年)の品目別順位

区分	米	麦	類	野	菜	果	実	花	き	工	芸	肉	用	牛	乳	用	牛	豚	鶏	鶏	卵
第1位	新	潟	北	北	青	森	愛	知	北	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
2	北	海	海	海	和	山	千	葉	鹿	北	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
3	秋	田	福	岡	山	形	福	岡	沖	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
4	山	形	佐	賀	長	野	崎	玉	静	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
5	茨	城	群	馬	愛	媛	静	岡	野	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
6	宮	城	馬	玉	知	山	長	岡	野	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
7	福	島	熊	本	玉	静	岡	城	三	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重
愛知	28年	22位	8位	5位	13位	1位	16位	19位	7位	8位	12位	8位									
	27年	21位	7位	6位	12位	1位	16位	18位	7位	8位	12位	7位									

(資料 生産農業所得統計)

品目別順位をみると、花きが全国第1位(前年度第1位)、野菜が第5位(同第6位)、麦類が第8位(同第7位)、乳用牛が第7位(同第7位)、鶏卵が第8位(同第7位)と園芸、畜産部門は全国でも上位を占めています(B表)。また、耕種全体では第6位、畜産全体では第11位となっています。

C表 農業の主要指標

指標	愛知県	全国シェア(全国平均)	順位	調査年(月)
総農家数	73,833戸	3.4%	6	27(2)
販売農家数	35,068戸	2.6%	16	27(2)
主業農家数	8,754戸	3.0%	12	27(2)
専業農家数	11,105戸	2.5%	15	27(2)
基幹的農業従事者数	55,332人	3.2%	10	27(2)
耕地面積	76,300ha	1.7%	16	28(7)
農産物販売金額				
500万円以上	8,060戸	3.9%	6	27(2)
販売農家数				
農産物販売金額	3,974戸	5.8%	2	27(2)
1,500万円以上				
販売農家数				
農業産出額	3,154億円	3.4%	8	28
生産農業所得	1,150億円	3.0%	9	28
販売農家1戸当たり				
生産農業所得	3,279千円	(2,869千円)	13	28
総農家1戸当たり				
耕地面積	103.3a	(207.5a)	35	28
耕地10a当たり				
生産農業所得	151千円	(85千円)	6	28

(資料 農林業センサス、耕地面積調査、生産農業所得統計)

本県農業の主要指標に関する全国シェアをみると、総農家数、販売農家数、基幹的農業従事者数、農業産出額、生産農業所得は、いずれの指標も3%前後を占めています(C表)。

しかし、農産物販売金額が1,500万円以上の販売農家は3,974戸と、全国シェアは5.8%を占め、北海道に次ぐ全国第2位となっています。

その結果、総農家1戸当たりの平均耕地面積は103.3aであり、全国平均の207.5aと比べると約半分であるものの、耕地10a当たりの生産農業所得は全国第6位の151千円と、全国平均の1.8倍となっています。

本県では、農業産出額に占める野菜、花き、果実等の園芸部門の割合が高く、施設を活用した生産性・収益性の高い農業が行われています。

## 2 農家と経営

# 農 家

### ●農家数は7万4千戸で12.1%減少

27年2月の本県の総農家数は73,833戸となり、22年に比べ12.1%（10,195戸）減少し、販売農家数（総農家数－自給的農家数）も35,068戸と、19.6%（8,531戸）減少しました（A図）。

農家率（総世帯数に占める総農家数のシェア）は2.4%となり、22年と比べて0.5ポイント低下しました。

### ●販売農家のうち専業農家率は31.7%で8.7ポイント上昇

専業農家数は11,105戸で22年に比べて10.8%（1,081戸）増加しました。また、専業農家率（販売農家数に占める専業農家のシェア）は31.7%と、22年に比べ8.7ポイント上昇しました（A図）。

### ●販売農家のうち主業農家の構成割合は25.0%で1.8ポイント増加

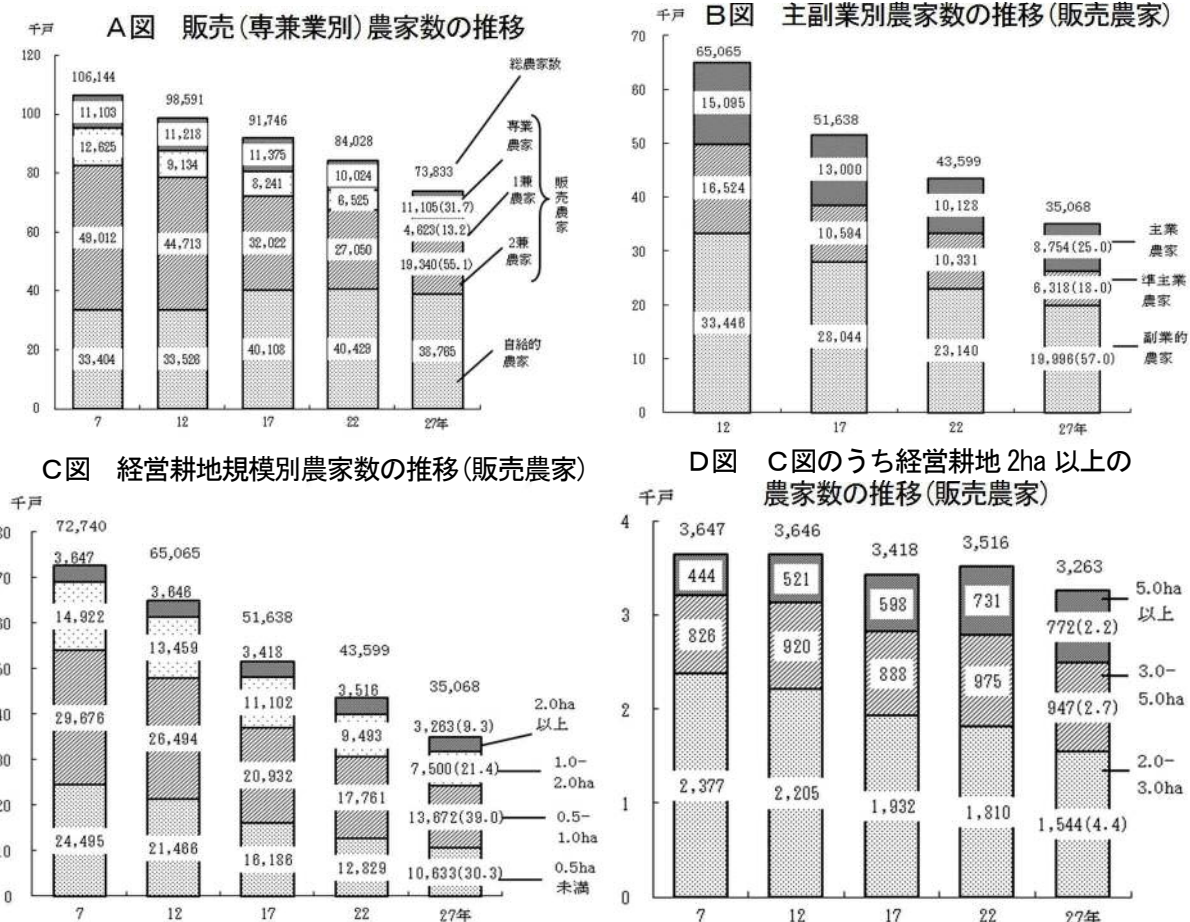
主業農家数は8,754戸で22年に比べ13.6%（1,374戸）減少しました。また、準主業農家は6,318戸で38.8%（4,013戸）、副業的農家は19,996戸で13.6%（3,144戸）減少しました（B図）。

構成割合を22年と比べると、主業農家が25.0%で1.8ポイント、副業的農家は57.0%で3.9ポイント上昇しました。一方、準主業農家は18.0%で、5.7ポイント減少しました。

### ●経営耕地規模別農家は5.0ha以上の農家数が5.6%増加

経営耕地規模別農家数は、2.0ha未満の階層では、22年に比べ1.0～2.0haの層が7,500戸で21.0%（1,993戸）、0.5～1.0haの層が13,672戸で23.0%（4,089戸）、0.5ha未満の層が10,633戸で17.1%（2,196戸）とすべての層で農家数が減少しています（C図）。

また、2.0ha以上の階層では、22年に比べ、2.0ha～3.0haの層が1,544戸で14.7%（266戸）、3.0ha～5.0haの層が947戸で2.9%（28戸）減少しました。一方、5.0ha以上の層は772戸で5.6%（41戸）増加しました（D図）。



注1) グラフ中の値は実数

注2) ( ) は販売農家に占めるシェア

(資料 農林業センサス (A～D図))

## 本県における農業法人の動向について

### 1 法人化を進める背景

農業従事者の減少や高齢化が急速に進む中、地域農業の発展には、効率的かつ安定的な経営体の育成や経営体質の強化を図ることが重要な課題となっています。こうした課題に対応するための一つの有効な手段として、国、県ともに農業経営の法人化を推進しているところです。農業経営の法人化については、経営体の信用力が高まることによる安定的な雇用の確保や、円滑な経営継承などが期待できることから、本県では「食と緑の基本計画2020」において、32年度までに800法人を育成することを目標としています。

29年度は、法人化のメリット・デメリットなどの研修会を法人化個別相談会とあわせて4回開催するとともに、法人化を検討している農業者に対して税理士等の専門家と県普及指導員を合同で20件派遣しました。こうした取組の成果も含め、農業法人数は年々増加し、29年8月現在では691法人（全国では21,800法人、国調査）となっています（P8、A図参照）。

### 2 部門別の動向

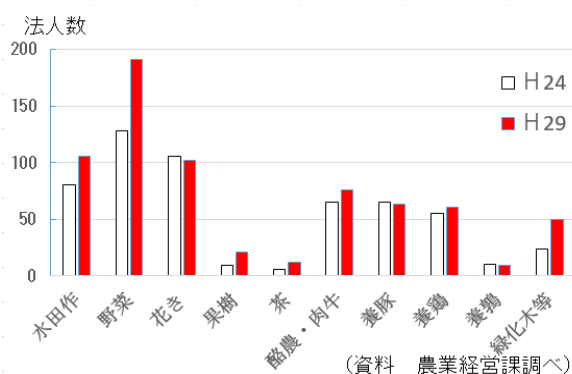
最近5年間で143法人増加（26%増）しており、特に野菜では63法人増と増加分の44%を占めており、法人設立が盛んな経営部門となっています（A図）。トマト、イチゴなどの施設野菜からキャベツなどの露地野菜まで幅広い作目で法人化が進みました。

一方で、花きや養豚、養鶏の部門は法人数が減少しましたが、需要・販売価格の低迷や資材の高騰による経営の悪化などが主な原因と考えられます。

農業法人の営農類型の比率を全国と比較してみますと、全国では、水田作

の比率が最も高く30%を占めていますが、愛知県では18%とやや低くなっています。一方で、畜産、野菜、花きといった集約的な営農類型の比率が全国より高くなっています（B表）。

A図 部門別農業法人の状況



B表 農業法人の営農類型別比率の全国比較

	水田作	野菜	果樹	花き	畜産	その他
愛知県	18%	22%	4%	18%	26%	13%
全国	30%	16%	6%	7%	21%	21%

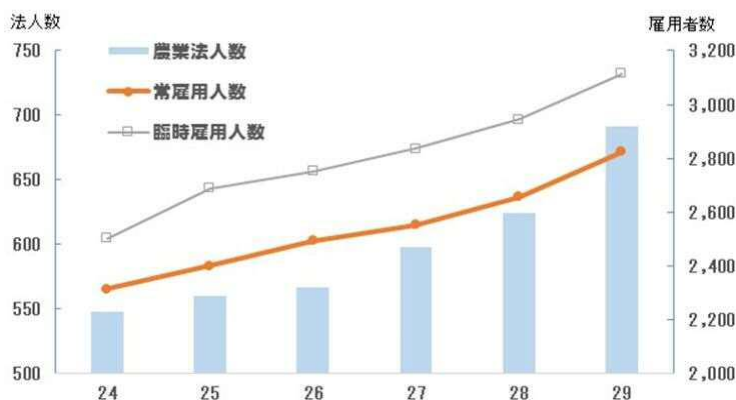
(資料 農林業センサス2015より)

### 3 法人雇用者数の拡大

691法人が雇用する常時雇用者数は2,824名であり、臨時雇用者数の3,114名とあわせて5,938名となり、対24年比で、常時雇用者数は22%、臨時雇用者数は24%増えています（C図）。

また10名以上の雇用が導入されている大規模法人は、24年の139戸から165戸となり、経営の大規模化が進みました。

C図 農業法人数と雇用者数の推移



(資料 農業経営課調べ)

# 農業労働力

## ●農業就業人口は約6万4千人で65歳以上が61.6%、22年より17.6%減少

27年2月の農業就業人口（販売農家のうち自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員）は63,736人で、22年より17.6%（13,623人）減少しました。このうち65歳以上は39,290人で22年より13.9%（6,353人）減少しましたが、全就業人口に占める割合は61.6%と22年より2.6ポイント増加し、高齢化が進んでいます（A図）。

また、何らかの形で自営農業に従事している者（農業従事者）は94,366人で25.4%（32,188人）減少しました（B図）。

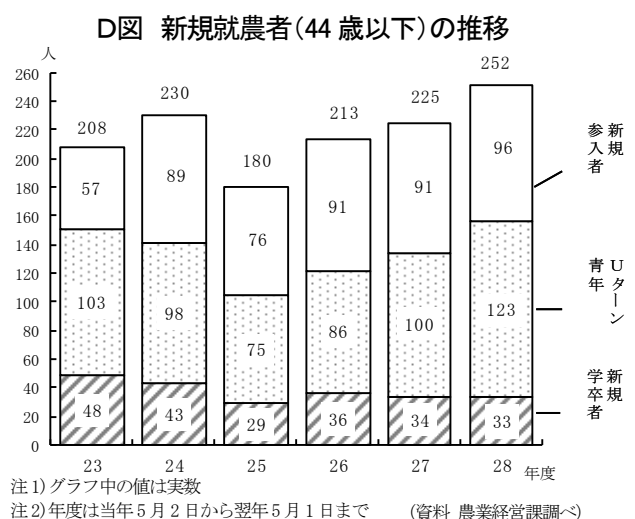
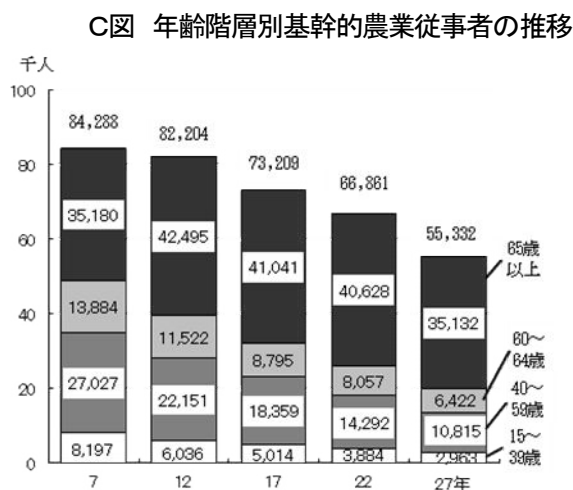
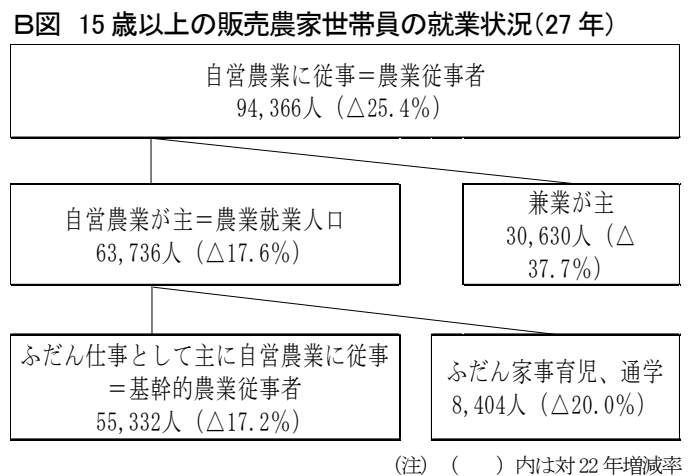
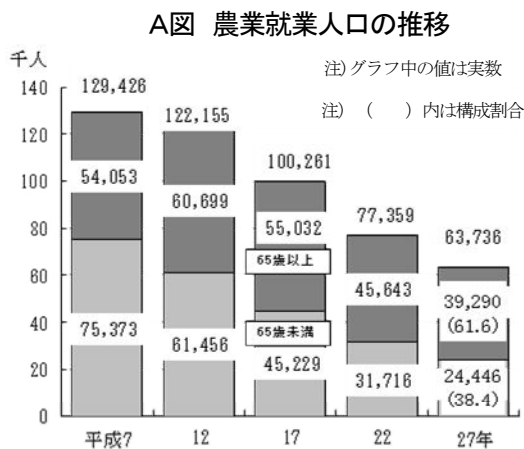
## ●基幹的農業従事者は約5万5千人で22年より17.2%減少

基幹的農業従事者（農業就業人口のうち、ふだん仕事として、主に自営農業に従事している者）は55,332人で22年より17.2%（11,529人）減少しました（B、C図）。

また、年齢階層割合は、65歳以上では全体の63.5%と22年より2.7ポイント増加し、60歳以上では全体の75.1%で22年より2.3ポイント増加しました。60歳未満は全体の24.9%で22年より2.3ポイント減少しました。

## ●新規就農者は252人で前年度より27人増加

28年度（ただし、28年5月2日から29年5月1日まで）の新規就農者数（44歳以下）は252人で前年より27人増加しました。新規学卒就農者は33人と前年より1人減少、Uターン青年は123人と前年より23人増加、新規参入者は96人と前年より5名増加しました（D図）。



(資料 農林業センサス (A～C図))

## 本県における新規就農者等の動向について

### 1 青年農業者数の推移と地域別・部門別割合

29年5月1日現在の青年農業者数（44歳以下の農業者）は3,351人となり、前年より減少（47人）しています（A図）。

地域別では、本県農業の主要産地であり専業農家率が高い東三河地域で全体の半分以上（53.6%）を占めています。部門別では、花きが862人（25.7%）と最も多く、施設野菜825人（24.6%）、露地野菜678人（20.2%）の順で、この3部門で全体の約7割を占めています（B図）。

### 2 新規就農者の数と部門別割合

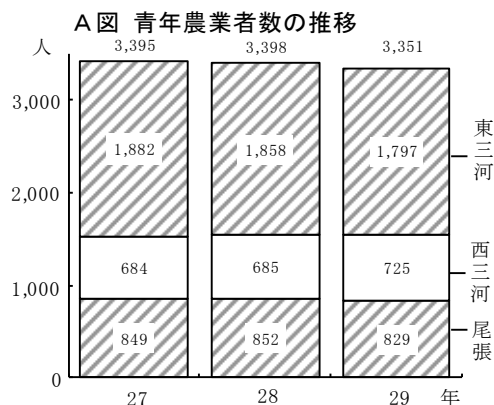
28年度（ただし、28年5月2日から29年5月1日まで）の新規就農者（44歳以下）は252人であり、部門別では、露地野菜78人（31.0%）、施設野菜が70人（27.8%）、花き30人（11.9%）の順になります。この中には新規参加者が96人含まれ、部門別では露地野菜が35人と最も多くなっています（C図）。

新規参加者の内訳は、個人経営開始が48人であるのに対し、農業法人や大規模農家への就業は48人となっています。近年では、農業法人等への就業者が増加する傾向にあり、このことは19年度と24年度の農林業就業形態の推移で、雇用者のうち正規の職員・従業員が増加（210%）していることからわかります（D表）。

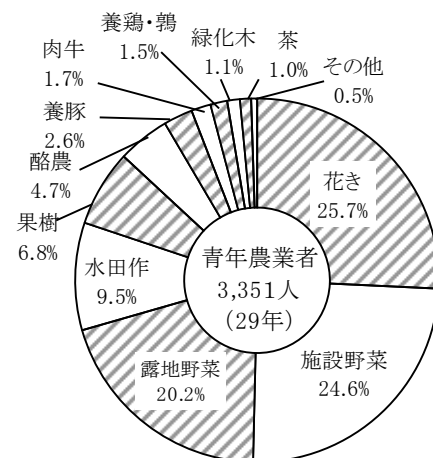
（注）新規参加者：農家以外の出身で自ら農業経営を開始した者又は農業法人等に雇用され将来農業経営を開始しようとする、若しくは、農業生産における特定の部分を担当すると見込まれる者。

### 3 全国における新規就農者

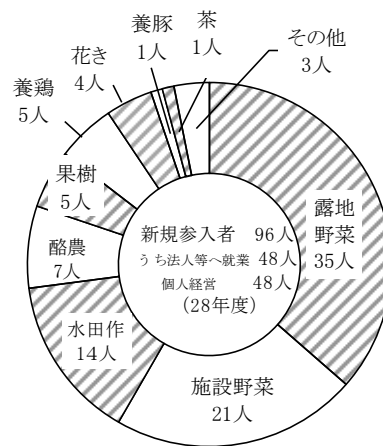
農林水産省の調査によると、28年の新規就農者数（44歳以下）は、19,020人と対前年比740人減少（対前年比96%）しています。内訳では、本県とは異なり自営農業就農者（新規学卒・Uターン）及び新規参加者で減少し、雇用就農者は増加しています（E表）。



B図 青年農業者の部門別割合



C図 新規参加者（44歳以下）の部門別人数



（資料 農業経営課調べ（A～C図）  
パート及びアルバイトは含まない）

D表 農林業就業形態の推移 (人)

区分	就業形態						総数
	自営業主	家族従業者	雇用者	うち会社などの役員	うち正規の職員・従業員	うち非正規の職員・従業員	
19年度	39,600	24,100	27,800	2,800	10,100	14,900	91,500
24年度	30,200	10,600	41,700	1,800	21,200	18,700	82,500
24/19年度	76%	44%	150%	64%	210%	126%	90%

※ 平成19年度就業構造基本調査結果（県民生活部統計課）より「農業」と「林業」の合算数値  
 ※ 平成24年度就業構造基本調査結果（県民生活部統計課）より「農業、林業」の数値  
 ※ 数値については、単位未満を四捨五入しており、また、総数に分類不能・不詳等の数値を含んでいるため、総数が内訳を合算した数と一致しないことがある。

E表 新規就農者（44歳以下）（全国） (人)

区分	自営農業就農者		雇用就農者	新規参加者	計
	新規学卒	Uターン			
27年	1,670	8,400	7,360	2,320	19,760
28年	1,560	7,830	7,410	2,210	19,020
28/27年	93%	93%	101%	95%	96%

※ 平成27・28年新規就農者調査結果（農林水産省）  
 ※ 平成27年調査から調査日を4月1日現在から2月1日現在に変更  
 ※ パート及びアルバイトを含む  
 ※ 数値については、単位未満を四捨五入しており、総数が内訳を合算した数と一致しないことがある。

# 経営体

## ●農業法人は 691 法人で 67 法人増加

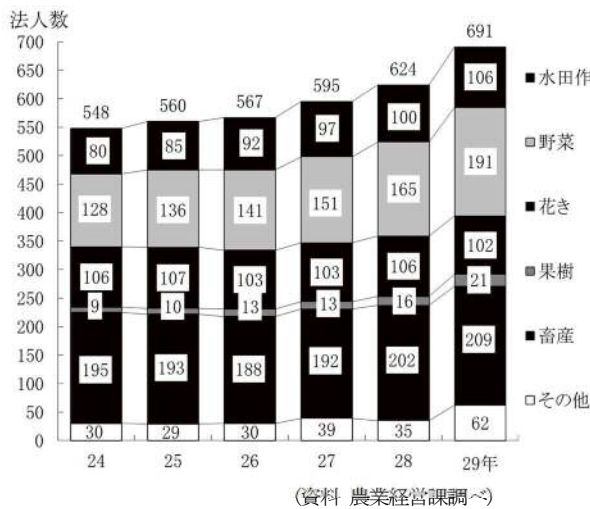
本県の農業法人数（農事組合法人 1 号<sup>(注)</sup>は除く）は、29 年 8 月で 691 法人と 28 年より 67 法人増加しています。部門別では畜産が 209 法人で全体の 30.2%を占め、次いで野菜（191 法人）、水田作（106 法人）の順となっています（A 図）。このうち、農地法の規定による要件を満たし農地等を所有もしくは借りて農業経営を行う農地所有適格法人は 29 年 4 月で 289 法人と 28 年より 9 法人増加し、部門別では、花きが 96 法人で全体の 33.2%を占め、次いで水田作（89 法人）、野菜（47 法人）の順となっています（B 図）。

(注) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業のみを行う農事組合法人。

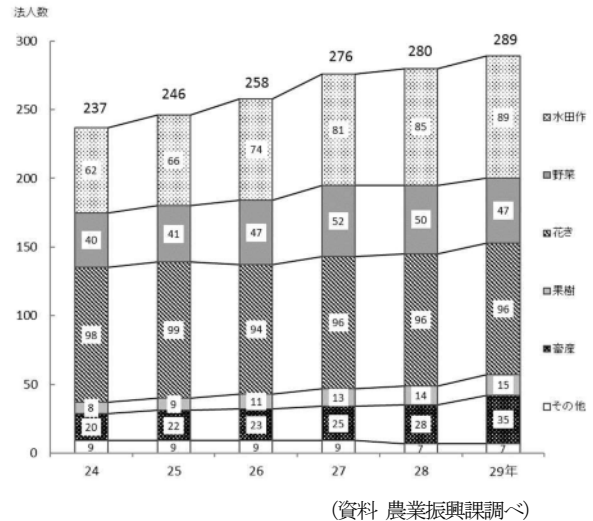
## ●認定農業者は 4,663 経営体

29 年 3 月末の本県の認定農業者は 4,663 経営体（4,186 農業者と 477 法人）です（C、D 図）。経営類型別では、単一経営が 3,423 経営体で全体の 73.4%を占め、そのうち水稲主体が 298 経営体（全体の 6.4%）です。施設野菜は 926 経営体と、全体の 19.9%を占めています。

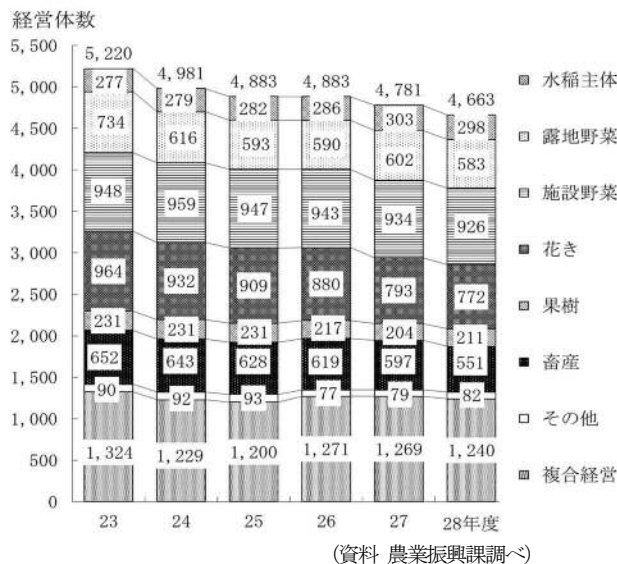
A 図 農業法人の設立状況



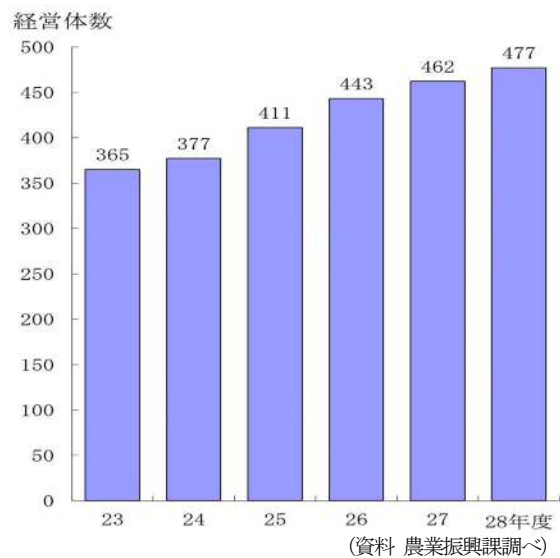
B 図 農地所有適格法人の設立状況



C 図 認定農業者数の推移



D 図 認定農業者のうちの法人の推移



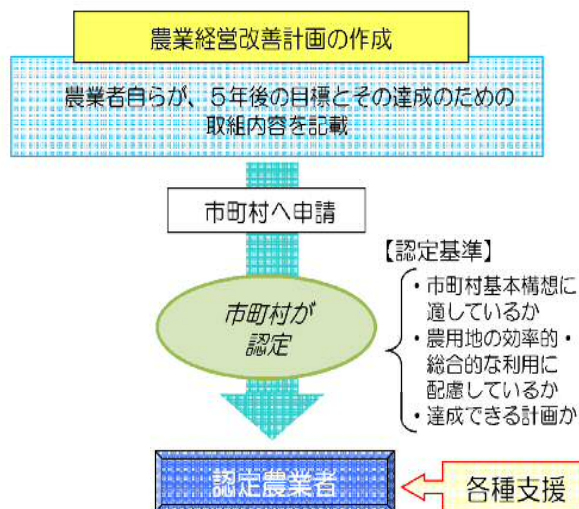
## 認定農業者制度について

### 1 認定農業者制度とは

認定農業者制度は、農業における担い手が不足している中で、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法に設けられた法的枠組みの一つです。

制度の仕組みは、自らの農業経営の改善を行おうとする者が5年後の目標及びその達成のための取組内容を記載した計画を作成し市町村に申請します。市町村はその計画の内容を審査・認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じ、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図っていくものとなっています。

認定農業者に対しては、農業委員会による農用地の利用集積の支援をはじめ、金融面での優遇措置、税制上の特例措置等があり、重点的に支援していく仕組みが整えられています。



### 2 本県における認定農業者の状況

本県における認定農業者数は、29年3月末時点で4,663経営体となっており、28年3月末時点と比較して118経営体の減少となっています。また、全国における認定農業者の状況は、29年3月末時点と28年3月末時点を比較すると3,781経営体の減少となっています。

主な認定農業者の減少理由には、農業就業人口の減少と認定農業者の高齢化、農業経営改善計画の目標を達成しているが、再認定を受けなかった経営体があることなどがあげられます。

また、申請に際して農業者からは「複数市町村での認定申請をする際の手続きが煩雑」、「農業経営が多様化する中で認定の判断基準がわかりづらい」、「長期間手続きが進まない」等の声もあります。

全国的にも同様な状況の中、農林水産省は30年1月に申請手続きの負担軽減、認定基準の明確化等のため「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」を一部改正しました。

本県においては、この改正内容を含めた認定農業者制度について、市町村や農業委員会等への周知に努めていきます。

複数市町村での認定申請の手続きが簡単になります。

**質問**

今住んでいる市で認定農業者になっているけど、他の市でも認定農業者になりたいんだ。経営改善計画をまた作らなきゃいけないのかな？

**回答**

新たに作る必要はありません。既に認定を受けた経営改善計画と認定書を使って他の市町村にも申請することができます。

認定の判断基準が「所得」に統一され、わかりやすくなります。

**質問**

町に認定される時の判断基準がよくわからないわ。

**回答**

認定の判断基準は、農業者（または農業法人）の営農活動全体から得られる所得が市町村が定める基本構想の目標水準以上かどうかで判断します。

(資料 農林水産省パンフレット  
「認定農業者の皆様へ 認定農業者の申請がしやすくなります!」)

# 農家経済

## ●農業所得は251万円で67.3%増加

28年の本県の販売農家における農家経済（個別経営農業経営体1経営体当たり平均）をみると、農業所得は、251万円（全国平均185万円）と前年に比べ67.3%増加しました（A図）。

## ●農業粗収益は807万円、農業経営費は556万円、農業所得率は31.1%

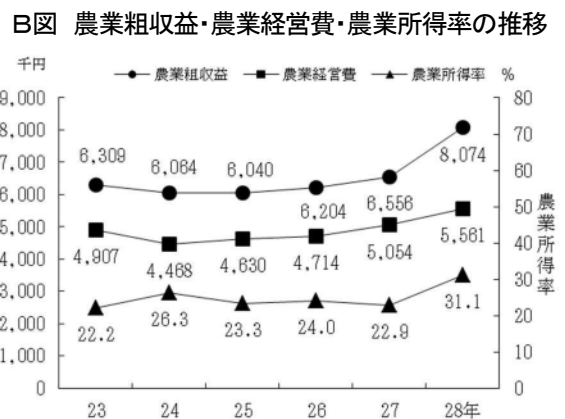
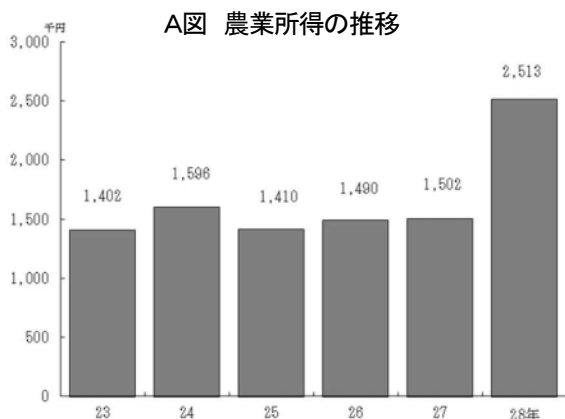
28年における農業粗収益は807万円と、前年に比べて23.2%（152万円）増加しました（B図）。また、農業経営費は556万円で、前年に比べ10.0%（51万円）増加しました。これは、飼料、賃借料などが減少しましたが、雇用労賃、種苗・動物等、肥料、農業薬剤、諸材料、光熱動力、農機具、農用自動車、農用建物などが増加したことによるものです（C図）。

なお、農業所得率（農業粗収益に占める農業所得の割合）は31.1%で、前年を8.2ポイント上回りました（B図）。

## ●農家総所得に占める可処分所得の割合は3.3ポイント増加

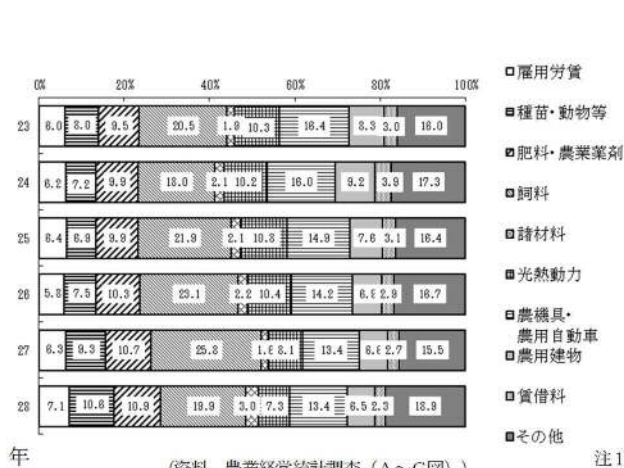
27年における農業経営体（経営耕地30a以上又は農産物販売金額50万円以上の個別経営体）の1経営体当たりの農家総所得に占める可処分所得の割合は、83.9%で、前年に比べ3.3ポイント増加しました（D図）。

なお、1経営体当たりの可処分所得は勤労者世帯の約1.0～1.3倍で推移していますが、これは農外所得や年金等を含むためであり、農業所得のみでは勤労者世帯に比べてかなり低くなります。



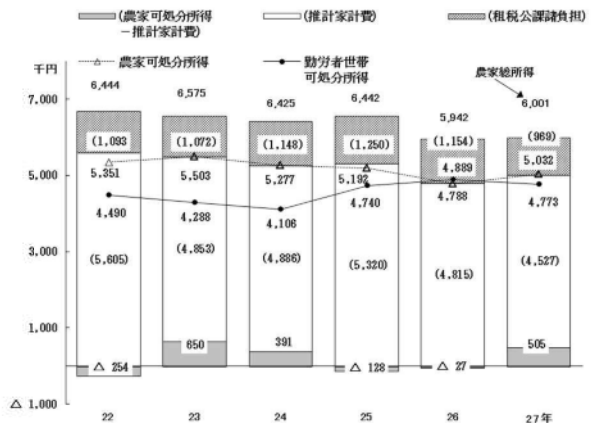
注) 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

**C図 農業経営費構成の推移**



(資料 農業経営統計調査 (A～C図))

**D図 農家総所得の用途別内訳の推移**



注1) 農家可処分所得＝農家総所得－租税公課諸負担

注2) ( )内は農家総所得の内訳金額を示しています。

注3) 折れ線(実線)部分は勤労者(名古屋)1世帯当たりの可処分所得の推移を示しています。

注4) 推計家計費は、2人以上世帯の全世帯(名古屋)平均を基礎としているので、留意が必要です。

(資料 農業経営統計調査、総務省 家計調査)



## 主要な問題の解説

### 営農類型別経営統計からみた本県の農業経営について

営農類型別経営統計は、農業経営について、営農類型別及び経営部門別に農業経営収支等を明らかにしたもので、農業経営統計調査の一つとして実施されています。

ここでは、28年の営農類型別経営統計から、本県農業経営の特徴を経営部門別に見てみます。

(注) 本調査結果は、20年度から調査対象戸数が大幅に減少しており、事例的な結果としての要素が強いことから、19年以前との比較等、活用にあたっては注意が必要です。

#### 1 平均経営規模 —畜産部門では全国平均を上回る—

28年の調査農家の平均経営規模を部門別にみると、水田作や園芸作物部門では全国平均を下回っていますが、畜産部門では全国平均を上回っています(A表)。

#### 2 農業所得 —肥育牛、養豚、酪農、採卵養鶏で全国値を大きく上回る—

28年の農業経営全体での農業所得を部門別にみると、肥育牛が最も多く4,345万円、次いで養豚の2,999万円、酪農の2,893万円の順となっています(B図)。全国平均との比較では、肥育牛、養豚、酪農、採卵養鶏が全国値を大きく上回っており、施設花き、施設野菜及び露地野菜も全国値を上回っています。

#### 3 平均経営規模あたりの農業所得 —施設野菜、施設花きは全国の3倍以上—

調査農家の平均経営規模で農業所得を割った値は、露地野菜、施設野菜、果樹、施設花き、酪農及び養豚で全国を上回っています(C表)。特に施設野菜、施設花きは全国の3倍以上の値となっており、生産性の高さが分かります。

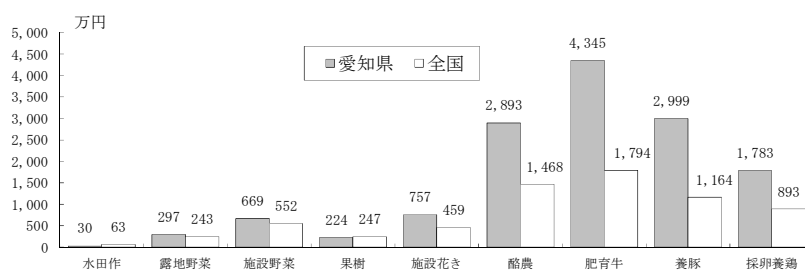
#### 4 農業所得率 —園芸部門が高く、畜産部門が低い傾向—

部門別の農業所得率をみると、園芸部門が高く、畜産部門が低い傾向にあり、これは全国でも同じ傾向です。本県では、特に、養豚が23.5%、肥育牛が26.1%、果樹が43.9%とそれぞれ全国より6.0ポイント、3.4ポイント、3.4ポイント高くなっています(D図)。

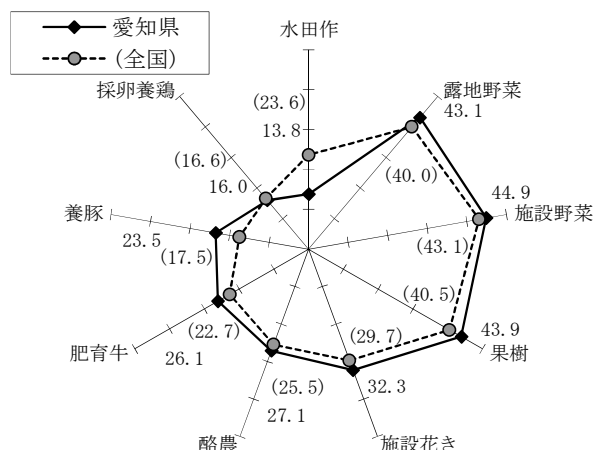
A表 調査農家の平均経営規模(28年)

部 門	単 位	愛知県	全 国
水 田 作	a	171	236
露地野菜	a	143	199
施設野菜	a	78	266
果 樹	a	121	163
施設花き	a	108	220
酪 農	頭	67	45
肥 育 牛	頭	308	101
養 豚	頭	1,822	1,000
採卵養鶏	羽	31,096	14,312

B図 経営部門別の農業所得(28年)



D図 経営部門別の農業所得率(28年)



C表 平均経営規模あたりの農業所得(28年)

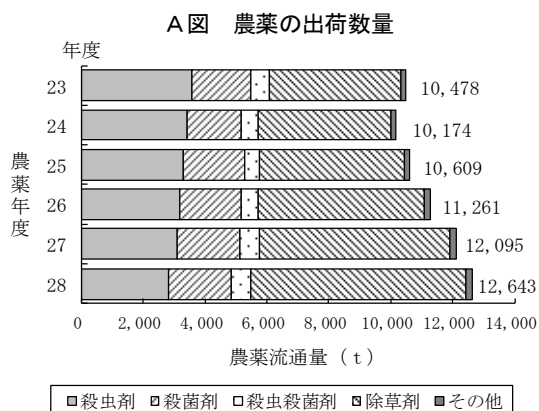
部 門	単 位	全 国	愛 知 県
水 田 作	万円/a	0.3	0.2
露 地 野 菜	万円/a	1.2	2.1
施 設 野 菜	万円/a	2.1	8.6
果 樹	万円/a	1.5	1.9
施 設 花 き	万円/a	2.1	7.0
酪 農	万円/頭	32.3	43.4
肥 育 牛	万円/頭	17.8	14.1
養 豚	万円/頭	1.2	1.6
採卵養鶏	万円/羽	0.1	0.1

## 農薬・肥料・農業機械

### ●28 農薬年度（27 年 10 月～28 年 9 月）の農薬出荷数量は増加

28 農薬年度の本県向けの農薬出荷数量は、12,643 t（対前年度比105%）と増加しました。

薬剤ごとでは、前年度より殺虫剤が8%、殺虫殺菌剤が6%減少した一方で、殺菌剤はほぼ同量、除草剤は13%増加しました（A図）。



（資料 農薬要覧）

### ●28 肥料年度（28 年 6 月～29 年 5 月）の三要素肥料流通量は増加

28 肥料年度の三要素肥料流通実績は68,701tで対前年度比106%でした。これは、27 年度に肥料価格が上昇し肥料の購入量が抑えられた一方で、28 年度に肥料価格が26 年度並みに下がり、購入量が増えたためです。

複合肥料の内訳をみると、高度化成肥料が12,699t（前年度比150%）、普通化成肥料が5,579t（前年度比92%）、NK化成肥料が920t（同145%）、配合肥料が34,936t（同108%）でした。単肥の内訳を見ると、窒素肥料が5,038t（同114%）、りん酸肥料が6,209t（同61%）、加里肥料が1,242t（同110%）でした（B図）。



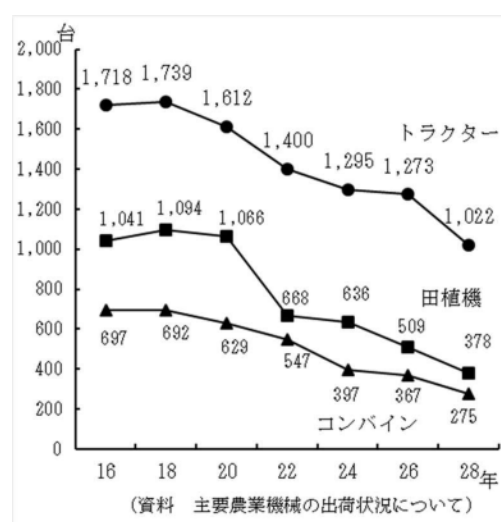
（資料 農業経営課調べ）

### ●農業機械の年間出荷台数は減少

28 年の本県向けの農業機械出荷台数は、26 年に比べると、トラクターが1,022 台（対26 年比80%）で251 台減少、田植機は378 台（同74%）で131 台減少、コンバインは275 台（同75%）で92 台減少しています（C図）。

また、トラクターの内訳は、50ps 未満が892 台（同86%）、50ps 以上が130 台（同56%）です。コンバインの内訳は、自脱5 条未満が207 台（同72%）、自脱5 条以上が49 台（同75%）、普通型が19 台（同127%）でした。

### C図 トラクター、田植機及びコンバインの出荷台数の推移



## 愛知県農薬管理指導士の認定について

### 1 農薬管理指導士認定事業

農作物等の安定的な生産及び管理にとって不可欠かつ基礎的な資材である農薬については、その取扱い及び使用に当たり十分な安全性の確保を図ることが必要です。

このため、農薬販売者は、農薬を単に販売するのみでなく、農薬使用者に対する安全な使用方法についての的確な助言を行うことが求められます。また、防除業者及びゴルフ場農薬使用者（以下「農薬取扱業者」という。）は、広範な地域において病虫害や雑草の防除を行うことから、地域環境にも十分配慮した農薬の使用が求められます。

そこで、本県では、これらに対応できる人材を育成する観点から、昭和 61 年度から農薬管理指導士の認定事業を実施しています。

### 2 農薬管理指導士の認定状況

農薬販売者、農薬取扱業者のうち、知識や実務経験のある人などを農薬管理指導士として認定します。具体的には、農薬取扱業務の実務経験を一定期間積んだ後に、認定を申請した者に対して、農薬に関する専門的な研修（養成研修）を実施するとともに試験を課し、その合格者を農薬管理指導士とします。育成目標は毎年 100 名です。認定有効期間は 5 年間とし、5 年ごとに更新研修を受講した方を更新認定しています。

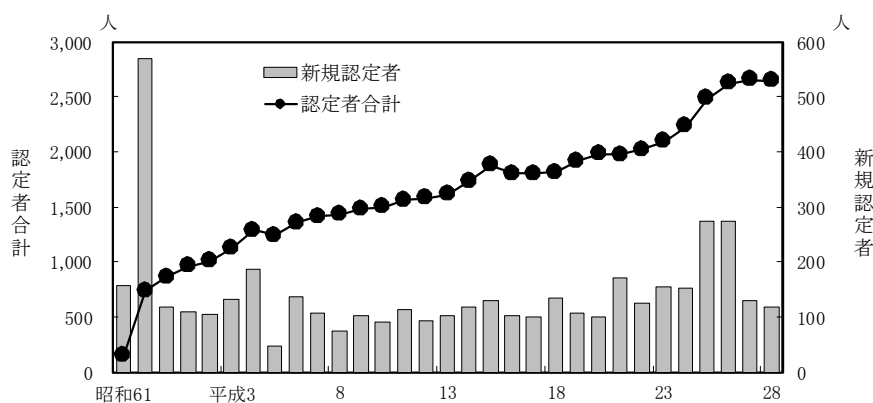
昭和 61 年度から認定事業を開始し、平成 29 年 4 月 1 日時点で 2,649 人の農薬管理指導士が活躍されています（A 図、B 図）。

### 3 農薬管理指導士の任務

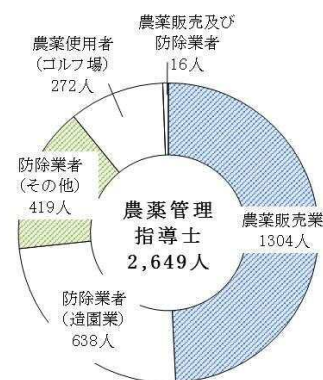
農薬管理指導士は、農薬販売者や農家、農薬取扱業者に的確な指導・助言を行うとともに、自らも率先して範を示し、農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たることを任務としています。農薬取締法など関係法規、農薬の特性や適正使用方法、病虫害の発生生態や防除に関することは、その時々的情勢により変化することがあるので、県や関係団体が主催する研修会などへの参加、農薬に関する情報収集などによって自らの資質を向上させようとする姿勢が求められます。

農薬管理指導士の任務は、県民の健康及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。今後も農薬販売者及び農薬取扱業者の中で、中核的な役割を担うことが期待されています。

A 図 愛知県農薬管理指導士の認定状況



B 図 愛知県農薬管理指導士の内訳



# 環境保全型農業

## ●化学肥料及び化学合成農薬の削減状況

28年度における作付面積当たりの化学肥料の使用量（流通量の成分量から算出）は、18年度比で窒素94%、リン酸71%、カリウム84%となっています。化学合成農薬の使用量（出荷数量の成分量から算出）については、18年度比で97%となっています（A図）。

## ●化学合成農薬低減技術の普及

チリカブリダニ剤やスワルスキーカブリダニ剤などの天敵農薬は、受粉用にミツバチ等の訪花昆虫を利用する作物（いちご、なす等）や、登録農薬の少ないつまもの野菜（しそ、食用ぎく）等において、ハダニ類やアザミウマ類の害虫を防除する目的で3,291kg普及しています。BT剤やトリコデルマアトロビリデ剤などの微生物農薬は、病害虫に効果があり、人を含めた哺乳類への安全性が高いことから、総合防除体系に組み込まれ、出荷量は11.1tと増加しています（B図）。

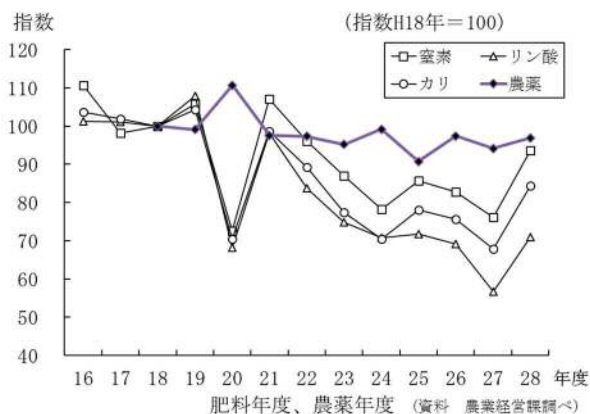
## ●GAPの導入産地等数

愛知県農産物環境安全推進マニュアルを始めとしたGAPは、年々導入が進み、28年度には150産地等で導入されています。GAPには様々なレベルのものがありますが、認証を取得しているのは1割未満となっています。作目別の導入産地等数では、野菜が最も多く74、次いで稲・麦・大豆で46、果樹が17となっています（C図）。

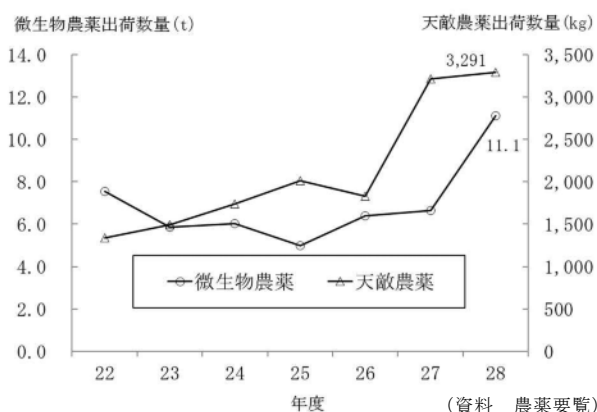
## ●エコファーマーの認定状況

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の低減に取り組む農業者をエコファーマーとして認定しており、累積認定者数は、5,525人（29年3月末現在）となっています（D図）。

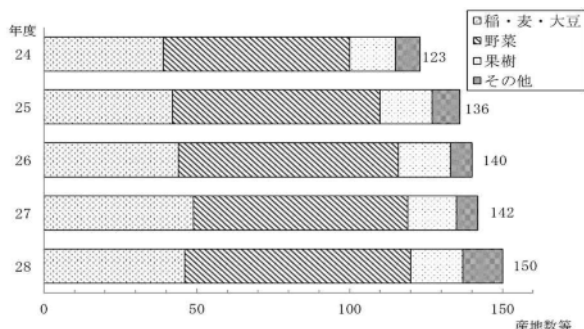
A図 作付面積当たりの化学肥料及び農薬使用量の推移



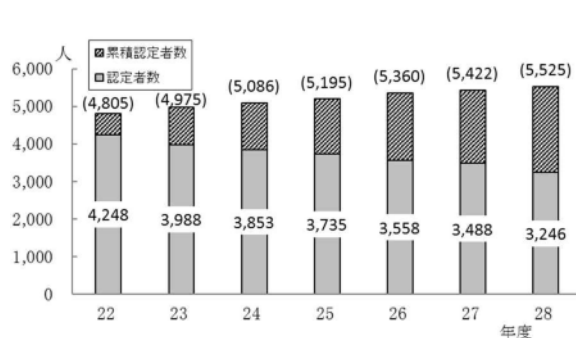
B図 化学合成農薬低減技術の普及状況



C図 作目別GAP導入産地等数の推移



D図 エコファーマー認定者数の推移



(資料 農業経営課調べ)

(資料 農業経営課調べ)

## 愛知県におけるGAPの推進について

### 1 GAPとは

GAPとは、Good Agricultural Practiceの略称で、「農業生産工程管理」と訳され、農産物の安全性などを確保するため、生産者自らが、農業生産における各工程をチェックして改善に取り組む手法です。

GAPには、水準の異なる様々な種類があります。食品安全に関する項目は共通として、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、環境保全、労働安全が加わった内容です。国際水準のGAPでは、人権保護（労務管理）、農場経営管理、商品回収テストの実施等まで加えています。

### 2 これまでのGAPの状況と愛知県GAP認証制度スタート

本県では、GAPを環境と安全に配慮した農産物の供給を行う上で重要な取組として位置づけ、18年3月に、愛知県GAP「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」を策定し、農業者団体と連携しながら推進してきました。現在、県内の主要な産地の8割近くがGAPに取り組んでおり、安全な農産物生産への意識は高まっています。しかし、その取組の水準は様々で、第三者による認証GAPに取り組む事例は多くありません。

このような中、29年3月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリ・パラ」という。）における調達基準が示され、オリ・パラへ出荷できる農産物は、国際的に通用するGAP認証を受けているか、ガイドラインに沿った都道府県GAPで都道府県等公的機関による認証を受けているものに限定する、とされました。

本県では、オリ・パラに出荷を希望する産地等が出荷できるよう、学識経験者、生産者、流通関係者などで、確認・審査の方法などを検討し、愛知県GAPの認証制度を30年4月から実施しています。

表 主なGAP認証制度の種類

愛知県GAP	愛知県が平成30年4月から認証開始。 国のガイドラインに完全準拠。
JGAP	(一財)日本GAP協会が運営主体。 ASIAGAPとJGAPがある。 ASIAGAPは国際的な食品安全にかかわる認証制度。
GLOBAL G.A.P	欧州小売業組合が運営主体。 欧州の大手量販店等に農産物を納入するためには、このGAPの認証を受けることが条件となっている。

### 3 本県のGAP推進の方向

GAPは、環境と安全に配慮した農業の取組に留まらず、経営意識の向上にもつながる有効な取組であることから、今後も引き続き支援することとしています。

そのために、

- 1 すでにGAPに取り組む産地に対する、GAP水準の高度化に向けた支援
- 2 国際水準GAPの認証取得希望産地等に対する支援
- 3 次代の担い手に向けたGAPの普及啓発を3つの柱とし30年度以降、取り組んでいきます。

29年度には、取組の第1歩として24名の指導者養成を行いました。今後も引き続き、生産者が必要とするGAPを適切に指導できるよう、指導者養成を進めると同時に、生産者に向けた研修を実施し、よりよい農業生産に向けた生産者の取組を支援していきます。さらに、農業大学の授業や研修にGAPの内容を取り入れて次代の農業者にGAPの考え方を身につけていただき、地域全体に普及していくよう取り組みます。

# 農業資金

## ●農家の預貯金残高が2,238万円に減少

28年における本県の農家1戸当たりの預貯金等は、2,238万円と前年より590万円減少し、全国平均の1,805万円を433万円(24.0%)上回っています(A図)。

また、農家1戸当たりの借入金残高は192万円で、全国平均の201万円を9万円(4.5%)下回っています(B図)。

(注) 本調査結果は、20年から調査対象戸数が大幅に減少しており、事例的な結果としての要素が強いことから、19年以前との比較等、活用にあたっては注意が必要です。

## ●農業制度資金の貸付(承認)額が増加

28年度における農業制度資金の貸付(承認)額は、103億8千万円で、前年度に比べ21億7千万円(26.4%)の増加となりました。

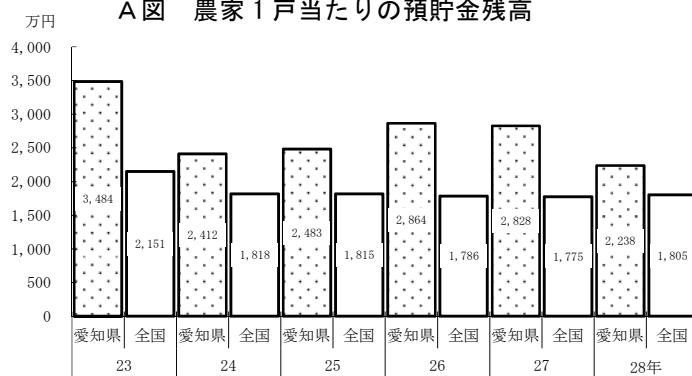
資金別の増減を見ますと、公庫資金の農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付額が56億7千万円で前年度に比べ26億6千万円(88.4%)の増加となっており、公庫資金全体では62億4千万円の貸付額となり、23億2千万円(59.3%)の増加となりました。農業近代化資金は、17億1千万円で前年度に比べ1億6千万円(8.5%)減少しました。

また、26年10月に融資を開始した、新規就農者が施設等を導入するための青年等就農資金は3億3千万円で前年度に比べ1億5千万円(30.9%)減少しました。

運転資金では、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)及び農業経営安定資金の年度末における極度額<sup>(注1)</sup>の累計が、それぞれ24億円、3千万円(計24億3千万円)となりました(C図)。

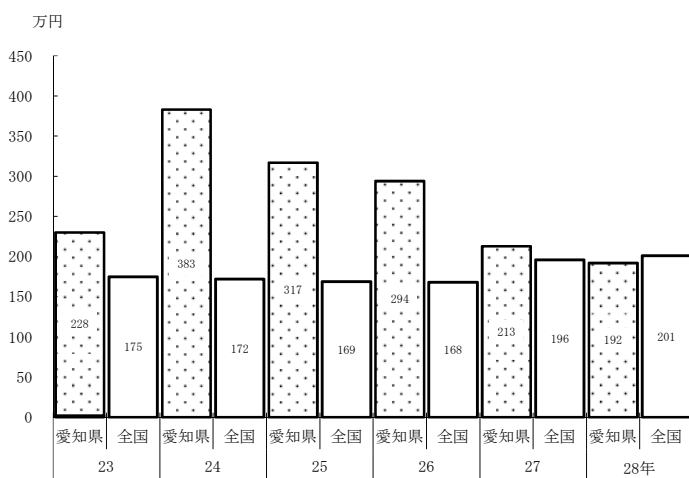
(注1) 極度貸付方式であらかじめ融資機関と借入者との間で約定した貸付金の上限額のことをいい、その範囲内で、貸付・返済を繰り返し行うもの。

A図 農家1戸当たりの預貯金残高



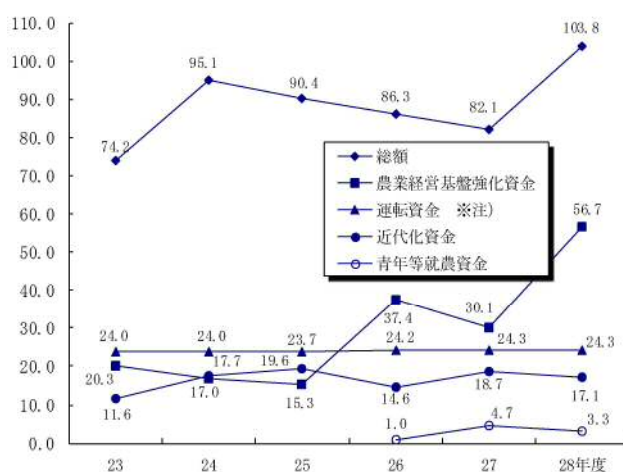
(資料 農業経営統計調査) ※注

B図 農家1戸当たりの借入金残高



(資料 農業経営統計調査)

C図 農業制度資金の貸付(承認)状況



※注) 運転資金=スーパーS資金+農業経営安定資金  
(資料 農業経営課調べ)

## 農業次世代人材投資資金制度について

### 1 制度の概要

農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金。以下「資金」という。）制度は、就農意欲を喚起すること、新規就農者の定着を図ることを目的として24年度から始まりました。

資金には、研修に専念する期間中（原則は最長2年間。海外研修が認められた場合は最長3年間）に交付される準備型と、就農直後の経営確立に向けた期間中（最長5年間）に交付される経営開始型の2種類があり、要件を満たす方に対して、準備型は県から、経営開始型は市町村から、1年間あたり150万円（経営開始型を夫婦で受給する場合は225万円）を上限とする金額が交付されています。

### 2 本県におけるこれまでの実績

24～29年度の6年間に準備型を受給しながら研修を行い、研修終了後に就農したのは195人です。

自ら農業経営を開始（注1）した方が最も多く106人（注2）、次いで農業法人等に就職した方が86人となっています。

24～29年度の6年間で、397人が経営開始型を受給しながら自ら農業経営を行い、うち191人は29年度末までに受給が終了しています。

（注1）3親等以内の親族の農業経営を継承した場合も含みます。

（注2）当初は農業法人等に就職し、その後に自ら農業経営を開始した方を含みます。

区 分	準備型		経営開始型		合計（実人数）		
		うち離農した者		うち離農した者	うち離農した者	定着率	
24～29年度受給者計	243	29	397 (93)	26 (5)	547	50	
うち就農した者	195	29			499	50	90.0%
うち独立・自営就農者	106	5	397 (93)	26 (5)	413	26	93.7%
うち親元就農者	3	0					
うち雇用就農者	86	24			86	24	72.1%
うち研修中又は就農準備中の者	44				44		

（ ）内は、経営開始型及び準備型の両方を受給している人数

※準備型受給者243人のうち、4人が就農前に研修を中止（交付された資金は全額返還済）

### 3 本県における新規就農者の定着に向けたフォローアップ

新規就農者が抱える課題を相談できるよう、29年度の経営開始型採択者から「経営・技術」、「営農資金」、「農地」それぞれ専属の担当者（サポートチーム）を市町村が選任することになりました。

サポートチームは、交付終了時まで原則年2回（4月と10月）は新規就農者を訪問し、経営状況を把握するとともに、課題解決の支援を行います。

29年度は22市町で40人が新規採択されたことから、それぞれの新規採択者に対してサポートチームが訪問活動などを順次開始しています。

# 農 業 団 体

## ●総合農協は20組合

農業協同組合法に基づいて設立された本県の総合農協は、昭和50年度末には県内で119組合ありました。その後、適正かつ能率的な事業運営を行うことを目的として、農業協同組合整備特別措置法、農業協同組合併助成法が施行され、数度の合併を経て、28年度末で20組合となっています(A図)。

農家の減少や都市化、混住化の進行に伴い准組合員比率(組合員総数に占める准組合員の割合)が年々高まっており、28年度末には72.9%となっています(B図)。このため、農業振興はもとより、組合員の生活の向上やコミュニティーづくりなど農協に求められる役割も多様化してきています。

## ●専門農協は15組合

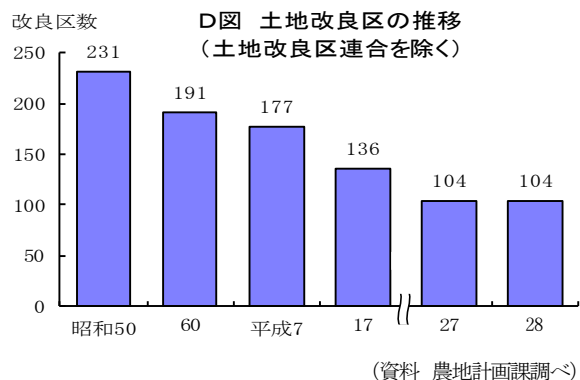
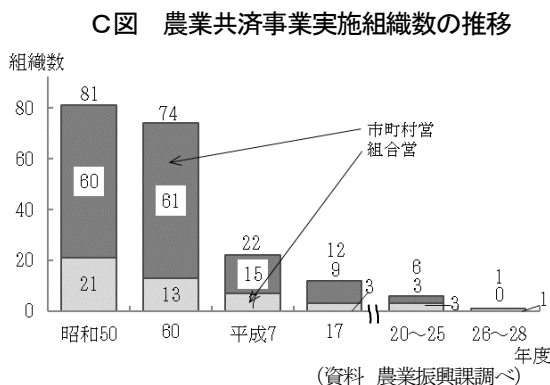
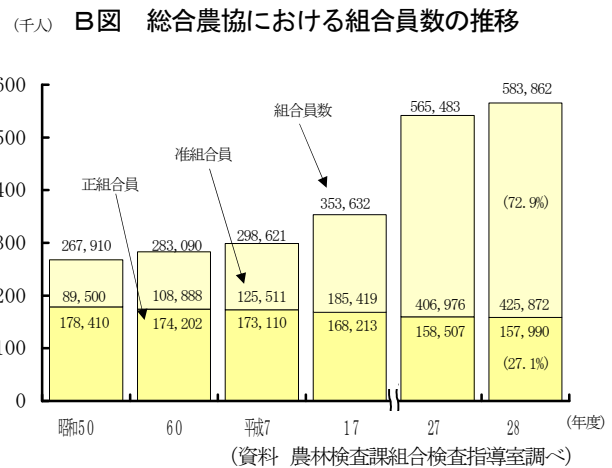
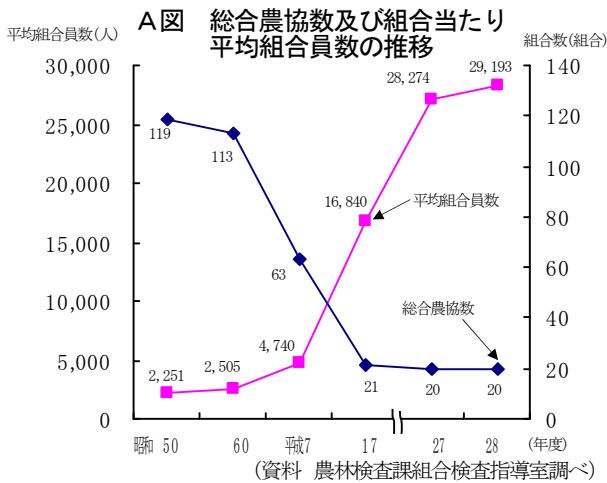
県内の専門農協は、昭和50年度末には90組合ありましたが、28年度末で15組合となっています。部門別の組合数は、昭和60年度に養蚕部門が0組合となったほか、12年度に酪農部門の10組合が合併しています。畜産や養鶏など他の部門は近年漸減しています。

## ●農業共済組合は県域1組合【26年4月から1組合化】

農業保険法に基づき農業共済事業を実施している本県の組合等は、昭和25年度末には228ありました。その後、安定かつ効率的に事業を実施し得る事業基盤及び事業実施体制の確立を図ることを目的とした数度の広域化指導により、20年度末では6組合等(組合営3、市町村営3(うち一部事務組合2))に集約されてきました(C図)。さらに、24年11月から6組合等を一つの農業共済組合に統合するため協議を進めた結果、26年4月から1県1組合(愛知県農業共済組合)となりました。

## ●土地改良区は104改良区

土地改良区は、土地改良法に基づき農業用の用排水施設及び道路等の新設、改修、維持管理並びに農用地の区画整理、造成等を行う法人で、28年度末で104改良区となっています(D図)。近年、農村の都市化、混住化の進行が土地改良区の運営基盤を圧迫しつつあるため、組織の強化が急務です。





## 主要な問題の解説

### 農業災害補償制度について

#### 1 制度と機構

農業災害補償制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度です。仕組みは、自然災害の危険にさらされているすべての農家が、共済掛金を出し合って、共同準備財産を造成することにより、災害時にその共同準備財産をもって被害農家に共済金を支払う相互扶助を基本としています。

農家は愛知県農業共済組合と共済契約を結び、掛金を納めることで、自然災害等で被害を受けた場合に、収量の減少やハウス等の倒壊などに対して共済金を受け取り、損失を補てんして農業経営の安定を図ることができます。

#### 2 制度の改正点について

29年6月23日に農業災害補償法が改正されました。

原則として31年産から、以下のとおり見直しが行われます。

現行	見直し内容
<b>法律名</b> <input type="radio"/> 農業災害補償法	<input type="radio"/> 農業保険法に改正されました
<b>米・麦の当然加入制</b> <input type="radio"/> 米・麦は共済への加入が義務付け	<input type="radio"/> 任意加入制に移行します
<b>収穫共済</b> <input type="radio"/> 米・麦の一筆方式 ( 被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式 ) <input type="radio"/> 果樹の特定危険方式及び園芸施設共済の短期加入 ( 災害の種類や期間を選択して加入する方式 )	<input type="radio"/> 廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、被害の大きいほ場を補償します <input type="radio"/> 廃止します
<b>家畜共済</b> <input type="radio"/> 死廃共済と病傷共済のセット加入 <input type="radio"/> 共済期間開始時の価値で補償 <input type="radio"/> と畜場で発見される牛白血病は、農業者が出荷した場合のみ共済金の対象 <input type="radio"/> 初診料は自己負担、その他の診療費は共済金で補償 <input type="radio"/> 家畜の導入から2週間以内の事故では共済金の支払はできない	<input type="radio"/> 死廃共済と病傷共済に分離し、一方のみの選択もできるようにします <input type="radio"/> 日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の価値で補償します <input type="radio"/> 農業者が出荷した場合に加え、家畜商経由の場合も共済金の対象にします <input type="radio"/> 診療費全体(初診料を含む)の1割を自己負担とします(現行の自己負担総額と同水準) <input type="radio"/> 共済の加入者間で取引された家畜の場合は共済金の支払ができるようになります
<b>掛金</b> <input type="radio"/> 掛金率は農業者一律に設定	<input type="radio"/> 共済金の受取りが少ない農業者は掛金率を下げっていきます
<b>収入保険制度</b> <input type="radio"/> 制度なし	<input type="radio"/> 農業共済制度に加え、収入保険制度を開始します(収入保険制度は、30年4月設立の全国農業共済連合会が実施主体で、10月から加入受付を開始し、31年産から加入できます)

### 3 生産基盤

## 農 地

#### ●耕地面積は5年間で2.9%減少

28年7月現在の耕地面積は76,300haで5年間に2,300ha(2.9%)減少しました。田畑別では、田43,300ha、畑33,000haで5年間に田は1,100ha(2.5%)、畑は1,200ha(3.5%)減少しました(A図)。

#### ●農地法による権利移動は増加

28年の農地法による耕作目的での権利移動は218haで前年に比べ1ha(0.0%)増加しました。

権利の種類別では所有権移転が158ha(対前年比5.8%減)、賃借権設定・移転は26ha(同6.2%増)、使用貸借権の設定・移転等は34ha(同35.4%増)となっています(B図)。

#### ●農業経営基盤強化促進法による利用権設定等面積は増加

28年の利用権設定等面積は4,564ha(対前年比101.5%)となり、前年より67ha増加しました(B図)。

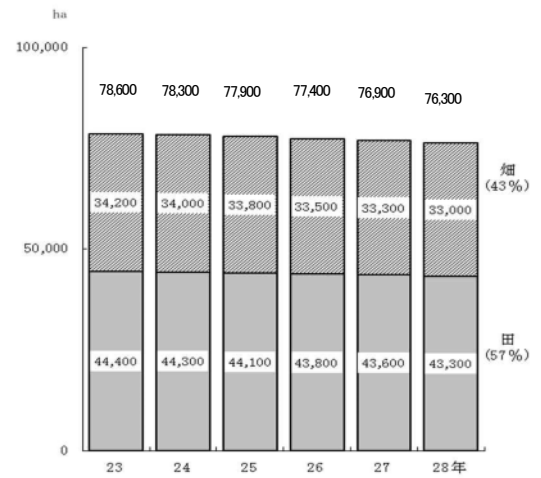
利用権設定の存続面積は28年度末現在で、16,594ha(同109.9%)と前年より1,491ha増加しました。

#### ●農地転用面積は増加

28年の農地転用面積は732haで前年より25ha(3.5%)増加しました。

転用目的別にみると、住宅が315haで全体の43.0%、その他の建物施設等が353haで全体の48.2%あり、これらの目的で全体の91.2%を占めています(C図)。

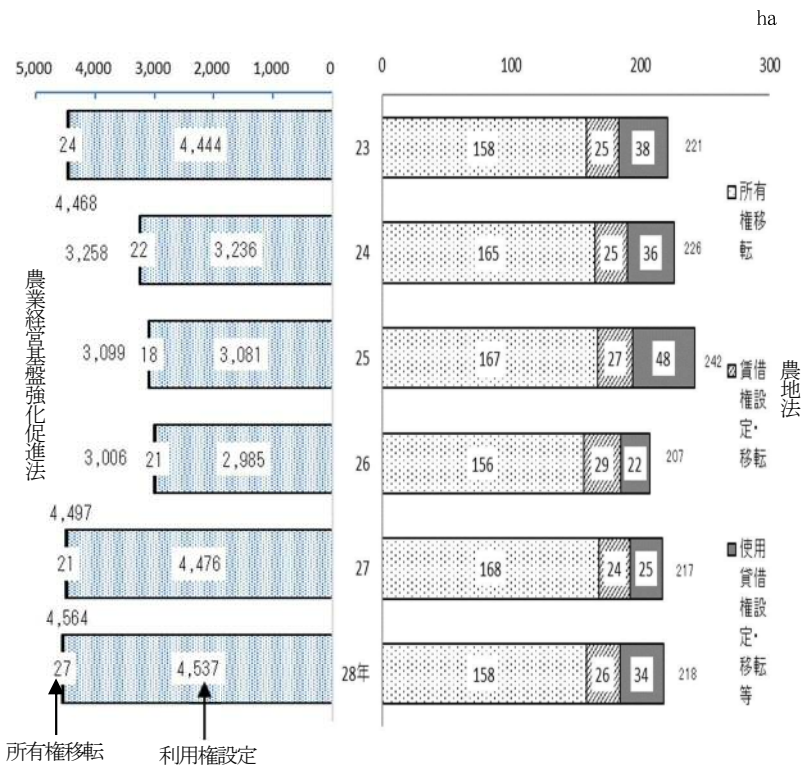
A図 耕地面積の推移



注) 四捨五入による端数処理のため計が一致しない場合がある。以下同じ。

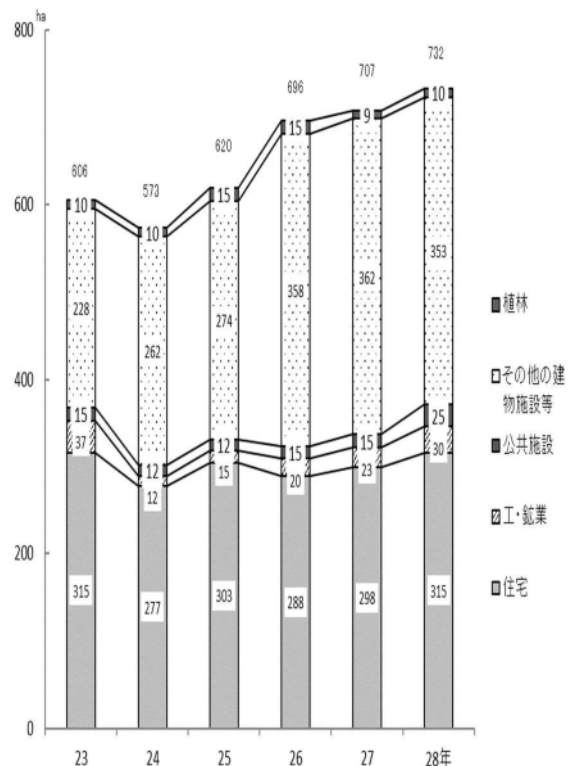
(資料 耕地面積調査)

B図 農地権利移動面積の推移



(資料 農地権利移動・借賃等調査)

C図 農地転用面積の推移



(資料 農地権利移動・借賃等調査)

## 農業委員会による農地利用の最適化の推進について

### 1 農業委員会法改正について

農地利用の最適化を推進するため、「農業委員会等に関する法律」が改正され、28年4月に施行されました。「農地利用の最適化」とは、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の成果を上げるために、出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付を促すなどの掘り起こしや担い手とのマッチングのための活動を行うことです。（主な改正点）

- 農業委員会事務の重点は「農地利用の最適化の推進」であることが明確にされました。
- 農業委員の選出方法が、選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。
- 主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が新設されました。
- 農業委員会をサポートするため、本県では、一般社団法人愛知県農業会議（以下「農業会議」という。）を農業委員会ネットワーク機構として指定しました。

（本県の状況）

- 平成30年度中に、54農業委員会すべてが新体制に移行します。  
※ 現在51農業委員会が新体制へ移行済
- 農業委員と最適化推進委員数（平成29年11月2日現在）（単位：人）

旧体制農業委員会（3市町）		新体制農業委員会（51市町村）	
	人数		人数
農業委員	68	農業委員	682
—	—	最適化推進委員	500
合計	68	合計	1,182

### 2 本県における両委員間の連携及び農業委員会と農地中間管理機構との連携

推進委員は、農地利用の最適化の業務に特化し、担当区域にそれぞれ責任を持ちます。

一方、農業委員は、全域を対象とし、許認可業務が専任業務となりますが、最適化推進活動の機動力アップのため、推進委員と適切に役割を分担します。

また、農地利用の最適化の推進に関する取組は、担い手への農地の集積・集約化を目的とする農地中間管理機構の業務と農業委員会の業務が連動することで政策効果が大きくなることから、推進委員のみならず、農業委員の活動を含めて農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携する必要があります。

このため、昨年9月4日～13日に県内3か所で、農業会議が農地中間管理機構の協力を得て、農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る「キックオフ会議」を開催し、農業委員・推進委員合わせて約1,300人が参加しました。

主に推進委員が実際の現場で農地利用の集積・集約化に繋がる案件の掘り起こし等の活動を行うこととなりますが、そのような案件の情報を農地中間管理機構と共有する他、地域・集落の話し合いに一緒に参加するなどの活動も重要であり、本県はこのような活動をサポートして行きます。

# 農業農村整備の実施目標

## ●農業農村整備の目標を設定

食と緑の基本計画 2020 では、次のような姿の実現を目指しています。

- ・めざす姿1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保
- ・めざす姿2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践
- ・めざす姿3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

これらを実現する取組のひとつとして、農業農村整備関係施策を位置付け、28 年度から 32 年度の数値目標を次のとおり掲げています（A表）。

A表 本県における農業農村整備関係施策の実施目標

めざす姿	施策体系 (大項目)	中項目	主な取組	数値目標
競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	意欲ある人が活躍できる農業の実現	農業生産基盤整備の推進	農地の大区画化・汎用化等の推進 農業水利施設や農道等の整備・更新の推進	●農地や農業水利施設等の整備・更新面積 5年間で9,500ha
農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	農林水産業への関心と理解を深める取組の推進	出前授業や生き物調査のイベントなどの実施	—
自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	災害に強く安全で快適な生活環境の確保	農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進	農業用排水機場・排水路・ため池などの耐震化等の推進	●農山村地域の防災・減災対策面積 5年間で6,500ha 内農地分4,500ha ●農林道の整備・保全延長 5年間で40km 内農道分20km ●森林・農地・漁場の保全・整備面積 農地 毎年19,000ha ●森林・農地・漁場の保全活動面積 農地 毎年32,460ha 内多面的30,000ha
		快適な生活環境の確保	農林道の整備・保全 農村の生活排水処理施設の整備・保全	
	多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮	用排水路や農道等の補修等への支援 農地等の保全活動への支援		
農林水産業を核とした元気な地域づくり	農林水産業を核とした元気な地域づくり	地域の特性を生かした農山漁村の活性化	小水力発電等の導入促進	

## ●農地や農業水利施設等の整備・更新【5年間で9,500ha】

担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を促進するため、農地の大区画化や汎用化等の生産性の向上を図る整備とともに、将来にわたって農地の生産性を維持するため、老朽化した農業水利施設等の適期、適切な整備・更新を推進します。



## ●農山村地域の防災・減災対策【5年間で農地分4,500ha】

南海トラフ地震等の巨大地震や集中豪雨等による自然災害から県土や県民の暮らしを守るため、農業用のため池や排水機場、海岸保全施設等の耐震化や更新整備を推進します。



## ●農林道の整備・保全【5年間で農道20km】

農山漁村の快適な生活環境を確保するため、農道の整備・保全を推進し、農業振興とともに地域の交通環境の改善・維持を図ります。

## ●森林・農地・漁場の保全・整備【毎年 農地19,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金制度）を活用して、地域で取り組む用排水路や農道等の補修等を行う長寿命化活動を支援します。

## ●森林・農地・漁場の保全活動面積【毎年 農地(多面的)30,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金制度）を活用して、地域で取り組む農地や用排水路等の保全活動を支援します。



### 土地改良法改正について

28年11月29日に政府の農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」が決定されました。当プログラムは農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決して行くことを目的とし、政府としての施策の方向性を定めたものです。

当プログラムの施策の一つに「真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し」が位置づけられており、その施策を実現する形で29年9月25日に「土地改良法等の一部を改正する法律」が施行されました。この度の法改正で創設・改正された制度の概要を以下のとおり説明します。

#### 農用地の利用集積の促進に関する措置

##### ○農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の創設

農業従事者が高齢化などの理由により、農地中間管理機構への農地の貸し付けを要望しても、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがあります。

一方で、農地の所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、そのままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があります。

このような問題を解消し、農地の整備と集積・集約化を図るため、農地中間管理権が設定された農用地を対象とした農家負担や同意を伴わない新たな事業制度が創設されました。

#### 防災及び減災対策の強化に関する措置

##### ○国又は地方公共団体が農業者からの申請によらず実施できる農業用排水施設の耐震化

国・県営土地改良事業は、従来から農業者からの申請により実施できますが、巨大地震発生のリスクが高まる中、早急な地震対策の必要性から、農業者からの申請を待たずに、基本的に農家の負担や同意を伴わず、ため池等の耐震対策を実施できる制度が創設されました。

##### ○土地改良施設の突発事故被害に迅速に対応できる新たな仕組の創設

農業水利施設の老朽化が進み、パイプラインの破裂等の突発事故が増加しているため、災害復旧事業と同様の手続で迅速に突発事故復旧事業が実施できるようになりました。

##### ○津波等による塩害の除去のために必要な「除塩事業」を土地改良事業として位置付け

南海トラフ地震など巨大地震及びこれに伴う津波の発生リスクが高まっている中、除塩事業を土地改良事業として実施できるようになりました。

#### 事業実施手続の合理化に関する措置

##### ○国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件の見直し

国・県営土地改良事業を農業者が申請する際、従来は「15人以上」という申請人数の要件がありました。農地の集積・集約化の進展に伴う農家数の減少に対応し、人数要件が廃止されました。

##### ○土地改良施設の更新事業における同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

土地改良区が申請する国・県営の土地改良施設更新事業について、従来は認められなかった一定の機能向上を伴う事業も同意徴集を省略できるようになりました。

##### ○土地の共有者等の取扱いの見直し

相続などによる共有地の増加に伴う問題に対応し、共有地の事業参加資格者等を一人の者とみなし、その権利を代表者が行使する制度が創設されました。

## 農業農村整備の実施状況

### ●農用地の基盤整備状況

農用地の基盤整備は、水田においては大型機械化体系に対応した区画形状（30a以上）の整備を、畑においては農道の整備をそれぞれ目標として、各種農業農村整備事業により実施しており、28年度末には水田で74%、畑で89%の整備率となっています（A表）。また、農業機械の一層の大型化及び大幅なコスト低減のために、農地の大区画化を積極的に実施しています。

A表 農用地の基盤整備状況（28年度末現在）

地目	指標	愛知県 (ha)			備考
		全面積	整備済	整備率	
水田	30a以上区画	37,541	27,625	74%	50a以上区画の県整備率は13%
畑	末端農道完備	21,351	18,892	89%	

注) 農振農用地面積で算定。

(資料 農地計画課調べ)

### ●基幹用排水施設整備の促進

老朽化に伴う機能障害や大規模地震に対し耐震性を有していない基幹的な用排水施設について、国営、水資源機構営による更新整備や耐震対策を行う大規模農業水利事業を積極的に促進しています（B表）。

B表 大規模農業水利事業の概要

(単位：百万円)

事業名	事業主体	受益面積 (ha)	工期 (年度)	総事業費	29年度まで (予算ベース)	進捗率
豊川用水二期	水資源機構	17,501	11～42	248,390	184,468	74.3%
新濃尾 (二期)	農林水産省	10,139	19～34	39,571	26,425	66.8%
矢作川総合第二期	農林水産省	5,441	26～41	69,600	7,322	10.5%
尾張西部 (排水)	農林水産省	11,608	27～38	8,000	1,866	23.3%
計	4地区	—		365,561	220,081	

注) 受益面積は、他県分を含む。

(資料 農地計画課調べ)

### ●農地防災事業の推進

自然災害（洪水、地震）等から農地・農業用施設を守るとともに、県民生活の安全と県土の保全に資するため、排水機場の整備等の各種農地防災事業を推進しています（C表）。

C表 農地防災事業の28年度実績

排水機場整備	38か所の一部
幹線排水路整備	2,478m
ため池整備	45か所の一部
海岸整備	402m

(資料 農地整備課調べ)

### ●農業集落排水処理施設は172処理区を供用

農村地域の生活環境の改善や公共用水域の水質保全に寄与するため、し尿や生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設の整備を図っており、172処理区が供用しています（D表）。

D表 農業集落排水処理施設整備の実施状況（28年度末現在）

区分	処理区	現況定住人口(人)
供用	172	164,314

(資料 農地整備課調べ)

### ●快適な農村生活環境を整備

農業用のため池や水路等の水辺空間を活用し、親水、景観保全や利用保全を図る水環境整備事業等により快適な生活環境の整備を実施しています。

## 本県における農業用ため池・排水機場の耐震整備について

本県の農業生産を支えている農業用ため池や農業用排水機場などの土地改良施設は、農業経営の安定化を図るのみでなく、県民の命や暮らしを守る重要な施設です。しかし、万一南海トラフ地震等の大規模地震により、ため池が決壊したり、排水機場が機能喪失した場合、農地だけでなく民家や公共施設等県民の財産に大きな被害を及ぼすおそれがあります。

そのため、愛知県では第3次あいち地震対策アクションプラン（計画期間 27年度～35年度）を策定し、農業用ため池や排水機場等の耐震化を進め、防災減災対策に係る施策を着実に推進しています。

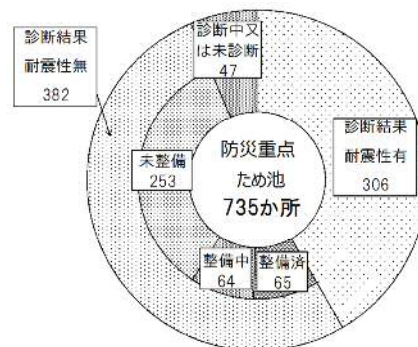


ため池の堤体を補強している状況

### 1 農業用ため池の耐震整備状況

県内には、世界かんがい施設遺産にも登録された入鹿池をはじめ、大小合わせ 2,410 か所の農業用ため池があります。そのうち、決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある防災重点ため池は 735 か所あり、その数は、全国第3位となっています。県では、この防災重点ため池の耐震診断を積極的に進め、28年度までに 688 か所の診断を行い、耐震不足が判明した 382 か所を対象に順次耐震整備を進めており、28年度までに 65 か所の耐震整備が完了し、29年度は 64 か所の耐震整備を進めています（A図）。

A図 ため池の耐震整備状況  
(30年3月時点)



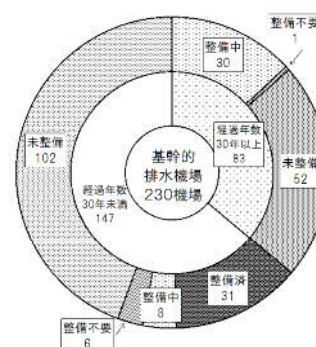
### 2 農業用排水機場の耐震整備状況

県内には、全国最大級のゼロメートル地帯を抱える濃尾平野を中心に農業用排水機場が 413 機場あります。そのうち、県営事業の採択要件を有する基幹的排水機場が 230 機場あり、老朽化による更新に併せて耐震整備を実施しているところです。また、更新時期に満たない排水機場についても耐震診断を実施し、耐震不足が判明した農業用排水機場の耐震整備を進めています。28年度までに 31 機場の耐震整備が完了し、29年度は 38 機場の耐震整備を進めています（B図）。



排水機場の壁を補強している状況

B図 排水機場の耐震整備状況  
(30年3月時点)



### 3 土地改良法の改正

29年9月の土地改良法改正により、原則として農業者の同意を求めずに地方公共団体の判断で、ため池や排水機場の耐震整備を実施できるようになりました。今後は、より円滑に事業推進が図られるこの制度を活用し、引き続き第3次あいち地震対策アクションプランに基づき、土地改良施設の耐震化を一層推進していきます。

## 4 農業生産

### 土地（耕地）利用

#### ●農作物作付延べ面積は、69,700ha で0.9%の減少

28年の農作物作付延べ面積は69,700haで、前年に比べ600ha（0.9%）減少しました（A図）。

作物別にみると、稲は400ha減の27,700ha、麦類は30ha減の5,630ha、豆類は50ha増の4,570haとなりました。

一方、本県の主要作物である野菜は17,000haで、前年に比べ200ha減少となりました。その他の作物については、果樹は60ha減少し4,900ha、飼肥料作物は昨年と同じ4,210ha、花き・種苗等は30ha減少し4,580haでした。

#### ●耕地利用率は91.3%で0.1ポイント減少

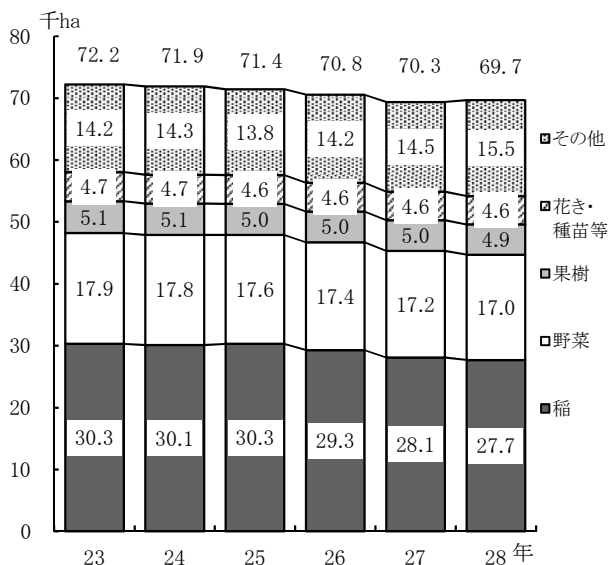
28年の耕地面積は76,300haであった（P20参照）ことから、耕地利用率は91.3%となり、前年に比べ0.1ポイント減少しました。また、全国平均に対して0.4ポイント下回りました（C図）。

#### ●農業振興地域面積のうち、農用地区域面積は68,153haで204haの減少

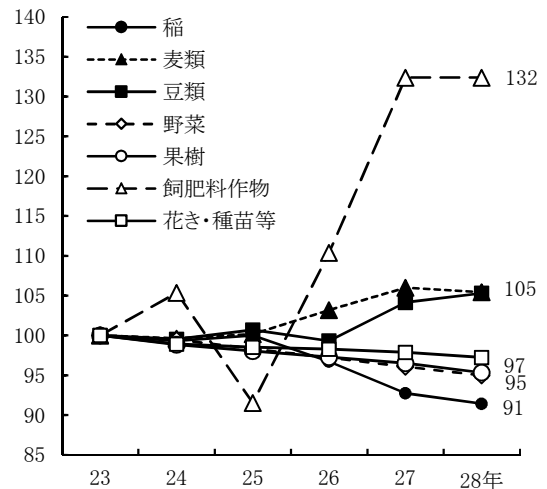
28年の農業振興地域面積は183,868haで、57ha（0.0%）減少しました。このうち、土地利用目的を農業に限定した農用地区域の面積は68,153haで、204ha（0.3%）減少しました。

農用地区域内の現況農用地面積（農地と採草放牧地）は59,304haで、前年に比べ175ha（0.3%）減少しました（D図）。

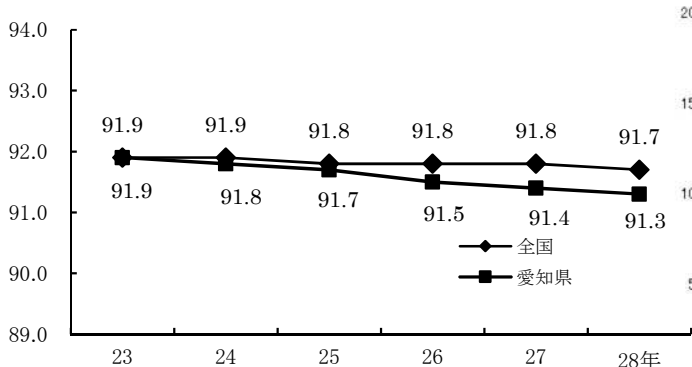
A図 作付延べ面積の構成と推移



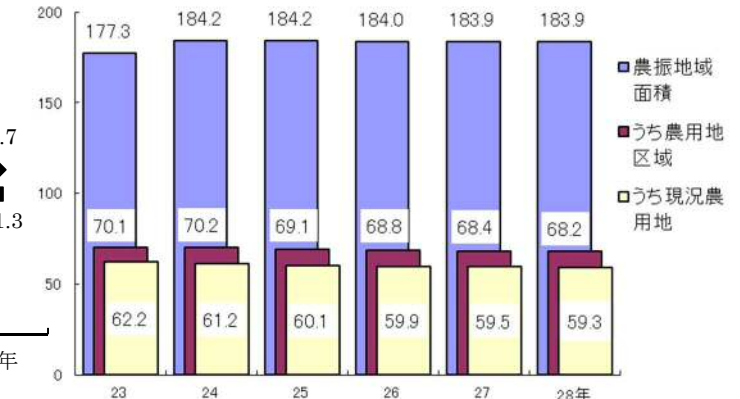
B図 作物別作付面積の動向  
(指数：23年=100)



C図 耕地利用率の推移



D図 農用地区域の設定面積



(資料 耕地面積調査、作付面積調査 (A~C図))

(資料 農業振興課調べ)



## 耕作放棄地の現状と対策について

### 1 本県の耕作放棄地の現状

本県の耕作放棄地の面積は17年度まで増加を続けていましたが、22年に初めて減少しました。2015年農林業センサスによると、本県の耕作放棄地は8,513haで、5年前の2010年に比べ135ha増加しました。この面積は、耕地面積76,900haの11.1%に相当し、2010年より0.5%増えています。

農家、土地持ち非農家の内訳は、農家が4,349ha、土地持ち非農家が4,163haで、およそ半分を土地持ち非農家が占めている状況です。

単位:ha

	7年 (1995年)	12年 (2000年)	17年 (2005年)	22年 (2010年)	27年 (2015年)	27年－22年
耕作放棄地 a	6,791	8,532	8,911	8,378	8,513	135
農家	4,166	4,976	4,892	4,401	4,349	△ 52
土地持ち非農家	2,625	3,556	4,019	3,977	4,163	186
耕地面積 b	88,400	85,700	84,000	79,100	76,900	△ 2,200
耕地面積に 対する割合 a / b	7.7%	10.0%	10.6%	10.6%	11.1%	0.5%

資料：農林業センサス（農林水産省統計部）、耕地及び作付面積統計（農林水産省統計部）

### 2 本県の耕作放棄対策

耕作放棄地対策は、「再生」と「発生防止」の両面から取り組むことが重要です。

- (1) 耕作放棄地再生利用緊急対策：行政と農業関係団体で耕作放棄地対策協議会を設置し、国の交付金を活用して、農業者等が行う農地の再生作業を支援します。〈再生〉

#### 県内の実施状況

区分	21年度～25年度	26年度	27年度	28年度	合計
再生面積	61.63ha	4.27ha	4.42ha	3.73ha	74.05ha
交付実績	320,641千円	29,480千円	33,755千円	12,987千円	396,864千円

- (2) 人・農地プラン：将来の農地利用のあり方等を集落や営農単位で関係者が検討し、その結果を市町村が取りまとめます。〈発生防止〉 作成実績 51市町村 122プラン（28年度末現在）

- (3) 農地中間管理事業：地域内の農地を農地中間管理機構が借り受け、まとまりのある形で担い手に貸付けます。〈発生防止〉 貸付実績 26年～29年 1,655ha（30年1月末現在）

- (4) 市民農園としての活用、牛の放牧、農業委員による農地パトロール等を推進します。〈発生防止〉

### 3 耕作放棄地に関する用語の説明

用語	判断方法	説明	
耕作放棄地	5年ごとに農林水産省が農家に対してアンケートを実施し把握。	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年間に再び作付けする考えのない土地	
遊休農地	農地法に基づき毎年農業委員会が調査をし、判断。	1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
		2号遊休農地	その農業上の利用の程度が、周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められた農地
荒廃農地	農林水産省の要領に基づき毎年市町村と農業委員会が調査をし、判断。	荒廃農地A分類	抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地
		荒廃農地B分類	森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地

# 農 業 生 産

## ●農業産出額は 3,154 億円で 3.0%増加

28年の農業産出額は3,154億円で、前年に比べ、耕種部門では140億円(6.6%)増加しましたが、畜産部門では48億円(5.2%)減少し、全体として91億円(3.0%)増加しました(A図)。

部門別にみると、耕種部門では、米は、価格の上昇により前年に比べ22億円(8.7%)増加しました。野菜は、キャベツが価格上昇などにより49億円(31.0%)増加するなど、全体で115億円(11.4%)増加しました。花きは、きくが出荷量の減少などにより5億円(2.2%)減少するなど、全体で4億円(0.7%)減少しました。

畜産部門では、鶏卵が価格の下落により21億円(9.2%)減少、豚も価格の下落により18億円(6.5%)するなど、部門全体で48億円(5.2%)減少しました(B表)。

なお、農業産出額に占める品目別の順位については、米、豚、きく、鶏卵、キャベツの順となり、豚が前年第1位から第2位へと順位を落とす一方で、前年第2位だった米は第1位、前年第6位だったキャベツは第5位となりました(C表)。

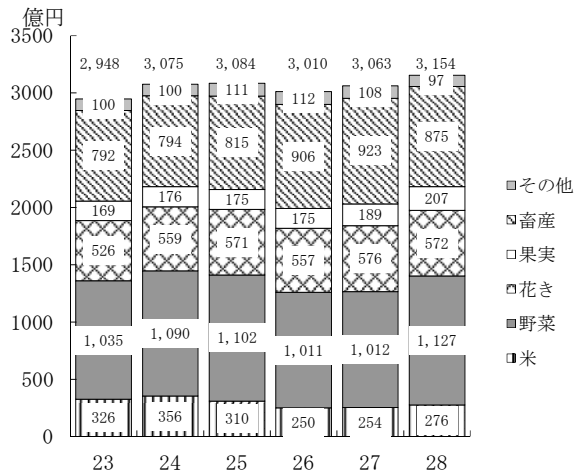
## ●農業産出額特化係数<sup>(注)</sup>では花きが4.78

都道府県の農業生産の特徴を示す指標の一つに農業産出額特化係数があります。本県の特化係数は花きで4.78と非常に高い値となっており、野菜でも1.30となるなど、全国と比較すると園芸部門の生産が盛んであることが本県の特徴となっています(D表)。

(注) 本県の作物Aの農業産出額特化係数

$$= (\text{本県の作物Aの農業産出額} \div \text{本県の農業産出額合計}) \div (\text{全国の作物Aの農業産出額} \div \text{全国の農業産出額合計})$$

A図 農業産出額の推移



(資料 生産農業所得統計)

B表 部門別農業産出額 (28年)

単位: 億円、%

区分	農業産出額	前年対比	構成比
耕種	2,275	6.6	72.1
米	276	8.7	8.8
野菜	1,127	11.4	35.7
果実	207	9.5	6.6
花き	572	△ 0.7	18.1
その他	92	△ 10.7	2.9
畜産	875	△ 5.2	27.7
肉用牛	106	△ 8.6	3.4
乳用牛	228	1.8	7.2
豚	258	△ 6.5	8.2
鶏	246	△ 8.2	7.8
その他	37	△ 5.1	1.2
加工農産物	5	0.0	0.2

(資料 生産農業所得統計)

C表 農業産出額の上位10品目 (28年)

単位: 億円、%

順位	28年	27年	農産物名	農業産出額	構成比
1	2	米	276	8.8	
2	1	豚	258	8.2	
3	3	きく	230	7.3	
4	4	鶏卵	207	6.6	
5	6	キャベツ	207	6.6	
6	5	生乳	197	6.2	
7	7	トマト	176	5.6	
8	8	しそ	131	4.2	
9	9	肉用牛	106	3.4	
10	11	みかん	89	2.8	

注) 構成比は全体に対する割合

(資料 生産農業所得統計)

D表 産出額上位道県における農業産出額特化係数(28年)

都道府県	北海道	茨城	鹿児島	千葉	宮崎	熊本	青森	愛知
(産出額順位)	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
米	0.54	0.91	0.24	0.79	0.27	0.61	0.81	0.49
麦類	3.76	0.28	0.00	0.06	0.00	0.48	0.00	0.44
豆類	2.60	0.52	0.03	3.45	0.00	0.32	0.45	0.46
いも類	2.51	2.43	2.19	1.94	0.96	0.56	0.29	0.16
野菜	0.66	1.60	0.47	1.49	0.79	1.38	0.98	1.30
果実	0.06	0.29	0.22	0.44	0.47	1.01	2.96	0.73
花き	0.26	0.75	0.72	1.05	0.54	0.77	0.16	4.78
肉用牛	1.09	0.44	3.34	0.22	2.52	1.58	0.65	0.43
乳用牛	3.97	0.41	0.23	0.61	0.28	0.91	0.25	0.74
豚	0.53	1.18	2.31	1.60	2.19	0.83	1.13	1.24
鶏	0.32	1.05	1.88	1.04	2.51	0.54	1.32	0.79

：各道県で最も係数が高い部門 (資料 生産農業所得統計)

## 主要な問題の解説

### 本県の市町村別農業産出額（推計）について

#### 1 作成の目的

農業の成長産業化に向けて現場の実態を重視した施策展開が求められています。このため、地域に密着した農業施策の推進に寄与することを目的として26年から新たな市町村別農業産出額（推計）※を農林水産省が作成・提供しています。

※農林水産省は、19年から25年までは、市町村を単位とした推計を取り止めていました。

#### 2 推計方法

「28年生産農業所得統計（都道府県別推計）」において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を「2015年農林業センサス」及び「28年産作物統計調査」を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成しています。

算式は下記のとおりで表されます。

（算式）

$$\text{都道府県別農業産出額} \times \frac{\text{市町村別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}{\text{都道府県別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}$$

なお、具体的な推計方法については、農林水産省 Web ページ ([http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson\\_sansyutu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html)) を参照ください。

#### 3 本県の市町村別農業産出額（推計）の状況

農業産出額の市町村順位を見ますと、田原市、豊橋市が県内で第1位（全国第1位）と第2位（同第9位）となっています。

また、田原市、豊橋市、豊川市、愛西市、稲沢市は野菜、果実に花きを加えた園芸部門が産出額の6割以上を占めるのに対して、新城市、半田市は畜産部門が産出額の半分以上を占めています。その他、豊田市、岡崎市は米の占める割合が県計と比較して高くなっています（A表）。

A表 本県の市町村別農業産出額（推計）の状況

単位 上段：億円  
下段：%

県内 順位	全国 順位	市町村	産出額	米	園芸部門				畜産	その他
					小計	野菜	果実	花き		
第1位	第1位	田原市	852.8	8.3	614.9	299.9	3.9	311.1	224.2	5.5
			100.0	1.0	72.1	35.2	0.5	36.5	28.5	0.6
2	9	豊橋市	438.6	17.5	289.5	236.2	29.8	23.5	120.8	10.8
			100.0	4.0	66.0	53.9	6.8	5.4	31.3	2.5
3	113	豊川市	170.9	9.0	121.5	77.7	10.6	33.2	38.1	2.3
			100.0	5.3	71.1	45.5	6.2	19.4	24.6	1.3
4	119	西尾市	167.6	19.7	77.7	34.6	6.9	36.2	54.3	15.9
			100.0	11.8	46.4	20.6	4.1	21.6	34.1	9.5
5	131	愛西市	158.7	13.8	135.8	114.2	0.4	21.2	7.3	1.7
			100.0	8.7	85.6	72.0	0.3	13.4	5.1	1.1
6	295	豊田市	92.0	25.0	39.5	16.1	12.1	11.3	21.7	5.7
			100.0	27.2	42.9	17.5	13.2	12.3	24.2	6.2
7	341	稲沢市	84.1	11.5	52.9	23.3	4.4	25.2	0.3	19.5
			100.0	13.7	62.9	27.7	5.2	30.0	0.4	23.2
8	373	新城市	78.4	9.8	20.6	13.0	4.8	2.8	42.6	5.4
			100.0	12.5	26.3	16.6	6.1	3.6	57.5	6.9
9	380	岡崎市	77.5	13.7	25.2	16.1	3.9	5.2	35.5	3.2
			100.0	17.7	32.5	20.8	5.0	6.7	49.2	4.1
10	401	半田市	74.0	3.8	x	4.5	0.2	x	63.9	x
			100.0	5.1	x	6.1	0.3	x	87.4	x
県計			3,154	276	1,906	1,127	207	572	875	97
			100.0	8.8	60.4	35.7	6.6	18.1	30.1	3.1

（資料 28年 市町村別農業産出額（推計））

注：計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したため。

「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

# 水稻・麦・大豆生産

## ●29年産水稻の作況

本県の29年産水稻（子実用）の作付面積は、27,500ha（対前年比0.7%減）でした。

29年産は、田植期以降の水稻生育は順調に進みました。7月下旬以降は9月上旬までは気温は高めに推移しましたが、台風の接近がありました。9月中旬から下旬までは曇りや雨の日が多い日が続き、台風の影響で風雨が強まる日がありましたが、影響は限定的なものとなりました。

全もみ数、登熟ともに平年並みであったことから、29年産水稻の作況指数は101、10a当たり収量は512kg、収穫量は140,800t（同2.4%減）となり（A、B図）、地帯別の作況指数も尾張、西三河及び東三河とも101となりました。

## ●29年産麦類の作況

本県の29年産麦類の作付面積は、5,620ha（同0.2%減）でした。

29年産は、平年と比較して播種開始が遅れたものの、その後の生育の進捗はほぼ平年並みでした。3月の莖立期には追肥が実施され、また、4月以降赤さび病・赤かび病防除も実施されました。このため、生育は順調に進み、主要病害虫の発生はほとんど見られませんでした。収穫作業は、ほぼ平年並みの6月上旬から始まりました。

大麦を含めた麦類の収穫量は26,600t（同11%増）と、前年度と比較して増加しました（C図）。また、作況（平均収量対比）は122、10a当たり収量は473kgとなり、全国第2位でした。

## ●29年産大豆の作況

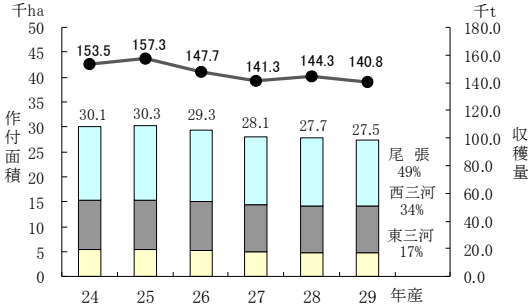
本県の29年産大豆の作付面積は4,530ha（同0.4%増）でした。

播種及び播種後の生育は概ね順調でしたが、10月下旬の台風21号の影響により、一部地域には冠水害が発生し、ほとんどのほ場で倒伏が発生しました。

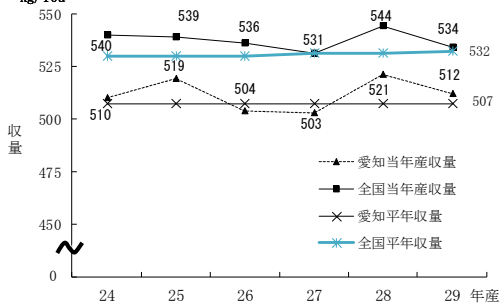
収穫量は6,430t（同6%増）となりました（D図）。作況（平均収量対比）は101、10a当たり収量は142kgでした。

注）作況指数が公表されない小麦と大豆は、過去7か年のうち最高と最低を除いた5か年の平均収量との対比を表示。

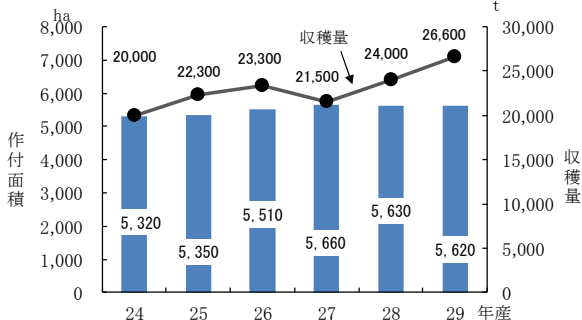
A図 水稻の作付面積と収穫量の推移



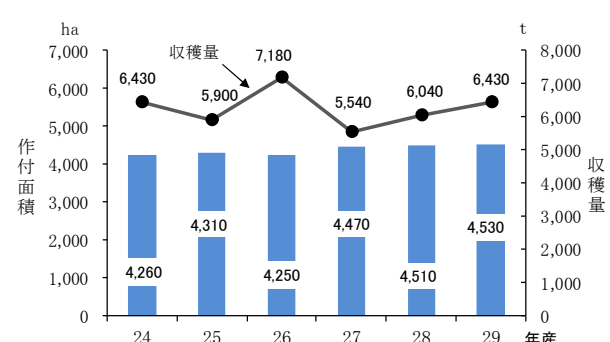
B図 水稻の収量の推移



C図 麦の作付面積と収穫量の推移



D図 大豆の作付面積と収穫量の推移



(資料 A～D図 (作物統計))

## 愛知県における 30 年産以降の需要に応じた米生産について

### 1 国による米の生産調整の終了

27 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」で、“30 年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む”とされました。

そのため、昭和 46 年から続いてきた国主導による米の生産調整が終了し、30 年産以降は各産地の判断で需要に応じた米生産に取り組むこととなりました。

### 2 30 年産の全国の対応状況

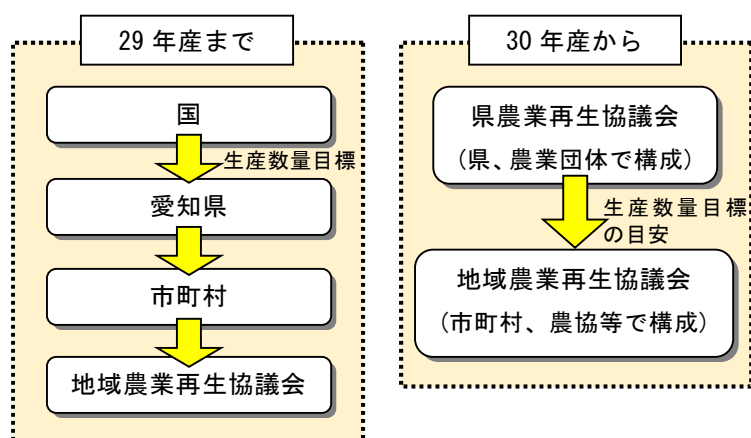
東京都と大阪府を除く 45 道府県が、国に替わって米の生産量の目安となる数字を策定しています。そのうち 12 道県（北海道、千葉県、新潟県など）は前年より増加し、9 府県（福島県、山口県、熊本県など）は前年より減少する目安となっています。全体では、前年の生産数量目標（735 万 t）より約 32,000 t 増加する見込みです（30 年 1 月 17 日現在）。

### 3 30 年産以降の愛知県の対応状況

今後も主食用米の国内需要量は減少が予想されるため、生産者、愛知県農業再生協議会（県や農業団体等で構成）、地域農業再生協議会（市町村や農協等で構成）が中心となり、需要に応じた米生産を継続して取り組んでいくとともに、主食用米以外の作物である麦や大豆、加工用米、米粉用米、飼料用米などを生産し、水田のフル活用を図っていくことが重要です。

このため、生産者が、自ら需給バランスを考えて主食用米の作付面積を決定するための参考となるよう、本県においては、国から定期的に情報提供される全国の作付動向や米の在庫状況などの情報を参考にして、愛知県農業再生協議会が「米の生産数量目標の目安」を策定し、各地域農業再生協議会へ配分を行いました。30 年産以降も引き続き需要に応じた米生産の推進に取り組んでいきます（A 図）。30 年産の本県の米の生産数量目標の目安は、132,056 t で（B 表）、29 年 8 月に各地域農業再生協議会へ配分しており、地域農業再生協議会から、原則、すべての米生産者に配分されています。

A 図 30 年産以降の米の生産数量目標の目安の配分の流れ



B 表 30 年産の米の生産数量目標の目安（愛知県）

30 年産生産数量目標の目安	132,056 t
(参考)29 年産生産数量目標	132,094 t
増 減	▲38 t

# 野菜生産

## ●作付面積は減少傾向

本県の野菜の作付は、農業従事者の高齢化や都市化の進展等により、17年以降は減少傾向にあり、28年産の作付面積は16,711ha（前年比99.0%）、単収の増加により、全体の収穫量は524千t（前年比99.1%）といずれも微減となりました（A図）。

作付面積については、多くの品目が減少傾向にある中、キャベツ、ブロッコリーは増加傾向にありましたが、キャベツは27年度から、ブロッコリーは28年度に減少しました。（B図）。

## ●9月の天候不良の影響で秋冬作の価格が高騰

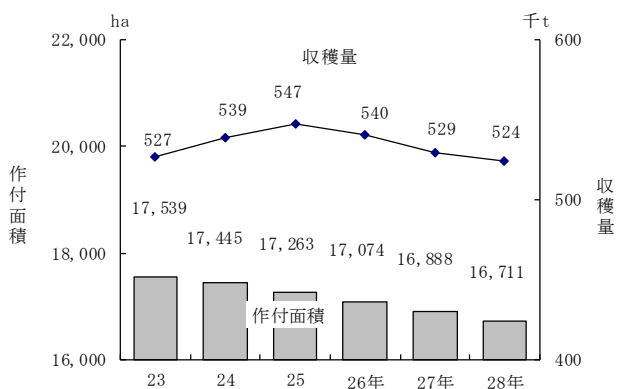
28年の生育については、1月から5月にかけて平年より暖かい日が続いたため、4月に曇りや雨が多く日照不足となったものの、キャベツを初めとする露地野菜の生育が早く、出荷が前倒しとなったため出荷量が多く、価格が低迷しました。9月は、台風や長雨の影響により、秋冬作の一部の作型で播種、定植作業の遅れや日照不足から生育の遅れなどが見られ、10月から12月の出荷量は減少し、価格が高騰しました。

## ●生鮮野菜の輸入量はほぼ横ばい

生鮮野菜の輸入量は、国産野菜の品薄・価格高騰などの影響により21年から24年までは増加傾向にありましたが25年は減少し、その後は横ばい傾向です（C図）。

28年は831千t（前年比104.0%）と微増となりました。なかでも、にんじんやブロッコリーは前年と比べ輸入量が3割以上増加しました。近年の輸入動向については、加工・業務用野菜の国内ニーズが高まっていることから、生鮮野菜は横ばいですが冷凍野菜は増加傾向にあります。

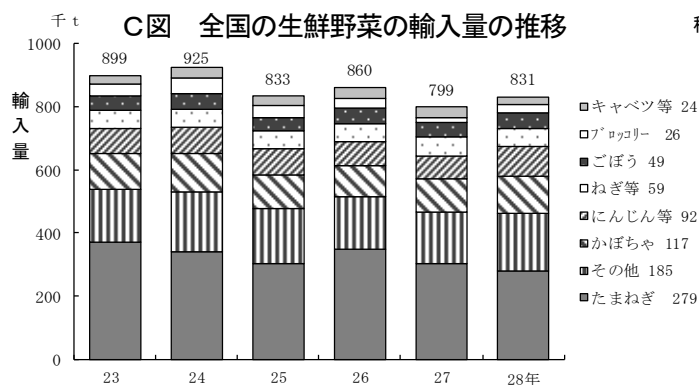
A図 野菜の生産状況



(資料 青果物生産出荷統計調査、作付面積調査)

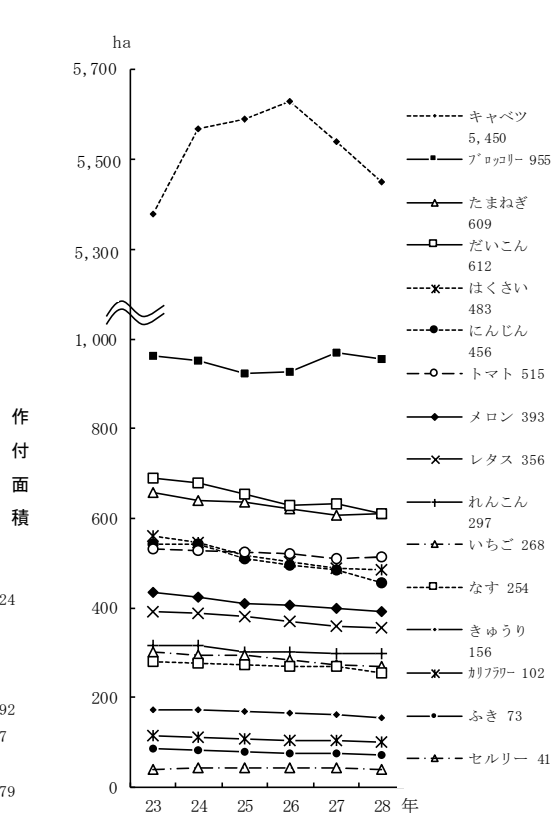
注：品目によっては年産数値が不明な場合があります。

C図 全国の生鮮野菜の輸入量の推移



(資料 財務省「貿易統計」)

B図 主要野菜の作付面積の推移



(資料 青果物生産出荷統計調査)

## 西三河地域青果物パッキングセンターの取組について

### 1 パック詰め作業の受託・集約で産地競争力の強化

いちごの出荷調整（パック詰め作業）は、生産者にとって大きな労力負担となり、営農継続や経営拡大の大きな制限要因となっていました。

そこで、JAあいち経済連は、26年度強い農業づくり交付金の活用により西三河地域のJAを対象とした青果物パッキングセンターを整備し、出荷調整作業の受託を進め、生産基盤の維持・拡大とともに、契約取引の増加による販売力の強化に取り組んでいます（写真）。



いちごのパック詰め作業の様子

### 2 西三河地域青果物パッキングセンターの概要

- (1) 事業実施主体 JAあいち経済連
- (2) 受益地区 西三河地域JA
- (3) 所在地 安城市村高町
- (4) 施設面積 960 m<sup>2</sup>（作業場 371 m<sup>2</sup>、冷蔵庫 2基 158 m<sup>2</sup>、資材庫 85 m<sup>2</sup>）
- (5) 年間処理量 いちご 85 万パック

### 3 当初の計画・目標を大きく達成

利用者は年々増加しており、受益地区のいちご生産者の約 1/4 が利用しています（表）。また、28年産の処理数量は 102.7 万パックとなり、当初計画された年間処理量を大きく上回りました。

表 施設利用者の推移

品目	26年産	27年産	28年産
いちご	37戸	45戸	49戸

#### (1) パッキングセンターの効果

生産面においては、労力削減による栽培面積の拡大や営農の継続、栽培管理時間の確保による反収の増加が、販売面では、マーケットインの視点による商品づくりによる販売力の強化、販売単価の向上が見られました。また、地域の雇用創出にもつながっています。

#### (2) 強い農業づくり交付金の成果達成状況

事業の成果目標 品目：いちご	取組前 (24年)	取組後			目標値 (28年)
		1年目 (26年)	2年目 (27年)	3年目 (28年)	
労働時間（時間／10a）	1,527	1,381	1,370	1,325	1,419
労働時間の削減（時間／10a）	-	△146	△157	△202	△108
契約取引の割合（%）	48.5	59.5	71.9	81.2	76.7

### 4 今後は東三河地域にも展開へ

本取組は大きな成果を得られたことから、JAあいち経済連は、全県への取組展開を計画しています。現在は、29年度強い農業づくり交付金の活用により、東三河地域を受益範囲とし、野菜4品目及び果樹1品目を対象とした「東三河地域青果物パッキングセンター」の整備を進めており、東三河地域への効果の波及が期待されています。

# 花き生産

## ●花き作付面積は1,962haで減少傾向

28年の花き作付面積は1,962ha（対前年比2.3%減）で前年と比較して減少しており、ここ数年も減少傾向にあります。このうち、切り花類は、1,530ha（同0.1%減）で全体の78.0%を占め、次いで鉢ものの類は324ha（同6.4%減）で16.5%、花壇用苗ものの類が108ha（同17.6%減）で5.5%となっています。（A図）

この中でも、きくは花き全体の66.4%を占めています（B図）。

花き作付面積の種類別推移を見ると、きく以外は23年に比べ減少しています（C図）。

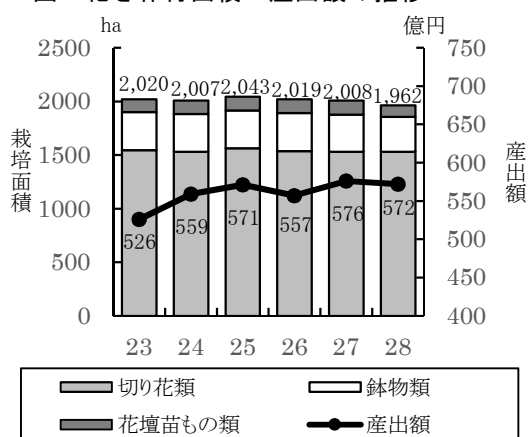
## ●栽培面積における施設栽培面積の割合は90.7%

26年のビニールハウスやガラス室などの施設栽培における栽培面積は、1,664haとなっており、作付面積に占める割合は90.7%と非常に高く、本県花き生産の大きな特徴となっています。また、施設栽培における加温栽培の割合が68.6%と高いことも特徴です。

## ●花き産出額は572億円で55年連続全国第1位

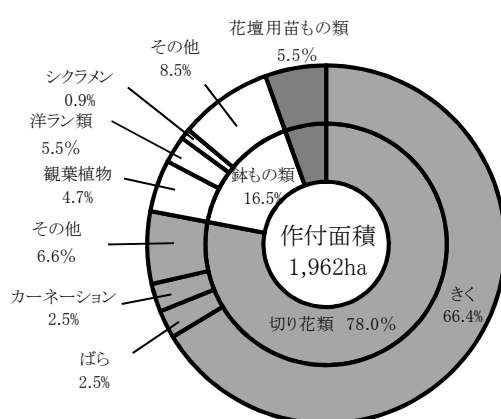
28年の花き産出額は572億円（対前年比0.7%減）で、きくなどの主要品目の出荷量が減少したことにより、4億円減少しました。本県の産出額は全国の16.2%を占め、昭和37年以来全国一の産出額を誇っています。種類別にみると、きくが最も多く、230億円と全体の40.2%を占めています（D図）。

A図 花き作付面積・産出額の推移



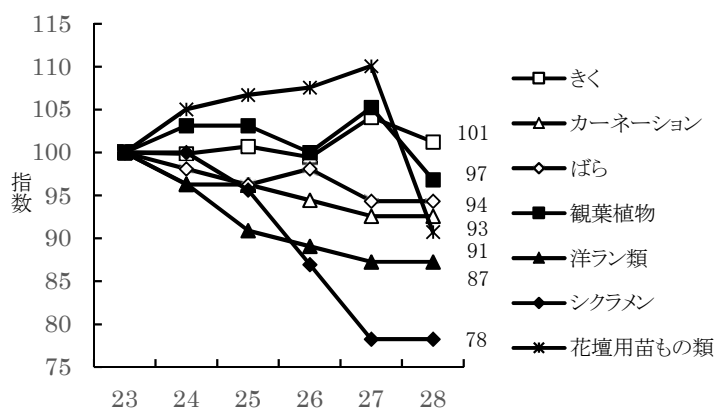
(資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」)

B図 花き作付面積の種類別割合 (28年)



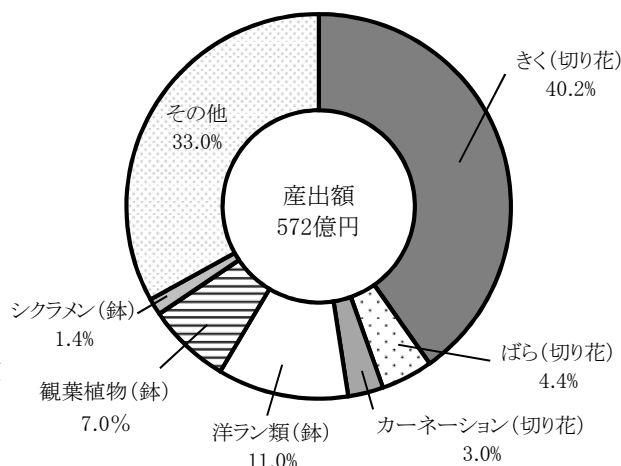
(資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」)

C図 花き栽培面積の種類別推移 (指数: 23年=100)



(資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」)

D図 花き産出額の種類別割合 (28年)



(資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」)



### 本県におけるスポーツシーンでの花きの活用について



花の王国あいち

本県は、昭和 37 年以降、55 年連続して花の産出額が日本一である「花の王国」です。25 年度からは「花の王国あいち県民運動実行委員会」を設立し、花き関係団体と連携して暮らしの中に花を取り入れていただく「花いっぱい県民運動」を推進しています。この取組の一つとして、26 年度から「花の王国あいちパートナーシップ事業」を展開し、スポーツイベントなどの花以外のイベントにおいてあいちの花を提供し、「花の王国あいち」を幅広い県民の皆様に PR しています。また、生産者や流通・販売の関係団体では、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、スポーツシーンにおいて積極的に花きを活用していこうという機運も高まっています。今後も花きのスポーツシーンでの活用を通じて、あいちの花の一層の需要拡大を図っていきます。

#### <これまでの活用事例>

本県で 29 年度に行ったスポーツシーンにおけるビクトリーブーケをはじめとする花束贈呈及び花きの装飾展示の状況を御紹介します。

#### 第 93 回日本選手権水泳競技大会

4 月 13 日（木）から 16 日（日）まで日本ガイシアリーナで開催された日本選手権水泳大会において、各種目の入賞者にあいちの花で制作したビクトリーブーケが贈呈されました。また、大会初日に行われた女子 50m バタフライの表彰式において、知事から入賞者にビクトリーブーケを贈呈しました。



#### 大相撲名古屋場所

7 月 23 日（日）に愛知県体育館で開催された大相撲名古屋場所千秋楽で優勝した白鵬関に、知事から愛知県知事賞としてあいちの花で制作した大きな花束が贈呈されました。その後の優勝パレードでは、白鵬関が花束を持って登場しました。



#### 村上佳菜子さんによるスケート教室

10 月 21 日（土）に愛・地球博記念公園アイススケート場で開催された「村上佳菜子さんによるスケート教室」において、村上佳菜子さん始め地元トップフィギュアスケーター 11 人に、スケート教室参加者代表からあいちの花を使ったブーケが贈呈されました。また、アイススケート場入口前ロビーにおける愛知県 PR ブースにおいて、「今月のあいちの花」であるポットマムを展示しました。



#### 国際フィギュアスケート競技大会

12 月 7 日（木）から 10 日（日）まで日本ガイシホールで開催された「フィギュアスケートグランプリファイナル」において、各種目の入賞者に本県が開発したかがり弁ぎくを使用したビクトリーブーケが贈呈されました。また、会場を始め名古屋駅や中部国際空港、オアシス 21 などで花き装飾の展示を行いました。



## 果樹・工芸作物生産

### ●果樹の栽培面積は4,900haで60ha減少、産出額は207億円で18億円増加

28年の果樹栽培面積は4,900ha（前年比99%）で前年より60ha減少し、産出額は207億円（前年比110%）で、価格の上昇により前年より18億円、増加しました（A図）。

品目別の栽培面積は、みかんが1,420haと最も多く、次いでかき1,220ha、ぶどう479haとなっており、全ての品目で減少しました。産出額は、みかんが最も多く89億円でした。

### ●茶栽培面積は542haで13ha減少、荒茶生産量は914tで27t増加

28年の茶栽培面積は542haで前年より13ha減少しました。

荒茶生産量は914tで、前年より27t増加しました。

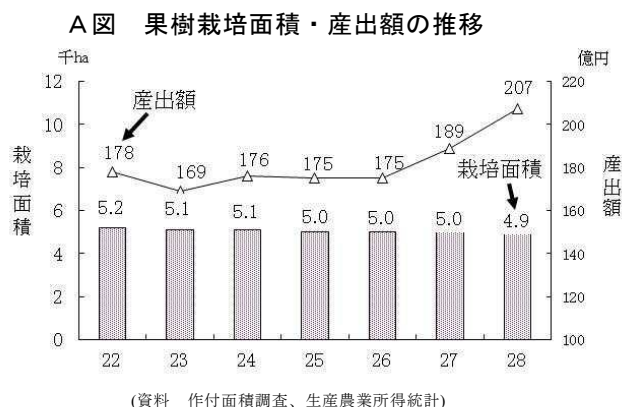
茶種別の荒茶生産量の内訳は、おおい茶（てん茶、かぶせ茶等）が556t、普通せん茶が218t、その他が140tでした（C図）。産出額は20億円で、前年より1億円減少しました。

### ●葉たばこ栽培面積は80haで3ha減少、生産量は202tで5t減少

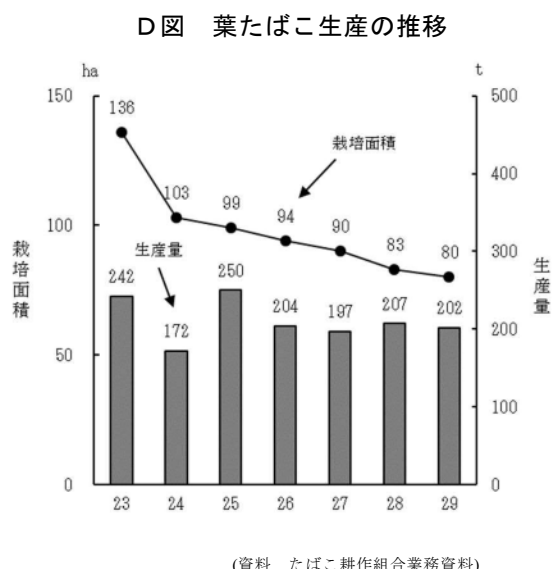
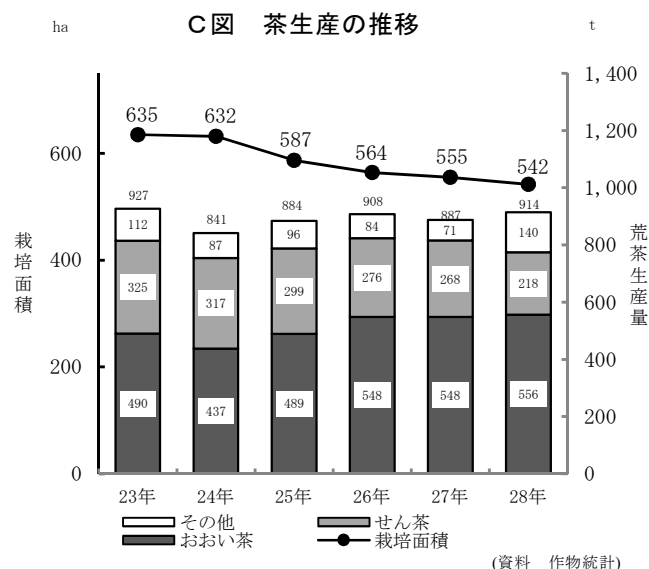
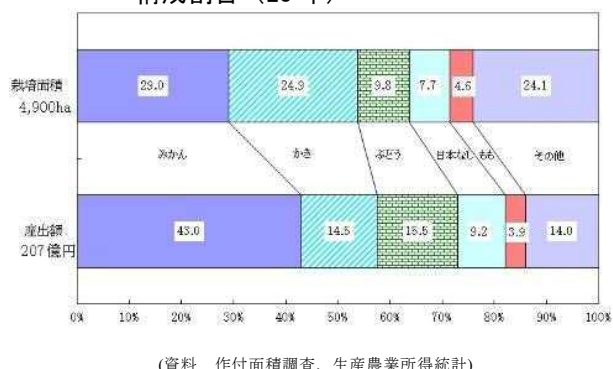
29年の葉たばこ栽培面積（契約）は80haで前年より3ha減少しました。生産量は202tで前年より5t減少しました（D図）。

栽培農家戸数は51戸（前年比2戸減）、1戸当たりの栽培面積は157a（前年と同じ）で、全国平均142aを上回っています。

また、販売額は約4.1億円（前年比0.1億円増）、販売単価は乾燥葉1kg当たり2,004円（前年比73円増）でした。



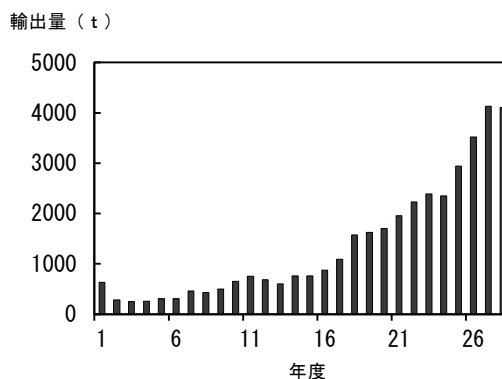
**B図 果樹品目別栽培面積・産出額の構成割合（28年）**



## 主要な問題の解説

### 茶の輸出拡大に向けた取組について

てん茶を原料とする抹茶は、茶道等で飲用として使用される他、食品加工用としての需要が高まり、全国の生産量は年々増加しています。また、お茶は健康飲料としても注目が高く、海外での日本食ブームも相まって、緑茶の輸出量は増加傾向にあります。海外から注目される抹茶の輸出拡大に向けて、あいちの抹茶のブランド力を強化するための様々な取組が行われています。



日本の緑茶輸出量の推移

(出展：財務省貿易統計)

### 1 地理的表示（G I）保護制度に「西尾の抹茶」が登録

西尾市及び安城市内の茶生産者、茶商工業者が組織する西尾茶協同組合が申請した「西尾の抹茶」が、29年3月に農林水産省の地理的表示（G I）保護制度に、抹茶としては日本で初めて登録されました。この制度は、地域と結びついた特性を有する製品の名称を保護するもので、他産地の抹茶と差別化ができます。国内はもとより、国外においても知名度が向上し、高いブランド力を得ることで、需要の増加や価格の向上が期待されます。

#### 「西尾の抹茶」のG Iでの定義

鮮やかな碧緑色の外観や、渋味が少なくまろやかで強い旨味が続くことが特徴。この特性は、①伝統的な「棚式覆下栽培」による茶葉を原料とする、②蒸し具合や温度などを管理し、三河式てん茶乾燥炉で乾燥する、③岡崎市産御影石の茶臼を使って低速で挽く、ことによるものである。



G I マーク

### 2 茶の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備

西尾市、安城市、豊田市及び新城市内の茶生産者で組織する農事組合法人愛知てん茶組合が、28年度に国の農畜産物輸出拡大施設整備事業を活用し、てん茶専用の保冷施設（面積 832.93m<sup>2</sup> 荒茶貯蔵量 200t、総事業費 1億 2千 960万円）を整備しました。これまで3か所で賃借していた保冷施設を1か所に集約し、一元的に管理することで施設の合理化とコスト低減が図られるとともに、可動棚の導入による作業効率の改善と、適切な温度管理による品質向上が可能となります。この施設整備により、抹茶需要に応じた実需者からの注文へのきめ細やかな対応ができるようになり、輸出に適したてん茶の出荷量が増加するとともに、生産者の経営安定、地域経済の活性化並びに「あいちの抹茶」のブランド力向上が期待されます。



今回整備される保冷库のイメージ



生葉を乾燥した荒茶を保管

# 施設園芸

## ●施設設置面積は2,691haで、24年から259ha減少

本県の施設園芸は、温暖な気候と立地条件に恵まれ、古くから産地が形成されてきました。近年では養液栽培の普及や炭酸ガス、細霧ミスト活用等の先進的技術を導入した大型施設の設置が進むなど、質的な変化を遂げながら、東三河地域を中心とする施設園芸地帯を形成しています。

26年の調査結果では、県内の施設設置実面積は24年から259ha減少し2,691ha(24年比91.2%)、うちガラス室は598ha(同90.1%)、ハウス類は2,093ha(同91.6%)となっています(A図)。

なお、施設面積を地域別にみると、東三河地域が最も多く73.0%を占め、次いで尾張地域が18.7%、西三河地域が8.2%となっています(B図)。

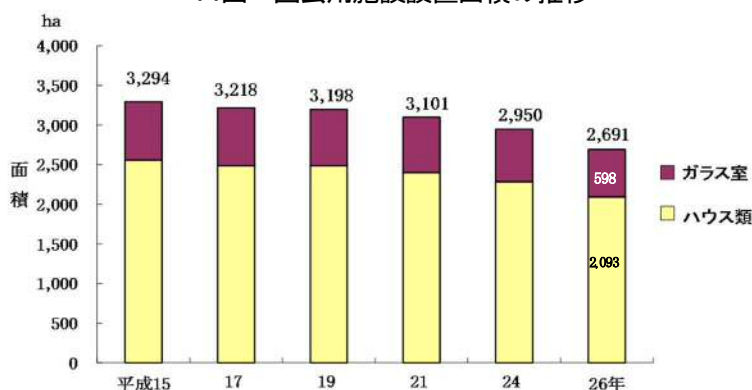
## ●栽培延面積は3,849haで、24年から223ha減少

栽培延面積は、13年をピークに減少しており、21年は、19年から13ha増加しましたが、26年は24年から223ha減少し3,849ha(24年比94.5%)となりました(C図)。

品目別栽培状況をみると、野菜では、トマト、いちごが主体で、花きでは、きく、鉢物類が多く、果樹では、うんしゅうみかん、ぶどうが主に施設で栽培されています(D図)。

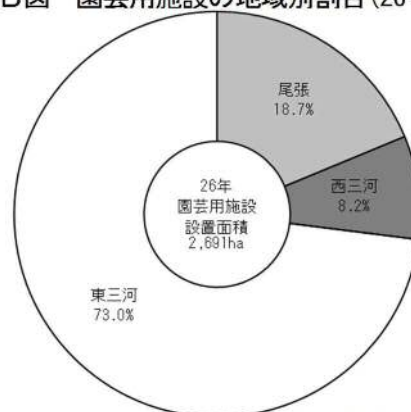
なお、部門別にみると、野菜が2,022haと最も多く、全体の52.5%を占めています。

A図 園芸用施設設置面積の推移



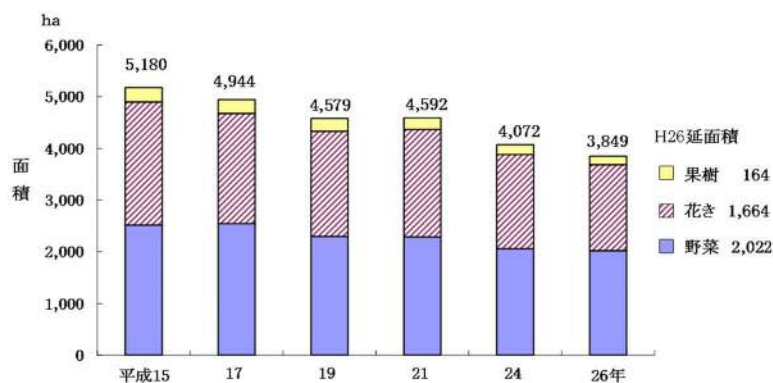
(資料 愛知県調べ)

B図 園芸用施設の地域別割合(26年)



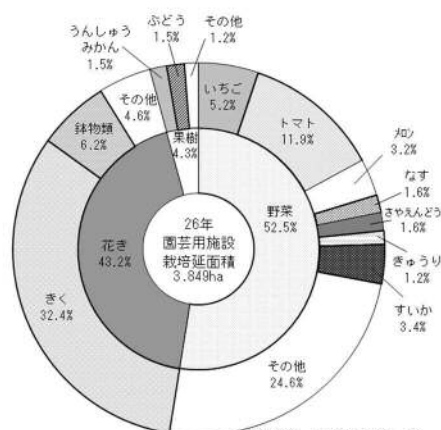
(資料 愛知県調べ)

C図 施設の部門別栽培延べ面積の推移



(資料 愛知県調べ)

D図 品目別栽培延面積(26年)



(資料 愛知県調べ)

## 主要な問題の解説

### あいちの施設園芸高度化プロジェクトの進捗について

本県施設園芸の競争力強化を図るため、28年度に「あいち型植物工場推進事業」を創設し、既存施設へのモニタリング装置や炭酸ガス発生装置等の設備を導入するとともに、国の「産地パワーアップ事業」を活用した低コスト耐候性ハウスの整備や栽培設備の高度化などを進めています。

#### 1 あいち型植物工場で産地のレベルアップ

事業開始から2カ年で、トマト、いちご、きゅうり、きくなど10品目で49の産地グループが組織され、335戸の農家（面積57.2ha）がそれぞれの産地内で施設内環境データを共有した栽培管理技術の改善に取り組んでいます。この事業は、農家だけでなく普及指導員を始めとした地域の技術者が同じデータを共有しながら技術支援を行っていることが大きな特徴で、リアルタイムデータを活用した現地での意見交換など活発な研究会活動が行われています。すでに、厳寒期収量を2割以上増加させた農家や、部会全体の単収が1割程度増加した地域など取組の成果も現れており、産地全体のレベルアップを図っています。

A表 あいち型植物工場推進事業取組実績（H28・29）

作目	産地グループ	農家（戸）	面積（ha）
野菜	28	187	34.8
果樹	2	43	6.5
花き	19	105	15.9
計	49	335	57.2



タブレット端末を活用した現地指導

#### 2 低コスト耐候性ハウスの新設

産地パワーアップ事業を活用して高度な栽培管理技術を導入した低コスト耐候性ハウス等の整備を支援し、28年からの2カ年で80棟、12haの施設が整備されました。特にトマト・ミニトマトでは、整備した施設のほとんどで複合環境制御装置やモニタリング装置が導入され、環境データの見える化が可能となっています。この他、栽培設備を高度化するために内部設備のリース導入を図った施設が9haあり、本県の施設園芸の高度化が進んでいます。

B表 産地パワーアップ事業実施状況（H28・29）

品目		低コスト耐候性ハウス										リース導入内部設備（栽培設備）														
		棟数		面積		複合環境制御装置		モニタリング装置		炭酸ガス発生装置		養液栽培設備		ミスト装置		面積		複合環境制御装置		炭酸ガス発生装置		養液栽培設備		その他		
		棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	
野菜	トマト・ミニトマト	14	4.3	11	3.3	2	0.8	14	4.0	14	4.3	5	1.6	1.2	1	0.1	-	-	8	1.1	-	-	-	-	-	-
	きゅうり	2	0.4	-	-	-	-	1	0.3	1	0.2	1	0.2	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2.3	-	-
	いちご	8	1.1	-	-	1	0.1	7	0.9	7	0.9	1	0.1	3.8	-	-	2	0.3	11	1.4	13	2.1	-	-	-	-
	なす	1	0.1	-	-	-	-	1	0.1	1	0.1	-	-	0.7	-	-	5	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	大葉等	20	2.3	-	-	-	-	3	0.3	1	0.1	2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0.3	-	-
	小計	45	8.3	11	3.3	3	1.0	26	5.7	24	5.6	9	2.0	8.2	1	0.1	7	1.0	19	2.4	29	4.7	-	-	-	-
果樹	かんきつ	2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	1	0.1	-	-	2	0.1	-	-	-	-
	小計	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0	0	1	0.1	0	0	2	0.1	-	-	-	-
花き	菊・スプレーマム	30	3.1	-	-	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ばら・その他	3	0.4	-	-	-	-	1	0.2	1	0.2	1	0.2	0.7	-	-	1	0.1	1	0.1	2	0.7	-	-	-	-
	小計	33	3.5	0	0	1	0.1	2	0.3	1	0.2	1	0.2	0.7	0	0	1	0.1	1	0.1	2	0.7	-	-	-	-
	合計	80	12.0	11	3.3	4	1.1	28	6.0	25	5.8	10	2.2	9.0	1	0.1	9	1.2	20	2.6	33	5.5	-	-	-	-

## 乳用牛・肉用牛の飼養動向

### ●乳用牛の1戸当たりの飼養頭数は79.0頭で全国第5位

29年の乳用牛の飼養頭数は、前年に比べ3.8%減の25,200頭、飼養戸数は、前年に比べ4.5%減の319戸となっており、いずれも減少傾向にあります。1戸当たりの飼養頭数は79.0頭（全国平均80.7頭）で、三重県、北海道、島根県、大分県に次いで全国第5位となっています（A、B図）。

### ●県内生乳出荷量に占めるメガファームの出荷割合の増加

環境問題への懸念や担い手不足から小規模層の廃業が増加する一方、飼養規模の拡大は着実に進展しており、愛知県内でも大型酪農経営（年間出荷乳量1,000 t以上の経営体）、いわゆるメガファームが、28年度には42戸となっています。

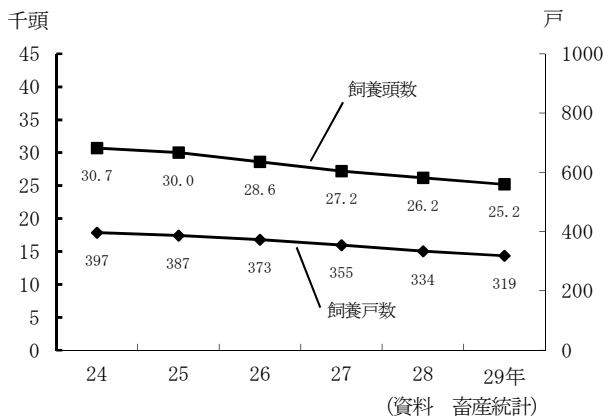
最大規模の経営体では、年間4,000 tを超える生乳を出荷しています。また、メガファームの生乳出荷量は、県内生乳出荷量の約43.4%を占める量となっており、その割合は、前年（約40.6%）より増加しています。

### ●肉用牛の1戸当たりの飼養頭数は127.3頭で全国第6位

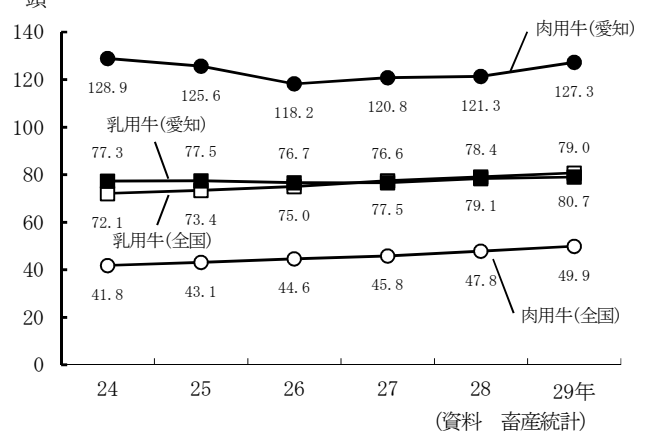
29年の肉用牛の飼養頭数は、前年に比べ1.7%増の42,900頭となりました（C図）。飼養頭数に占める乳用種頭数（32,300頭）の割合は、75.3%で全国平均（33.3%）を大幅に上回っています。また、乳用種飼養頭数に占める交雑種の割合は84.8%で、全国平均（62.6%）を上回っています。

一方、飼養戸数は、前年に比べ3.2%減の337戸となっており、1戸当たりの飼養規模は127.3頭（全国平均49.9頭）で、全国第6位になっています（B、D図）。経営タイプ別に見ると、乳用種肥育経営は、242戸となっています。

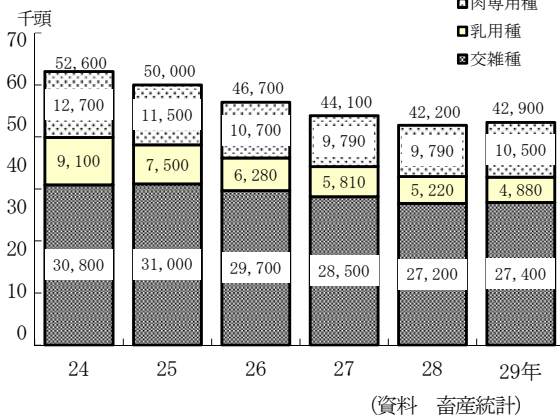
A図 乳用牛の飼養戸数・頭数



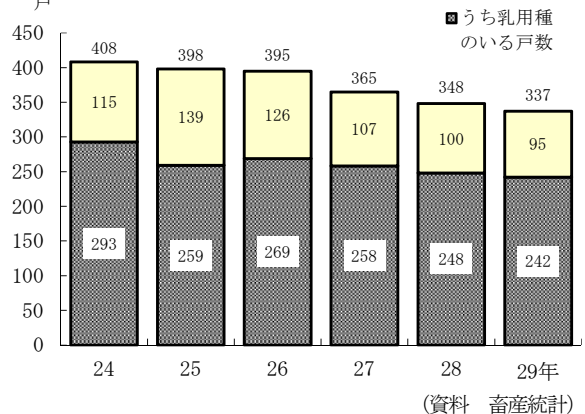
B図 乳用牛・肉用牛の1戸当たり飼養頭数



C図 肉用牛の飼養頭数



D図 肉用牛の飼養戸数

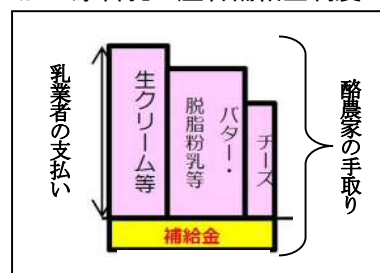


## 畜産経営の安定に関する法律の改正について

### 1 加工原料乳生産者補給金制度について

乳価は、「飲用向」や「加工向」など、取引される生乳の仕向け用途別に価格が異なっており、一般的に「加工向」は「飲用向」と比べ安価で取引されますので、国が補給金制度により価格差を補てんしています。この「加工原料乳生産者補給金制度」は、昭和40年に制定された「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」で規定され、対象となる乳製品（指定乳製品）や酪農家が定義されています。現在、指定乳製品は、バター・脱脂粉乳、生クリーム、チーズ等とされており、また、交付対象となる酪農家は、農林水産大臣等が指定した「指定生乳生産者団体」※に一括して販売委託する者とされています。

加工原料乳生産者補給金制度



※本県は、愛知県・岐阜県・三重県・長野県の4県の生乳を取り扱う東海酪農業協同組合連合会に所属しています。

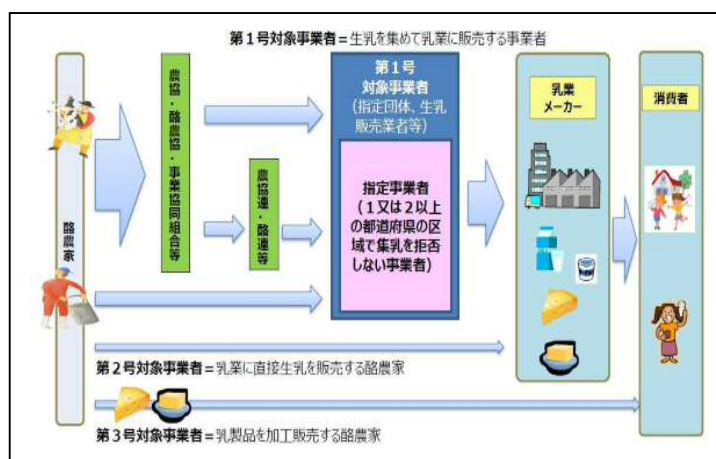
### 2 畜産経営の安定に関する法律の改正について

交付対象となっていない酪農団体から、国に対して「補給金の交付対象については、他の販売ルートでも同じように支払われるべき」と要請があり、「規制改革推進会議」が議論した結果、交付対象の拡大等を盛り込んだ「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」（28年9月）として取りまとめられました。

農林水産省では、この意見書を踏まえ、約50年に渡って生乳の需給調整を担ってきた「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を廃止し、補給金の交付対象拡大や集送乳調整金※を新設するなど、「新たな加工原料乳生産者補給金制度」を創設し、その内容を「畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）」に盛り込む法律改正をすることとなりました。改正法は、30年4月から施行され、加工原料乳生産者補給金制度は、従来の暫定措置から恒久的なものとなります。また、補給金は、「生乳を集めて乳業者に販売する事業者（1号対象事業者）」、「乳業に直接生乳を販売する酪農家（2号対象事業者）」、「乳製品を加工販売する酪農家（3号対象事業者）」の3区分に拡大されることとなりました。

※条件不利地域における集送乳が安定的かつ確実に実施されるよう、その経費を負担軽減する調整金

改正後の生乳流通イメージ



### 3 本県の取組方向について

近年の酪農情勢は、乳用雌牛不足に起因し、全国的に弱体化しており、今回の法改正に至った背景には、26年にバター不足が社会問題となったように、消費者の牛乳・乳製品需要に応えることができない課題が根底となっています。

本県としては、30年度から施行される新しい法律の下での生乳流通が円滑に進むよう、その動向に注視しながら、喫緊の課題である酪農生産基盤の回復強化に向けた施策を推進し、県民の皆様の牛乳・乳製品需要にしっかりとお応えしてまいります

## 豚・鶏の飼養動向

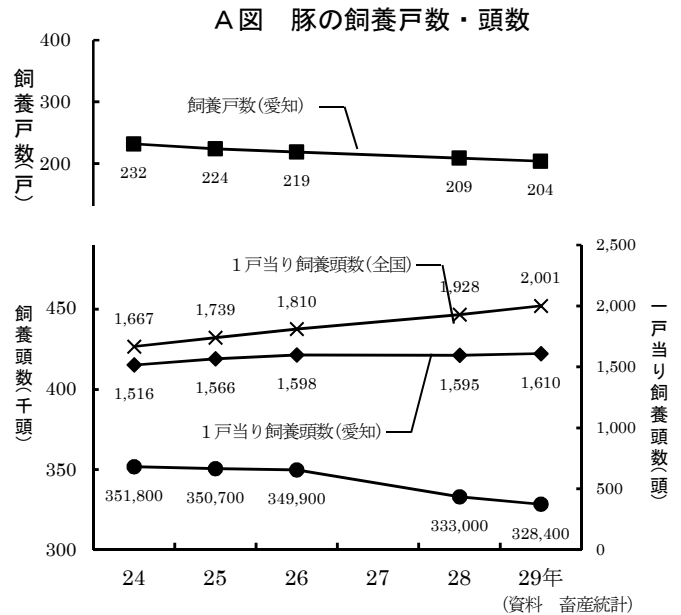
### ●養豚農家1戸当たりの飼養頭数は横ばい

29年の豚の飼養頭数は、28年に比べ1.5%減の328,400頭（全国第10位）となっており、飼養戸数は28年に比べ3.4%減の204戸となっています。1戸当たりの飼養規模は26年に比べほぼ横ばいで1,610頭（全国平均2,001頭）となっています（A図）。

また、子取り用雌豚の飼養頭数は、31,100頭で28年に比べて4.3%増となっています。

都市化の進展に伴う飼養環境の悪化、後継者不足などにより経営離脱が進む一方で、エコフィードの利用やブランド化による付加価値化に取り組むなど収益性の向上を図り経営継続に努めています。

なお、農家の規模拡大が進んでいますが、全国水準と比較すると中小規模の農家の割合が多い状況にあります。



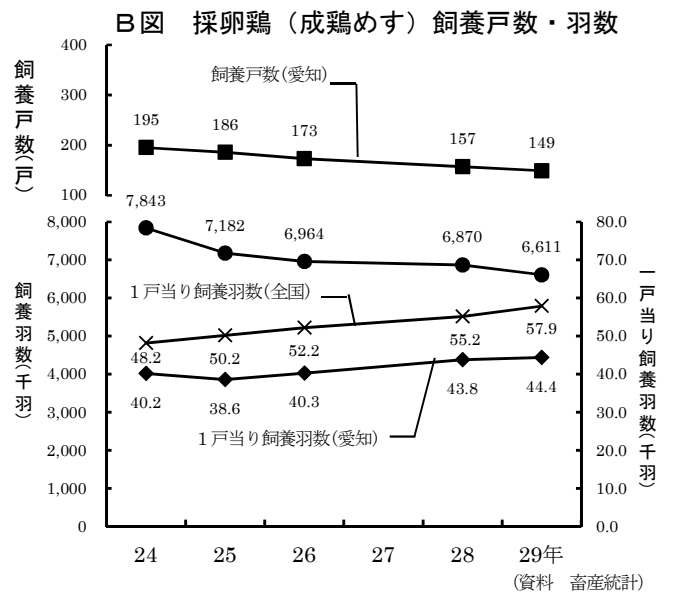
### ●採卵用成鶏雌飼養羽数は対前年比3.8%の減少

29年の採卵用成鶏雌飼養羽数は、28年に比べ3.8%減の6,611千羽（全国第6位）となっています。

また、飼養戸数は、28年に比べ5.1%減の149戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は44.4千羽（全国平均57.9千羽）で、28年に比べ増加しています（B図）。

全国的に大規模生産者の規模拡大が進む中、中小規模の割合が多い本県では、都市化の進展に伴う飼養環境の悪化や後継者不足などによる廃業が進み、飼養戸数は毎年減少しています。

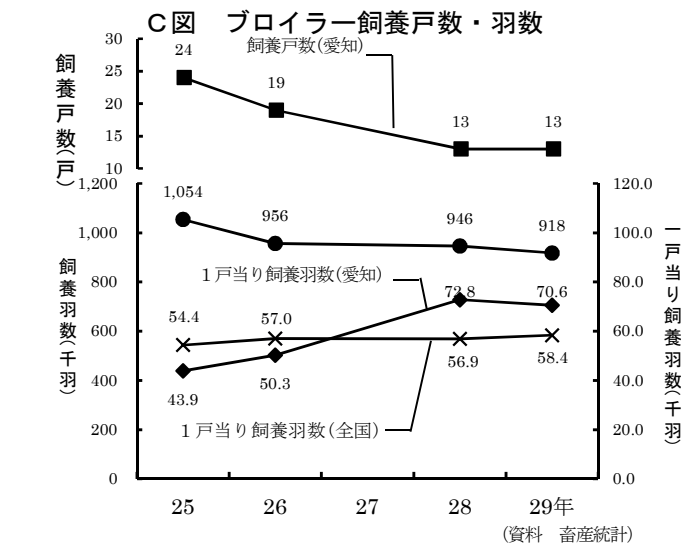
さらに、鳥インフルエンザを始めとする防疫対策の負担も増大しており、経営環境は厳しい状況が続いていますが、銘柄卵や高付加価値卵の導入、プリンなどの加工品の製造販売などにより経営改善を図っています。



### ●ブロイラーの飼養羽数は対前年比3.0%の減少

29年のブロイラー飼養羽数は、前年に比べ3.0%減の918千羽となっています。全国の飼養羽数は、前年に比べ0.4%増の134,923千羽となり、本県の全国シェアは0.7%となっています（C図）。

また、飼養戸数は、28年と同じ13戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は70.6千羽（全国平均58.4千羽）で、28年に比べ減少しています（C図）。





## 本県におけるうずらの飼養羽数の減少とその要因について

### 1 うずら飼育の歴史

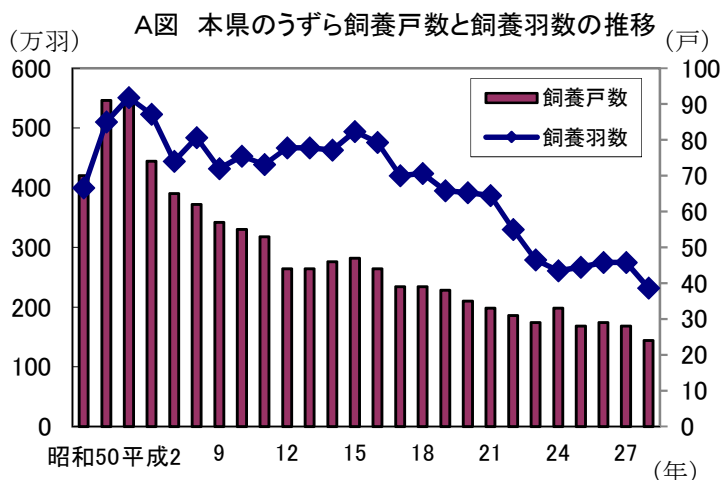
うずらは品種、亜種を含めて世界で約 100 種類以上が分布していますが、数多い品種の中で、畜産用として飼育されているのは、ニホンウズラ、コリンウズラ、ヨーロッパウズラ等に限られています。現在日本で飼養されているうずらは、野生のニホンウズラを改良したものとされています。日本におけるうずらの改良は大正時代から本格的に始まりましたが、第二次世界大戦の影響による食糧不足が原因で、うずらはほとんど絶滅してしまいました。しかし、戦後、豊橋市の鈴木経次氏が国内にわずかに残ったうずらを育成、増殖させたことから、養鶉業が復興し、次第に各地に普及しました。



### 2 本県におけるうずらの飼養の推移

本県は、元来養鶉業が盛んであったこと、港が近く飼料が比較的安価で手に入れられたこと、近郊に大消費地があることなどから養鶉業が発展しました。昭和 30 年代に本県のうずらの飼養戸数及び飼養羽数は急速に増加し、昭和 60 年には約 90 戸の農家により、500 万羽以上が飼養され、本県は日本におけるうずらの一大産地となりました。

その後は、戸数、羽数とも徐々に減少し、平成 21 年の鳥インフルエンザ発生の影響もあり、28 年現在、戸数は 24 戸、羽数は約 232 万羽まで減少しています。



出典： 22年以前 中央畜産会『家畜改良関係資料』  
23年以降 農林水産省『家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告』

### 3 飼養羽数減少の要因

うずらは約 150 g の体重の約 7%に相当する重さの卵を産み続けるため、鶏と比較して高タンパクな飼料を必要することから、蛋白源となる魚粉が高騰するなど飼料価格の高止まりは養鶉農家の経営に大きな影響を与えています。さらに、近年は暖房に必要な灯油代、出荷時の配送費なども上昇しており、生産コスト全体の高騰が経営を直撃し、廃業を加速させており、飼養羽数減少の一因となっています。

### 4 うずらの生産性向上に向けた本県の取組

養鶉農家における、生産コストの高騰という課題に対し、本県では、農業総合試験場において、27年度に生産性の高いウズラ 2 品種を開発し、更に飼料給与技術の改善や、効果的なワクチン接種技術の開発などコスト低減となるよう試験研究を進めています。

また、本県の養鶉農家の経営安定に向け、国の畜産クラスター事業などを活用し、生産効率向上のための取組を支援しています。

# 農 業 災 害

29年の気象災害による農業関係被害は、総額379,113千円でした。過去10年間では21年の12,674,477千円、23年の1,015,252千円、25年の880,755千円、24年の462,565千円に次ぐ5番目の被害額となりました。

特に、台風4件の被害が合わせて370,961千円と大きく、被害総額の97.8%を占めています。

## ●降雪による被害は 961 千円

1月14日の降雪では、いちじく用雨よけハウスの一部破損等で961千円の施設被害がありました。

## ●強風による被害は 7,191 千円

6月2日の強風では、野菜（インゲンマメ）で100千円の農作物被害があったほか、ビニールハウスの破損で82千円の施設被害があり、農業関係被害は計182千円となりました。

6月21日の強風では、水稻で7千円、野菜（トウモロコシ、スイートコーン）で6,879千円の農作物被害があったほか、ビニールハウスの破損で123千円の被害があり、農業関係被害は計7,009千円となりました。

## ●台風による被害は 370,961 千円

8月7日の台風5号では、水稻で577千円、野菜（ナス）で142千円、果樹（ナシ、イチジク）で10,821千円、花き（ケイトウ）で1,083千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス及びガラス温室の破損等で5,550千円の施設被害があり、農業関係被害は計18,173千円となりました。

9月17日の台風18号では、水稻で501千円、大豆で201千円、野菜（ナス、キャベツ、ニンジン等）で45,728千円、果樹（ナシ、ブドウ、イチジク）で20,621千円、花き（ケイトウ）で500千円の農作物被害があったほか、ビニールハウスの破損等で18,904千円の施設被害があり、農業関係被害は計86,455千円となりました。

10月22日の台風21号では、水稻で1,882千円、大豆で153,988千円、野菜（トマト、ナス、キャベツ等）で68,787千円、果樹（イチジク、カキ、ミカン）で6,056千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス及びガラス温室の破損等で23,008千円の施設被害があり、農業関係被害は計253,721千円となりました。

10月29日の台風22号では、大豆で11,250千円、野菜（ニンジン、カブ）で335千円、果樹（イチジク）で593千円の農作物被害があったほか、ビニールハウスの破損で434千円の施設被害があり、農業関係被害は計12,612千円となりました。

A表 過去の主な農業関係被害（平成5年以降、被害額10億円以上）（単位：千円）

区 分	冷 夏 (H5. 6~9)	台風26号 (H6. 9. 29)	台風7号 (H10. 9. 22)	竜 巻 (H11. 9. 24)	集中豪雨 (H12. 9. 11~12)	台風23号 (H16. 10. 20)	台風18号 (H21. 10. 8)	
農作物等	水陸稲	3,747,456	67,143	410,354	—	505,629	71,609	120,931
	野 菜	692,103	884,721	626,753	457,154	767,821	797,039	6,318,260
	果 樹	287,316	323,038	195,413	2,255	103,888	24,983	557,128
	その他	35,255	619,668	143,260	43,462	140,061	71,792	738,076
	小 計	4,762,130	1,894,570	1,375,780	502,871	1,517,399	965,423	7,734,395
畜 産	—	11,242	1,610	—	25,104	—	8,875	
施 設 等	—	1,010,642	492,236	916,150	115,711	140,974	4,928,391	
合 計	4,762,130	2,916,454	1,869,626	1,419,021	1,658,214	1,106,397	12,671,661	

その他：花き、植木、工芸作物、茶、豆類、桑、樹体等

施設等：農産園芸施設、畜舎等

（資料 農林政策課調べ）

本県における 29 年の気象状況について

29 年の気象概況は、名古屋地方気象台によると、気温は、1 月と 7 月は高く、5 月はかなり高くなり、9 月、11 月、12 月は低くなりました。また、降水量をみると、3 月、6 月、9 月、11 月は少なく、5 月はかなり少なくなりました。一方、4 月、7 月、8 月は多く、10 月は台風の影響でかなり多くなりました（A、B 図）。

1 冬（1 月～2 月）

前半は低気圧や前線の影響により曇りや雨となった日もありましたが、高気圧に覆われて平野部を中心に晴れた日が多くなりました。後半は冬型の気圧配置となりやすく、平野部では晴れた日が多くなりました。1 月中旬には強い寒気の南下により、西部を中心に大雪となった所がありました。

2 春（3 月～5 月）

天気は数日の周期で変わりましたが、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。4 月中旬には発達した低気圧の影響で大雨となった所がありました。3 月は大陸からの冷たい空気の影響で気温の低い時期がありました。5 月は晴れた日が続く暖かい空気の影響で気温がかなり高くなりました。

3 夏（6 月～8 月）

7 月中旬までは 6 月下旬を除いて梅雨前線の影響が少なく、晴れた日が多くなり、梅雨の時期の降水量はかなり少なくなりました。7 月下旬以降は、湿った空気や気圧の谷の影響を受けやすく、曇りや雨の日が多くなりました。また、8 月上旬には台風 5 号の影響で大雨となった日がありました。

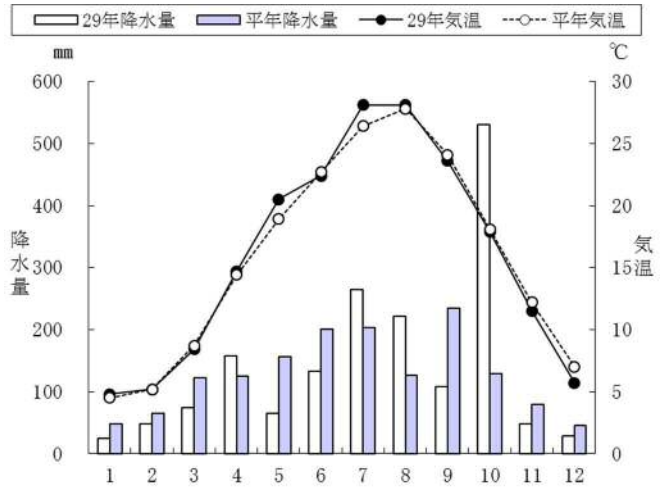
4 秋（9 月～11 月）

低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わりました。10 月は秋雨前線や台風の影響でぐずついた天気となった時期があり、顕著な多雨や寡照となりました。気温は暖かい空気に覆われて高くなった時期と、強い寒気の影響で低くなった時期がありました。

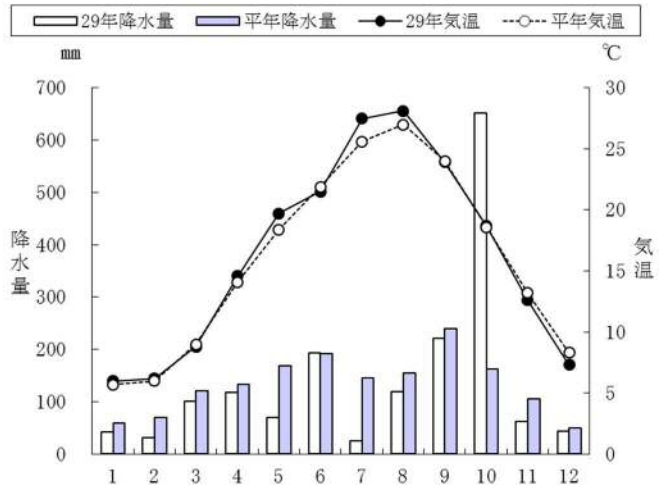
5 冬（12 月）

冬型の気圧配置で晴れた日が多くなりました。下旬の後半には、強い寒気が南下し雪の降った日がありました。

A 図 29 年の月別気温、降水量と平年値（名古屋）



B 図 29 年の月別気温、降水量と平年値（伊良湖）



C 表 季節だより（29 年）

項目	観測日	平年
たんぼぼの開花	3 月 16 日	2 月 23 日
桜の開花	3 月 28 日	3 月 26 日
梅雨入り	6 月 21 日頃	6 月 8 日頃
梅雨明け	7 月 15 日頃	7 月 21 日頃
アブラゼミの初鳴き	7 月 20 日	7 月 13 日
初霜	11 月 26 日	11 月 27 日
初氷	12 月 6 日	12 月 2 日
初雪	12 月 13 日	12 月 20 日

（資料 名古屋地方気象台調べ）

## 5 技術の開発・普及

### 農業試験研究

農業総合試験場では、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2020」に基づいて、4つの重点目標の達成に向けて、計画的に試験研究を行っています。

29年度は試験場全体で130の研究課題に取り組みました。そのうち、民間企業や大学、農業団体等との共同研究は「低温期に品質の優れる斑点病害抵抗性アオジソ品種の育成」など23課題、農林水産省の競争的資金等による研究開発事業は「アミロペクチン短鎖化でやわらかさが持続する画期的な業務・加工向け多収水稻品種の開発」など31課題、試験場の総合力を生かして取り組む戦略的重要研究は「キクの需要創出に向けた新規花形ギクの栽培技術の確立」など5課題を実施しました。

#### ●主な試験研究成果（2017年試験研究10大成果）

順位	研究成果
第1位	華麗な花びら「かがり弁」の輪ぎく新品種を開発
第2位	名古屋コーチンの肉用新系統「NGY7」を開発
第3位	植物成長調整剤によるコショウランの品質向上技術を開発
第4位	病気に強い水稻 New「ミネアサヒ」を開発
第5位	くくり罫補助具「からまる棒」を開発
第6位	カットやスライス用に適したトマト「サンドパル」の特性を活かす栽培技術を開発
第7位	小麦「きぬあかり」の生育予測技術を開発
第8位	ファージ添加により微生物の病害抑制効果が向上
第9位	たまり粕を利用した敷料向け堆肥生産技術を開発
第10位	農業水路に転落したカエルの脱出ネットを開発



第1位 かがり弁の輪ぎく新品種



第2位 肉用名古屋コーチンNGY7

#### ●農業総合試験場公開デー

試験研究の成果を県民に広くPRし、農業への理解を深めてもらうため、11月3日に本場（長久手市）で「公開デー」を開催しました。研究成果の発表、生産物の販売、研究施設の見学、新品種等の試食などを行い、1,334名が来場しました。また、山間農業研究所では5月21日に開催し842名の参加が、また、東三河農業研究所では今回初めて12月6日に開催し65名の参加がありました。

#### ●共同研究マッチングフェア

##### (1) アグリビジネス創出フェア in 東海

新たな共同研究に結びつく産学官連携によるマッチングを促進するため、11月7、8日に名古屋大学野依記念学术交流館で開催されたアグリビジネス創出フェアin東海に5ブース出展しました。ブースを訪れた農業に関心のある企業や研究機関等10者と活発な意見交換を行いました。



いいともあいち交流会  
出展の様子

##### (2) 第3回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会 with いいともあいち交流会

農林水産業や食品産業等におけるニーズを把握し、新技術や新品種の開発を進めるため、3月13日に名古屋銀行と共催で開催された商談会に出展しました。様々な業種の事業者と交流し、共同研究に関する情報収集や相談を48件行いました。

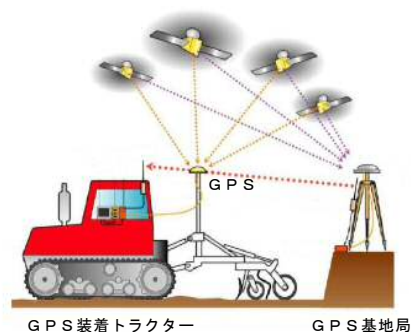
## 本県における次世代技術を活用した水田農業の技術開発について

本県の水田農業は、恵まれた自然条件や立地条件のもと、担い手への農地の利用集積による経営の大規模化が進みつつあります。その中で、品質と収量を安定させるための効率的で革新的な栽培技術の開発が求められています。そこで、農業総合試験場（以下「農総試」という。）では、近年発展が目覚ましいICTやドローンなどの次世代技術を活用し、本県の水田農業に適合する栽培技術の開発を進めることとしました。

### 1 次世代技術を活用した研究成果

#### (1) GPS測位技術を用いたほ場の高精度均平技術の開発

県内には、大規模区画ほ場における稲・麦・大豆の2年3作体系が広く普及しています。これらの輪作体系を効率的に行うためには、ほ場を均平にし適正に水管理を行うことが重要です。そのため、農総試では、人工衛星からの位置情報を基にした精度の高いほ場均平技術を開発しました。



GPS 即位技術によるほ場の均平化

#### (2) e-栽培暦を利用した生育予測技術

名古屋大学、三重大学、中部大学と連携して開発した「e-栽培暦」は、気象情報を基に水稻の生育予測を行うことができるシステムで、追肥や収穫等の栽培管理を適期に行い高精度な水稻栽培を可能にします。今後も、名古屋大学やJAあいち経済連と共同で、現地ほ場における「e-栽培暦」の改良と実証を進めます。

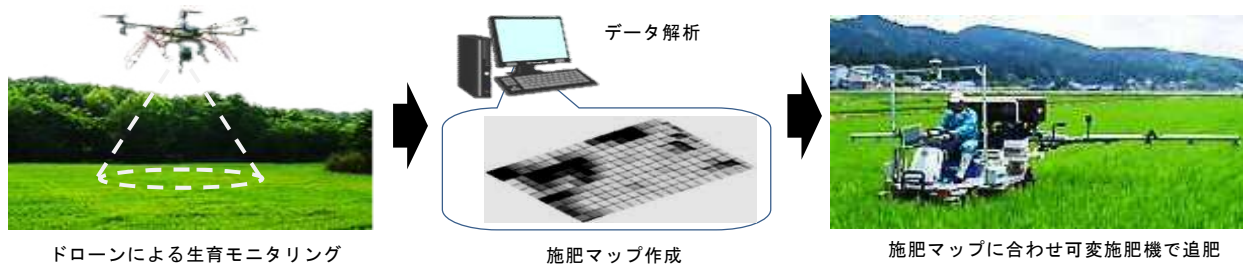


生育予測を可能とする「e-栽培暦」

### 2 農業総合試験場における次世代農業技術研究の方向

農総試では、28年12月に「あいちスマート農業技術研究会」を設置し、本県農業に適した次世代農業技術の研究の方向性を検討してきました。29年7月には、この分野の先進国であるフランスに職員を派遣し、その取組事例を調査しました。フランスでは、人工衛星やドローンを利用した小麦の生育モニタリングが事業化されており、モニタリング情報を栽培に活用することで、10%程度の収量増と15%程度の窒素肥料の削減を実現しています。

農総試では、水稻や小麦、大豆の高品質・高収量で安定的な生産技術を開発するため、フランスで得た知見をもとに、ドローンを利用した生育モニタリング手法と生育に合わせた可変施肥技術に取り組んでいきます。



## 普及指導活動

県内8か所の農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）に197人の普及指導員等を配置して、巡回指導等により直接農業者に接して普及指導活動や調査研究を実施しています。また、県内全域を担当する普及指導員（農業革新支援専門員）を農業総合試験場企画普及部広域指導室（以下「広域指導室」という。）に12人配置し、県域で取り組む課題の調整、試験研究との連携、普及指導員の資質向上等を行っています。

### ●普及指導活動で重点的に取り組む4つの課題

28年3月に策定した「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）において、「意欲ある担い手の確保・育成」、「産地の収益力向上に向けた取組の支援」、「環境と安全に配慮した農業の推進」、「活力ある地域づくりに向けた取組の支援」の4つの課題を設定し、重点的な普及指導活動に取り組むこととしています。

### ●計画的・重点的な普及指導活動の実施

農業改良普及課では、実施方針に基づくとともに、地域の農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、普及指導対象、推進事項、到達目標等を明確にした普及指導計画を策定し、68の重点課題（普及事項数382）を設定して、計画的・重点的な普及指導活動を実施しています（A表）。

### ●技術の普及に向けた調査研究の実施

生産技術の体系化に向けた課題や普及指導計画の策定段階で抽出された課題について、農業改良普及課が現地で101課題の調査研究を実施し、課題解決を図っています（B表）。

また、新技術・新品種等を産地において実証し、広域的な普及推進を図るため、広域指導室が中心となって、農業改良普及課と連携しながら、国の産地ブランド発掘事業6課題に取り組んでいます（C表）。



産地で環境制御技術の向上に取り組む普及指導員（産地ブランド発掘事業）

A表 部門別重点課題数等（29年度）

部門	重点課題数	普及事項数
担い手育成	9	56
作物	9	54
野菜	14	80
花き	11	61
果樹	9	49
畜産	8	38
地域営農	8	44
合計	68	382

B表 年度別調査研究実施課題数（課題）

年度		25	26	27	28	29
調査研究課題数		110	104	109	109	101
内訳	広域調査研究 <sup>(注1)</sup>	56	51	62	60	60
	地域調査研究 <sup>(注2)</sup>	54	53	47	49	41

（注1）広域的な課題設定に基づき、広域指導室と複数の農業改良普及課が連携して取り組む調査研究。

（注2）地域的な課題設定に基づき、農業改良普及課が単独で取り組む調査研究。

C表 普及組織の公募型事業実施課題（29年度）

国事業名	課題名
産地ブランド発掘事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県育成多収性高アミロース品種の多収栽培の現地実証と飼料用米専用品種等用途の利用推進</li> <li>○冬どりブロッコリーの安定出荷と栄養・機能成分の把握によるブランド化の推進</li> <li>○施設野菜産地における環境制御技術の向上による品質向上と計画生産</li> <li>○飼料用米育ちの鶏卵を活用した産地ブランドの育成</li> <li>○現場と一体となった品種及び技術開発、普及によるキク類の愛知ブランドの高次化</li> <li>○イチジクの高品質安定生産と新商材の開発による産地ブランドの創出</li> </ul>

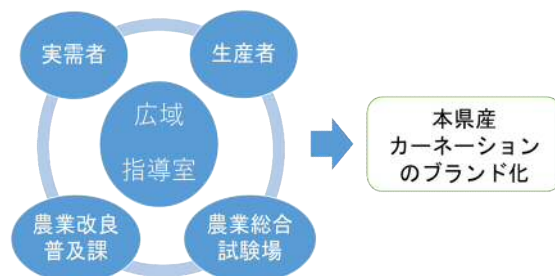
## 本県におけるプロジェクト型の普及指導活動について

本県では、県全域を担当する普及指導員（農業革新支援専門員）を農業総合試験場広域指導室に配置して、県域で取り組むべき課題に対応しています。最近の特徴的な取組として、プロジェクト型の普及指導活動があります。これは、広域指導室が農業改良普及課と連携して、産地の重要な課題について 3～5 年後のあるべき姿を明確にして、関係機関や民間と役割分担しながら、生産・流通の革新に取り組む活動です。プロジェクト型の普及指導活動について、具体的な事例を紹介して解説します。

### 1 生産・流通の一体的な取組による県開発カーネーションのブランド化の推進

本県のカーネーション生産は全国 2 位の産出額ですが、近年は輸入品の増加や消費の低迷などの課題があります。外国産や国内他産地に負けない産地づくりには、新品種の開発とあわせてブランド化が必要です。そのためには、高品質なカーネーションの生産と併せ、流通に関わる仲卸業者や市場関係者等（以下「実需者」という。）の高い評価を得て販路を確保する活動がポイントとなります。

そこで、広域指導室が核となり、カーネーション産地を指導する農業改良普及課、品種開発を担当する農業総合試験場と連携して、県内産地及び生産者と実需者を構成員とするコンソーシアムをつくり、ブランド化の推進に取り組みました。



コンソーシアムで取り組むブランド化推進

### 2 消費者に選ばれるカーネーションを目指して

コンソーシアムでは、構成員が新品種の生産から流通まで一貫して状況を把握して、意見交換できる体制をつくり、実際にブランド化の推進に取り組みました。この取組では、農業総合試験場が開発したカーネーションの 2 つの新品種、ピンクベージュ色の「カーネ愛知 7 号」と黄緑色の「カーネ愛知 8 号」に着目し、広域指導室が提案して 2 品種の迅速なブランド化を進めることとしました。

まずこの 2 品種を花のイベントで展示して PR しつつ、消費者ニーズの把握を行いました。2 品種は「他の花と調和して、花束やフラワーアレンジメントなど用途が広い」等、消費者や小売業者などから高く評価されました。展示では、来場者に 2 週間程度の鑑賞が可能であることを確認してもらいました。イベント後、広域指導室は、農業改良普及課を通じて、これらの評価を生産者にフィードバックして、新品種の導入を推進しました。



「カーネ愛知 8 号」の栽培状況

### 3 一体的な活動のメリット

消費者ニーズや実需者の評価を速やかに生産者にフィードバックすることで、生産者と実需者の間の情報交換の質・量とも向上し、迅速な技術改善・流通改善につながるようになりました。また、広域指導室が中心となり地域を超えた連携体制ができたことで、新品種の導入に合わせ実需者ニーズを把握して、ブランド化に向けた円滑な取組ができました。

## 6 流通・販売

### 農産物関連物価指数

#### ●農産物価の動向

28年の全国の農産物価格指数（22年=100）は、総合で115.3となり前年に比べて7.7ポイント上昇しました（A図）。部門別では、米が11.1、野菜が8.5、果実が10.3、花きが2.9、生乳が1.6ポイント上昇しましたが、鶏卵が8.7、肉畜が0.7、工芸農作物が0.9ポイント下降しました。

農業生産資材価格指数（22年=100）は、総合で109.0となり、前年に比べ1.6ポイント下降しました（B図）。

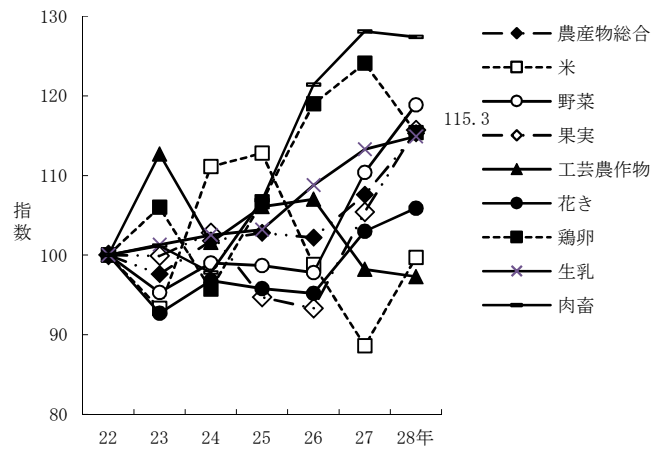
部門別では、種苗・苗木が0.7、農機具が0.2ポイント上昇しましたが、肥料が2.0、飼料が8.6、農業薬剤が0.1、光熱動力は14.4ポイント下降しました。

#### ●名古屋市消費者物価指数の動向

28年の名古屋市消費者物価指数（27年=100）は、食料で101.4となり、前年より1.4ポイント上昇しました（C図）。

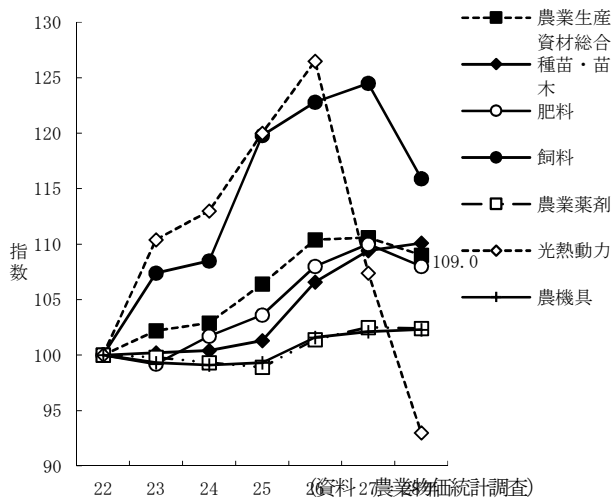
穀類が1.9、魚介類が0.2、肉類が2.4、生鮮野菜が4.1、生鮮果物が5.9、外食が0.7ポイント上昇した一方で、乳卵類が0.1ポイント下落しました。

A図 農産物価格指数（全国）



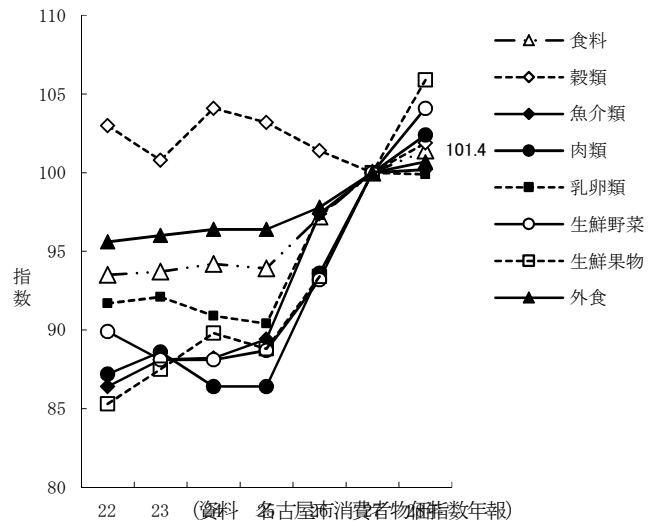
（資料 農産物価統計調査）

B図 農業物価指数（農業生産資材）



（資料 農産物価統計調査）

C図 名古屋市消費者物価指数



（資料 名古屋市消費者物価指数年報）



# 主要な問題の解説

## 28年度の食料需給について

### 1 国の食料自給率

28年度の我が国の総合食料自給率（供給熱量ベース）は、小麦及びびん菜等の作付面積が拡大したものの、天候不順により単収が落ち込み生産量が減少したこと等から、前年度に比べ1ポイント減少し、38%となりました。

また、生産額ベースの自給率は、野菜及び果実の輸入額が減少する中で、国内生産額が増加したことから、前年度と同じ68%となりました（A表）。

食料自給率は、食料生産だけでなく、食料消費のあり方によっても左右されます。食料自給率の向上には、消費者ニーズに即した安全で良質な食料を供給するという生産面からの取組と、国産の食料を一層消費するという消費面からの取組を総合的に進めることが必要です。

A表 食料の自給率 単位：%

		23	24	25	26	27	28 (脚)	37 目標
総合食料自給率（供給熱量ベース）		39	39	39	39	39	38	45
総合食料自給率（生産額ベース）		69	67	67	65	66	68	73
主食用穀物自給率		59	59	59	59	61	59	-
穀物（食用＋飼料用）自給率		27	28	27	28	29	28	-
主要品別自給率	米	96	96	96	97	98	97	97
	小 麦	11	12	12	13	15	12	16
	大 豆	7	8	7	7	7	7	12
	野 菜	79	78	79	79	80	80	92
	果 実	38	38	40	42	41	41	41
	肉 類（鯨肉を除く）	54	55	55	55	54	53	60
	う ち 牛 肉	40	42	41	42	40	38	46
	う ち 豚 肉	52	53	54	51	51	50	58
	う ち 鶏 肉	66	66	66	67	66	65	70
	鶏 卵	95	95	95	95	96	97	96
	牛 乳 ・ 乳 製 品	65	65	64	63	62	62	65
魚 介 類	52	52	55	55	55	53	-	

（資料）食料需給表（農林水産省）

（注）37目標は、食料・農業・農村基本計画（農林水産省）による

### 2 本県の食料自給率

国は、都道府県別の食料自給率を試算しています。

県の食料自給率は、県民1人が必要とする食料を県で生産される農林水産物でどの程度まかなえるかを示す指標であり、県の人口と食料生産のバランスを示す目安のひとつとされています。27年度の本県の供給熱量ベース自給率は、前年度に比べ1ポイント減少し、12%でした。

27年度の自給率減少の主な要因

として、水稻では、極早生品種が出穂期の高温により外観品質の低下がみられたことから、収穫量が減少しています。麦類では、生育期間を通じて降雨が多く、日照が少なかったため莖数が少なめに推移したことや、出穂期以降の気温が高めに推移したため成熟期間が短くなったことから、収穫量が減少しています。大豆では、梅雨により播種遅れになったものが、乾燥による出芽不足で生育も少なくなったことから、収穫量が減少しています。これらのことが、自給率減少の一因となっています。

本県は、農業産出額が全国第8位に位置する有数の農業県ですが、人口が多いことに加えて、カロリーが低い野菜や自給率に反映されない花きの生産量が多いという特色があり、自給率は低くなっています（B表）。

B表 食料自給率（供給熱量ベース）と人口割合及び農業産出額の構成比（27年度）

	食料自給率 (%) ( )は全国順位	総人口に 占める割合	農業産出額の構成比 (%)				
			米	野菜・果実	花き	畜産	その他
北海道	221(1位)	4.2	9.6	18.7	1.0	57.7	13.0
秋 田	196(2位)	0.8	54.1	33.5	1.7	20.9	2.8
山 形	142(3位)	0.9	33.6	30.6	3.0	15.3	1.5
…	…	…	…	…	…	…	…
愛 知	12(43位)	5.9	8.8	42.3	18.1	27.7	3.1
…	…	…	…	…	…	…	…
神奈川	2(45位)	7.2	3.8	66.5	6.0	19.5	4.2
大 阪	2(45位)	10.6	21.5	63.7	5.7	6.5	2.6
東 京	1(47位)	7.0	0.3	70.3	15.4	7.3	6.7

（資料）都道府県別食料自給率、生産農業所得統計

## 青果物・花きの流通

### ●名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は38万8千t、果実取扱数量は10万3千t

28年の名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は38万8千tで、5年前と比べて1万1千t減少(23年比97.2%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は7万3千tで、5年前と比べて1万t減少(同87.8%)し、取扱数量全体に占める比率は18.9%で、5年前の20.9%と比べて2ポイント減少しました。

また、果実取扱数量は10万3千tで、5年前と比べて2万5千t減少(同80.2%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万2千tで、5年前と比べ2千t減少(同82.7%)し、取扱数量全体に占める比率は11.4%で、5年前の11.1%と比べて0.3ポイント増加しました(A図)。

### ●県内地方卸売市場の野菜取扱数量は12万1千t、果実取扱数量は4万5千t

28年の県内地方卸売市場の野菜取扱数量は12万1千tで、5年前と比べて5万5千t減少(同68.7%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は5万1千tで、5年前と比べて1万3千t減少(同79.3%)し、取扱数量全体に占める比率は42.4%で、5年前の36.7%と比べて5.7ポイント増加しました。

また、果実取扱数量は4万5千tで、5年前と比べて2万t減少(同69.0%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万6千tで、5年前と比べて4千t減少(同78.3%)し、取扱数量全体に占める比率は35.5%で、5年前の31.3%と比べて4.2ポイント増加しました(B図)。

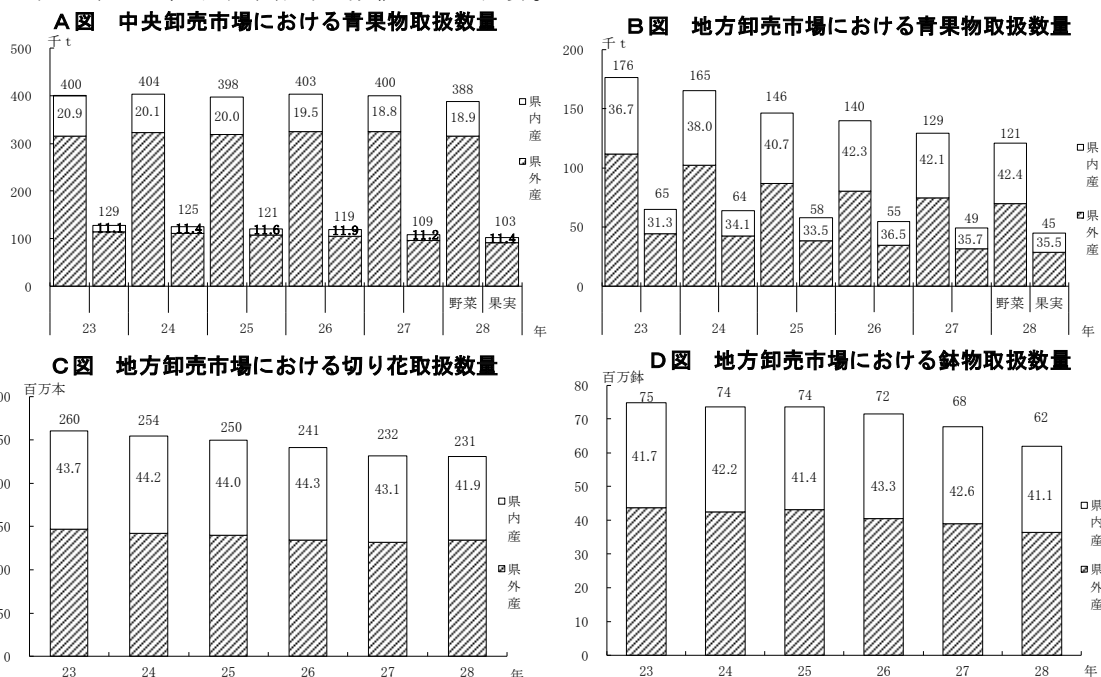
### ●県内地方卸売市場の切り花取扱数量は2億3千1百万本

28年の県内地方卸売市場の切り花取扱数量は2億3千1百万本で、5年前と比べて2千9百万本減少(同88.8%)しました。このうち、県内産切り花の取扱数量は9千7百万本で、5年前と比べて1千7百万本減少(同85.0%)し、取扱数量全体に占める比率は41.9%で、5年前の43.7%と比べて1.8ポイント減少しました(C図)。

### ●県内地方卸売市場の鉢物取扱数量は6千2百万鉢

28年の県内地方卸売市場の鉢物(花壇用苗物等含む)の取扱数量は6千2百万鉢で、5年前と比べて1千3百万鉢減少(同82.6%)しました。このうち、県内産鉢物の取扱数量は2千5百万鉢で、5年前と比べて6百万鉢減少(同81.5%)し、取扱数量全体に占める比率は41.1%で、5年前の41.7%と比べて0.6ポイント減少しました(D図)。

※対23年比は、市場年報等の数値により計算。



※グラフ内の数値は、県内産の割合を示す。

(資料) 名古屋市中央卸売市場年報 愛知県地方卸売市場年報

## 新たな卸売市場制度について

### 1 背景・目的

卸売市場では、野菜や果物などの生鮮食料品等を各地の生産者等から集め、卸売（生産者と小売の中間流通）を行っており、公正な値段で効率的に流通させる役割を担っています。

卸売市場の持つ集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要なものであるため、今後も食品流通の核として引き続き堅持していく一方で、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に答えていくため、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要となっています。

このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するため、国において卸売市場の開設や取引の規制を緩和する卸売市場改革が実施されることとなりました。

### 2 新制度の概要

これまでの卸売市場は、国の認可又は都道府県の許可を受けた開設者が卸売市場を開設できましたが、新制度では、国又は都道府県の認定を受けた開設者が卸売市場を開設できるようになります。認定制への変更に伴い、事業者の創意工夫が活かせるような、自由度の高い市場運営が可能となります。

一方で、過度な自由は混乱を生じさせるおそれがあるので、公正・安定的な市場運営のため、国が「卸売市場に関する基本方針」を示すとともに、公的関与のもとで下記のルールを遵守することが認定の要件となります。

なお、一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が、それ以外は「地方卸売市場」として都道府県がそれぞれ認定し公表するとともに、指導・検査監督を行います。

#### 記

#### 【認定の要件となる遵守すべきルール】

- ① 売買取引の方法（せり売、入札、相対取引等）を公表すること。
- ② 差別的取扱いを禁止すること。
- ③ 受託拒否を禁止すること（中央卸売市場のみ）。
- ④ 代金決済ルールを策定し公表すること。
- ⑤ 取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）を公表すること。
- ⑥ 取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）を公表すること。
- ⑦ その他の取引ルール（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則等）は、卸売市場ごとに①～⑥までのルールに反しない範囲において定めることができる。その際は、卸売業者、仲卸売業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏むとともに、策定した場合には公表すること。

### 3 改正時期

新たな卸売市場制度を規定する卸売市場法の一部改正が、第196回通常国会で審議議決を経た後、公布後2年を超えない範囲内において施行されます。

県内卸売市場数（30年4月1日現在）

区分	中央卸売市場	地方卸売市場	類似市場	合計
総合	2	4		6
青果		19	1	20
水産		15	4	19
食肉	1	2		3
花き		8	7	15
合計	3	48	12	63

## 畜産物の流通

### ●生乳の県内充足率は約81%

28年の生乳生産量は、181千tと前年に比べ1.1%減となっています。一方、生乳の処理量（県外向けを含む）は、県内生産を上回る224千t（前年比100.4%）となっています。このため、28年の生乳処理量に対する県内生乳生産量の比率（県内充足率）は、81.0%となり、不足分（42千t）は、主として北海道、静岡、三重等から移入されています（A図）。

### ●鶏卵の生産量は101千tで前年比2.4%減

28年の鶏卵生産量は前年比2.4%減の101.4千t、全国総生産量の4.0%を占め全国第9位となっています（B図）。

### ●肉用牛（成牛）のと畜頭数は18千頭で2.9%減

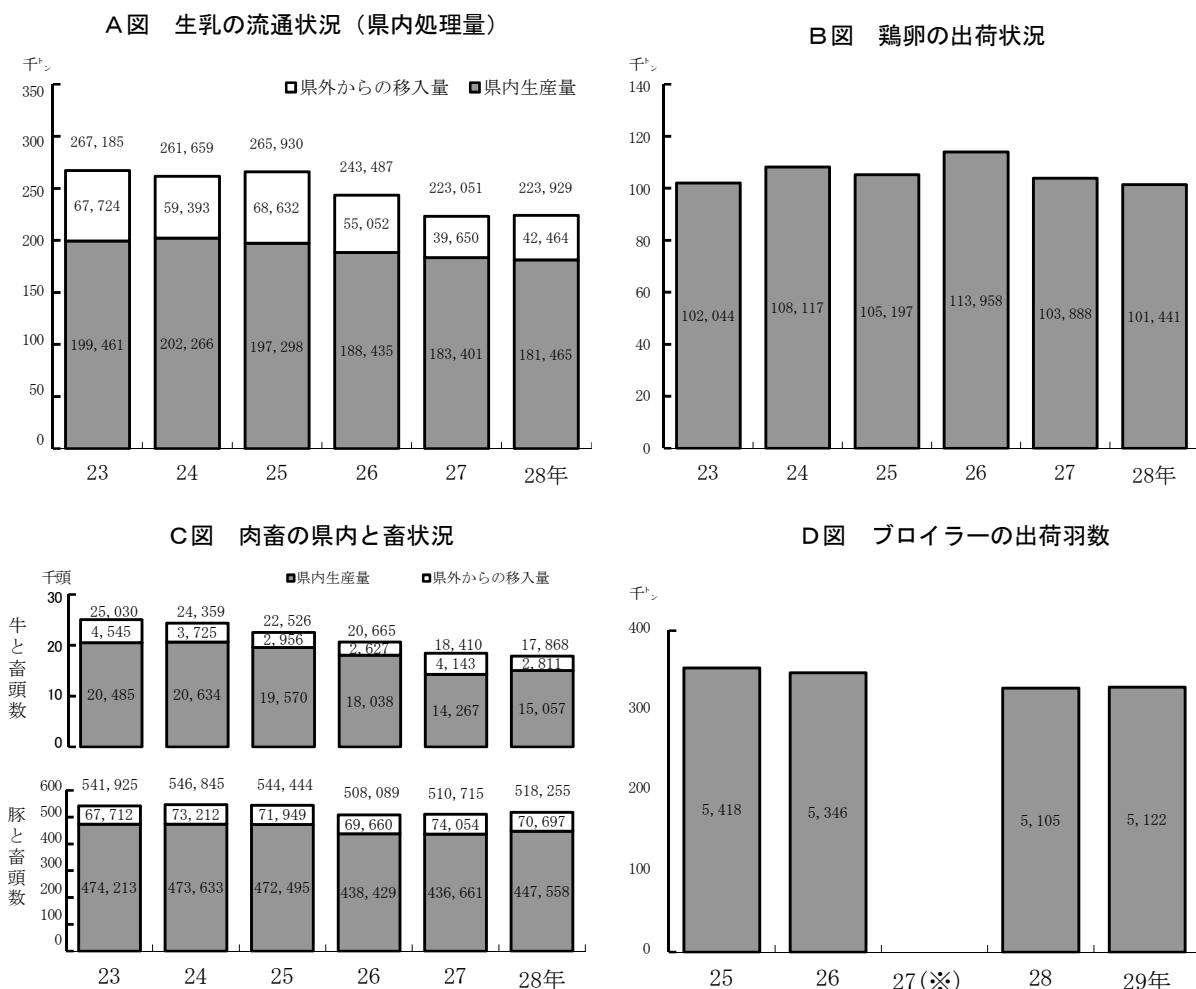
28年の肉用牛のと畜頭数は18千頭で、このうち県内産が84.3%と大部分を占めています。県外産は宮崎県、静岡県、鹿児島県、静岡県、青森県などが上位を占めています（C図）。

### ●豚のと畜頭数は511千頭で前年比1.5%増

28年の肉豚のと畜頭数は518千頭で、このうち県内産が86.4%と大部分を占め、県外産は隣県の岐阜県や三重県が占めています（C図）。

### ●ブロイラーの出荷羽数は5,122千羽で横ばい

29年のブロイラー出荷羽数は5,122千羽で前年に比べ0.3%の増加となっています（D図）。



A図～C図 出典：畜産物流通統計

D図 出典：畜産統計 ※27年は統計データなし

## 畜産クラスター協議会による施設整備等について

### 1 畜産クラスターについて

国は、TPP等による新たな国際環境の下で、地域の中心的な担い手となる畜産農家を核とし、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制を「畜産クラスター」と定義し、この畜産クラスターの構築を全国的に推進しています。

県内では、27年度以降、23の畜産クラスター協議会が設立され、それぞれの地域の課題や将来目指すべき姿の実現のための取組を畜産クラスター計画として取りまとめ、施設整備、機械導入、実証・支援事業を活用し、生産コストの低減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化する取組を進めています。

### 2 各畜種別の取組（28～29年度県内実績）

(1)肉用牛	飼養規模の拡大、自家産・ET産子増加、育種価の向上、自給飼料の利用拡大、和牛の品質向上・増産・販売方法の検討等
(2)酪農	飼養規模の拡大、自家産・ET産子増加、労働時間の削減、1頭当たり乳量の増加、乳質の向上、子牛販売の増加、空き牛舎を活用した就農支援体制の構築等
(3)養豚	飼養規模の拡大、SPF豚の生産、エコフィード利用拡大、良質堆肥の生産、みかわポークの効率的生産技術の検討等
(4)採卵鶏	飼養規模の拡大、名古屋コーチン卵の生産拡大、地域の鶏卵集荷選別、雛の農家間取引、飼料用米の利用拡大、良質堆肥の生産、加工販売等
(5)肉用鶏	飼養規模の拡大、名古屋コーチン鶏肉の生産拡大、飼料用米の利用拡大、良質堆肥の生産等

各畜産クラスター協議会においては、補助事業実施後も自らの取組状況を確認し、畜産クラスターの計画の実現に向けた必要な見直しや改善を行うことで、事業成果の一層の発揮を目指しています。



肉用牛舎の整備  
(新城市畜産クラスター協議会)



乳用牛堆肥舎の整備  
(田原市畜産クラスター協議会)



SPF豚舎の整備  
(常滑美浜養豚クラスター協議会)



肉用名古屋コーチン鶏舎の整備  
(田原市畜産クラスター協議会)

## 食育の推進

### ●愛知県食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は 105,138 人

29 年度末の愛知県食育推進ボランティアの登録者数は 1,148 人で、前年度末より 45 人増加しました。構成団体等別では、県食生活改善推進員連絡協議会が 727 人（全体の 63.6%）、県栄養士会が 63 人（全体の 5.5%）などとなっています。

28年度の食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は105,138人で、前年度より321人増加しました（A図）。

### ●いいともあいちネットワークの登録会員数は 1,521 会員

29 年度末のいいともあいちネットワークの登録会員数は、1,521 会員で前年度末より 91 会員増加しました。

29 年度末のいいともあいち推進店の登録店数は、1,064 店で前年度末より 15 店増加しました。そのうち、販売店は 822 店で前年度末より 39 店増加し、飲食店は 242 店で前年度末より 24 店減少しました（B図）。

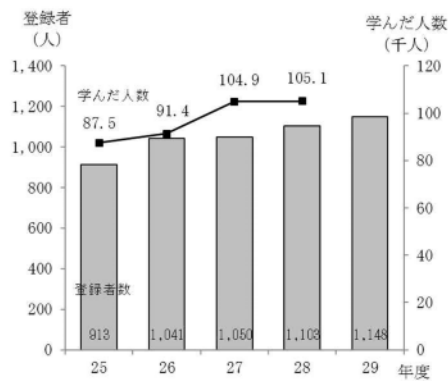
### ●農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）は 77.5%

29 年度の農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）は、77.5%で、前年度より 0.1 ポイント増加しました（C図）。

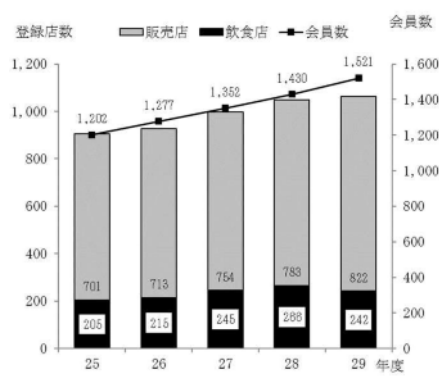
### ●学校給食において地域の産物を活用する割合は 35.9%

29 年度の学校給食において地域の産物を活用する割合（全食品数に占める県産食品数の割合）は 35.9%で、前年度より 2.9 ポイント減少しました（D図）。

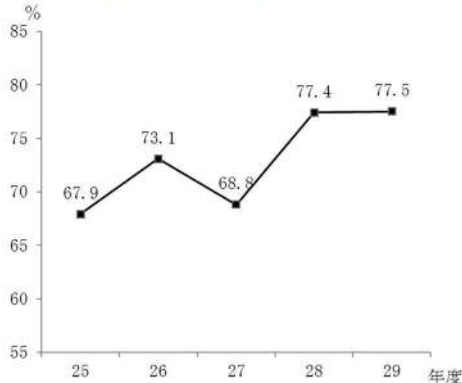
A図 食育推進ボランティアの登録者数及び食育推進ボランティアから学んだ人数の推移



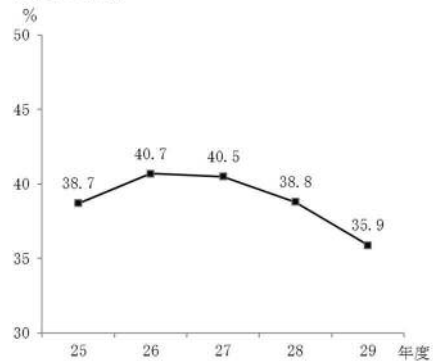
B図 いいともあいちネットワーク会員数及び推進店登録数の推移



C図 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）



D図 学校給食に地域の産物を活用する割合の推移



（資料 食育消費流通課調べ（A図、B図）、教育委員会調べ（C図、D図））

### あいちの食文化を次世代へ継承していくための取組について

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録(25年12月)され、各地域の伝統的な食文化の保護・継承の重要性が高まっています。

「あいち食育いきいきプラン2020」(計画期間：28～32年度)においても日本の食文化や郷土料理等の理解と継承に取り組むこととしており、29年度は、前年度に作成した『あいちの郷土料理レシピ50選』(以下『レシピ50選』という。)を活用した「あいち食育いきいきシンポジウム」及び「郷土料理講習会」を開催しました。

#### 1 「あいち食育いきいきシンポジウムー愛知県の食文化を次世代へ伝えるためにー」

○開催日・場所：8月3日(木)・西三河総合庁舎

○参加者：一般県民、食育関係者等202名

○基調講演「愛知県の郷土料理の魅力について」名古屋文化短期大学 教授 鳥居久雄氏

『レシピ50選』作成に携わった経過や県の郷土料理や食材、調味料の特長について紹介されました。郷土料理は同じ料理名でも地域や家庭によって材料や作り方が異なり、それが「わが地域」「わが家」の味となって代々受け継がれてきたなどの話がありました。

○パネルディスカッション「地域で伝える郷土料理等の食文化」

鳥居教授をコーディネーターに、パネリスト4名(食育推進ボランティア、岡崎市食育担当者、小学校栄養教諭、名古屋文化短期大学生)からそれぞれの取組や課題などが紹介され、会場との意見交換も行われました。

○参加者の声

「郷土料理の話は興味深く、団体の研修会でも講演してほしい。」「今度の食育活動の参考になった。」などの意見がありました。



基調講演の様子

#### 2 「郷土料理講習会～つなげよう！あいちの味～」

○開催日・場所：8月24日(木)・名古屋文化短期大学

9月7日(木)・愛知県学校給食会

○参加者：愛知県食育推進ボランティア48名

○メニュー：「かしのひきずり(みそ味)」

「酢味噌そうめん」「とうがんのくず煮」

「とうがんとごま酢和え」「鬼まんじゅう」

○参加者の声

「みそ味のかしのひきずりを初めて食べたが、少し甘口なので子供たちも喜びそう。」「とうがんのワタは今まで捨てていたが、ごま酢和えで食べたら大変美味しかった。」

「今回学んだ料理を地域の料理教室で伝えていきたい。」などの意見がありました。

ボランティアの皆さんが食育活動の場で実践していただくことを期待しています。



あいちの郷土料理メニュー

◎『レシピ50選』はウェブサイト「食育ネットあいち」に掲載しています。御活用ください。

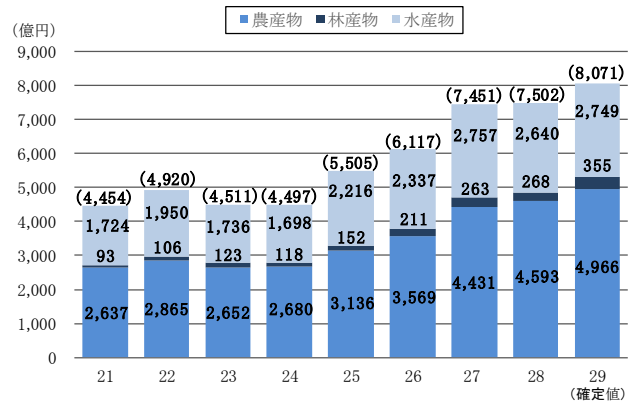
URL：<http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/what/local.html>

# 農林水産物の輸出・6次産業化

## 農林水産物等の輸出

### ●29年全国の農林水産物等の輸出額は8,071億円

農林水産物等の輸出額については、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展による富裕層の増加等により、順調に増加してきましたが、20年代前半の世界的な不況や円高の影響、福島第一原発事故に伴う諸外国における輸入規制により、横ばい傾向となりました。25年8月には農林水産省が32年までの品目別の輸出目標額と重点輸出先国を掲げた「国別・品目別戦略」を策定して輸出を推進しています。なお、29年は8,071億円で前年に比べて7.6%増加しました(A図)。農林水産物の輸出力強化ワーキンググループは28年5月に「農林水産物の輸出力強化戦略」を策定し、32年の輸出額目標1兆円の前倒し達成を掲げています。



A図 全国の農林水産物等の輸出額の推移

(注)平成29年における我が国の農林水産物の輸入額は、約9兆3,732億円。(資料：財務省「貿易統計」)

### ●本県からは、なし、もも、洋ラン等を輸出

29年に輸出された農産物には、なし、もも、みかん、ミニトマト、大葉、洋ラン、鉢花、茶、米などがあり、香港、シンガポール、台湾、タイ、米国などに輸出されています(食育消費流通課調べ)。

## 6次産業化

六次産業化・地産地消法が23年に施行され、県は6次産業化サポートセンターを25年度から毎年度設置し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援しています。

### ●農業関連事業販売総額は546億円で全国第13位

27年度の農業関連事業の販売総額は546億円(全国の販売総額1兆9,680億円)で全国第13位となっています。このうち、直売の販売額は全国第3位で442億円と販売総額の約8割を占めています。

### ●六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は79件で全国第6位

29年度までの六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、79件で全国第6位となっています(B表)。

総合化事業計画の対象は、農産物が61件、畜産物12件、林産物3件、水産物3件となっています。なお、愛知県6次産業化サポートセンター(29年度)からは、中小企業診断士等の6次産業化プランナーを延べ272回派遣しております。

B表 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数(29年度)

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	
都道府県	北海道	兵庫県	宮崎県	長野県	熊本県	愛知県	全国計
認定件数	142	110	98	95	84	79	

(資料 農林水産省公表値)



### 本県における6次産業化の取組事例について

本県は28年3月に「愛知県6次産業化推進戦略」を策定し、6次産業化に、より積極的に取り組んでいます。28年度からは、県、市町村、生産者団体等の関係機関との連携を促進するため、各農林水産事務所で地域連絡会議を開催し、6次産業化の地域的な推進体制を構築してきました。

また、事業者からの個別相談では、6次産業化サポートセンターからのプランナー派遣を効果的に行うため、県職員と連携して支援を行ってきました。

さらに、人材育成研修会では、農業現場のニーズを的確に把握するとともに、参加人数の拡大を図るため、市町村等と連携して開催しました。

このような取組により、29年度は新たに5事業者が総合化事業計画の認定を受け、認定件数は全国でも上位となっています。

#### 【29年度総合化事業計画の認定事業者】

認定期	事業者	事業名
29年6月期	(有) 下村畜産 (大府市)	国産黒毛和種「下村牛」を使った焼肉店及び精肉販売事業
29年6月期	浅桑園浅井喜代人 (日進市)	木成り完熟のぶどうを使用したワインの開発・直売事業
29年7月期	(株) ヴェレゾン (常滑市)	愛知県常滑市産のワイン用ブドウを使ったワイン製造販売事業
29年11月期	愛知西農業協同組合 (一宮市)	あいちのかおりを活用した米粉パン等の製造・販売事業
30年2月期	つぐや 村松憲治 (設楽町)	奥三河の米を活用した五平餅の加工品の開発・販売事業

#### 【認定事業の紹介】

##### 1 国産黒毛和種「下村牛」を使った焼肉店及び精肉販売事業

(有) 下村畜産 (大府市) では、独自の混合飼料により飼養した黒毛和種牛を独自ブランドの「下村牛」として、新たに整備する精肉加工・直売所及び焼肉店で販売を行います。

肉牛の生産から販売までの一貫した経営により、収益性の向上、農業経営の改善・安定化を図っています。



焼肉店のイメージ

##### 2 あいちのかおりを活用した米粉パン等の製造・販売事業

愛知西農業協同組合 (一宮市) では、あいちのかおりを中心とした地場産米を活用した米粉パン等の商品開発・製造を行い、ファーマーズマーケット等で直接販売することにより農産物の付加価値づくりに取り組み、農業者の所得の向上や地域雇用への貢献を目指しています。



新商品の米粉パン

### 3 時の話題

## 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

国は、25年5月21日に内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、12月10日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定しました。

本プランは、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するためのグランドデザインとなるもので、これに基づき、農林水産業を産業として強くしていく政策と国土保全といった多面的機能を発揮するための政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、政策が展開されています。

#### 1 29年12月8日改訂について

今回の改訂においては、農政改革に続き、抜本的な林業改革及び水産業改革の方向性を明らかにされました。農地制度の見直しでは、底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等を農地転用の許可を必要とせずに設置できる仕組みの創設や、相続未登記農地等の農業上の利用を促進できる仕組みを創設されました。卸売市場改革では、多様化している流通の実態を踏まえて法規制の見直しが追加されました。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進については、森林所有者の森林管理の責務を明確化し、市町村が経営・管理を受託した上で公的管理、又は、意欲と能力のある林業経営体に再委託する新たな森林管理システムの構築が追加されました。水産政策の改革の方向性では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指すなど新たに盛り込まれました。

#### <改定のポイント>

<p>新たなニーズに対応した農地制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続未登記農地等の農業上の利用の促進</li> <li>○ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法の取扱い</li> </ul>	<p>卸売市場を含めた食品流通構造改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売市場について、公正・透明を旨とする共通ルール以外、国による一律の規制等は行わない</li> </ul>	<p>林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな森林管理システムの構築</li> </ul>	<p>水産政策の改革の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き検討を進め、平成30年までに結論</li> </ul>
---	--	--	---

#### 2 これまでの改訂

	25年12月10日決定	26年6月24日改訂	28年11月29日改訂
内 容	<p>主な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の需要拡大</li> <li>・ 需要と供給をつなぐ機能の構築</li> <li>・ 生産現場の活力強化</li> <li>・ 多面的機能の維持・発揮などに取り組み、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現を図る</li> </ul>	<p>主な追加項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合、農業生産法人、農業委員会の改革推進</li> <li>・ 輸出環境整備</li> <li>・ 畜産・酪農の成長産業化</li> </ul>	<p>主な追加項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出力強化戦略</li> <li>・ 更なる農業の競争力強化のための改革「農業競争力強化プログラム」</li> <li>・ 農泊</li> <li>・ C L T</li> </ul>
策定後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プランに示された方向性に基づき、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けた検討に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「攻めの農林水産業実行本部」を設置し、プランに掲げた施策の着実な実施に向けた方策の検討を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「農業競争力支援法」等8法案が第193回国会において全て成立</li> </ul>
策定後の状況変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業競争力会議及び規制改革会議において議論を深化させ、検討結果の取りまとめを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定</li> <li>・ 28年6月「日本再興戦略2016」が閣議決定され、「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」が示された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29年7月、日EU・EPA大枠合意、TPP11大筋合意を受け、同年11月、「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定</li> <li>・ 規制改革推進会議は、「規制改革推進に関する第1次答申」を発表</li> </ul>

# 国家戦略特区における農業分野の取組について

国家戦略特区は産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から規制改革を総合的かつ集中的に推進する取組です。

本県は、「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点として、27年8月に国家戦略特別区域に指定され、農業分野においては現在5つの規制改革メニューを活用し、取組を進めています。

## 1 農家レストランの農用区域内への設置

農業者が自己の生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する農家レストランを農用区域内に設置するものです。

日進市で愛知県第1号店が30年1月20日にオープンし、常滑市で2軒が建設中です(4月、6月開店予定)。



日進市の農家レストラン

## 2 農業への信用保証制度の運用

金融機関からより円滑に資金調達をできるようにするため、商工業とともに県内で農業を営む中小企業者等の事業資金に対して、信用保証協会が保証を付与するものです。当初は対象区域を常滑市に限定していましたが、29年9月に県域に拡大しています。

29年3月に初めての融資が実施され、30年2月には2件目の融資が実施されました。

### 制度の概要

融資限度額	3億5千万円(無担保の場合は1億円) ※保証割合は80%
融資期間	①運転資金10年以内(うち据置1年以内) ②設備資金15年以内(うち据置1年以内)
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	借入金額に対し0.8%



## 3 農業委員会と市町村の事業分担

農地の流動化を促進するため、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うものです。

27年9月から常滑市で実施しており、年間30件程度の事務を処理しており、7日程度の事務処理期間の短縮につながっています。

## 4 農業生産法人の役員要件の緩和(28年4月から全国緩和)

農地を所有できる法人の役員要件を、「役員1人以上が農作業に従事」にするものであり、27年9月より、常滑市の2事業者が実施していますが、28年4月から全国で緩和されています。

## 5 農業支援外国人材の受入れ

農業分野における労働力を確保するため、一定水準以上の技能等を有する外国人材を産地に受け入れるものであり、30年3月の区域会議に提案し、諮問会議で全国に先駆けて認定されました。

# 経済連携協定（TPP11及び日EU・EPA）について

## 1 TPP11交渉について

TPP11（包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ）協定は、TPP協定の合意事項のうち、著作権保護期間の延長など22項目を停止（凍結）するもので、農林水産分野はTPP協定の内容を維持しています。

日本を含むTPP協定参加11か国は、30年3月8日に協定の署名を行いました。今後、11か国のうち6か国が議会承認などを終了し各国に通知すれば、60日後に新協定が発効されることとなります。

品目	合意内容
コメ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（341円/kg）を維持。</li> <li>・ その上で、既存のWTO枠（77万玄米トン）の外に、豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。 豪州：0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）</li> </ul>
小麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。</li> <li>・ 既存のWTO枠に加え、カナダ（5.3万ト、同）、豪州（5万ト、同）にSBS方式の国別枠を設定。</li> <li>・ マークアップを9年目までに45%削減。</li> </ul>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避</li> <li>・ 16年目までという長期の関税削減期間を確保。</li> <li>・ 輸入急増に対するセーフガードを措置（関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了）。</li> </ul>
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。</li> <li>・ 10年目までという長期の関税削減期間を確保（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税（4.3%）は撤廃）。</li> <li>・ 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</li> </ul>
脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定。（生乳換算で6万t（当初）→7万t（6年目以降）） （最近の追加輸入量の範囲内で設定）</li> </ul>

## 2 日EU・EPA交渉について

日EU・EPAは、関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて貿易・投資の活性化を図る経済連携協定です。農林水産分野の合意内容は、麦・乳製品の国家貿易制度、糖加調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなど有効な措置を確保しました。今後、日本とEUは30年半ばに署名、31年の協定発効を目指しています。

品目	合意内容
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。</li> <li>・ 長期の関税削減期間（10年）と輸入急増に対するセーフガードを確保。</li> </ul>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。</li> </ul>
脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857トン→15,000トン（6年目、生乳換算））</li> </ul>
チーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（2万トン（初年度）→3万1千トン（16年目））。</li> <li>・ 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%未満）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（16年目に撤廃）。</li> </ul>
林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保した上で税率は段階的に引き下げ、8年目に無税。</li> </ul>

# 県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化について

本県には、うなぎや名古屋コーチンを始め、花き、抹茶、あさりなど、全国トップレベルのブランド力を持つ農林水産物があります。この他にも産出額等が全国上位の農林水産物が多数ありますが、それらの知名度は必ずしも高くありません。

このため、「いいともあいち運動」を活用し、主要品目の更なるブランド力強化や、県産農林水産物全体のイメージアップにより、競争力を高める取組を進めています。

## 1 県外（首都圏）における知名度向上の取組

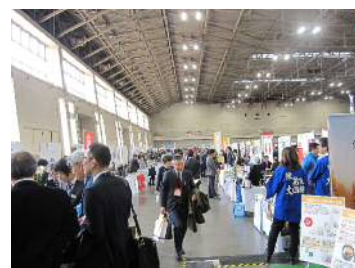
30年2月11日（日）、12日（月・休）にららぽーと TOKYO-BAY（千葉県船橋市）で、県産農林水産物やその加工食品の販売を行う「あいち県産品ブランドフェア」を主要品目の試食、体験等と一体となって開催し、首都圏の消費者が県産農林水産物等と直接触れ合う機会を設けて、全国トップレベルの県産農林水産物等をPRしました。



フェアの様子

## 2 県産農林水産物等を消費者に届ける販路の拡大

30年3月13日（火）に吹上ホール（名古屋市）で、農林漁業者等の生産物が一層消費者に届くよう、魅力的な商品開発や新たな販路開拓につながる「いいともあいち交流会」を開催し、生産者、食品製造事業者、流通業者等の商談や、意見交換、展示等を実施しました。



交流会の様子

## 3 主要品目のブランド力強化の主な取組

名古屋コーチン、花、抹茶、あさり、うなぎ、小麦（きぬあかり）について、魅力発信のためのイベントや商談会等を実施しました。

品目	実施状況
名古屋コーチン	「鶏1グランプリ(名古屋コーチンPR動画コンテスト)」(9/1～11/30) 『名古屋コーチンの日(3月10日)』記念イベント
花	男性から女性に花を贈る「フラワーバレンタイン」運動(2/4 六本木ヒルズ、2/13 金山総合駅) 名古屋駅前や本庁舎前でのおもてなし花壇(6/6～3/29)
抹茶	あいちの抹茶を使用した菓子類の紹介等(3/13)、愛知県茶会(3/18)
小麦	小麦関連事業者との交流会(3/13)
あさり、うなぎ	「天下の逸品 あいちの水産フェア」(2/24)



イベントの様子



おもてなし花壇



フェアの様子

## 農林水産物等の輸出促進の取組について

県では、経済成長が著しいアジアを対象として、24年度の上海から、香港、タイ、シンガポール、マレーシアと28年度まで海外において、展示即売や商談の機会を提供する事業を展開してきました。これら事業に参加してきた事業者は、輸出の経験を積み重ね、海外マーケットの深掘りが必要になってきました。

一方で、輸出経験の少ない中小事業者は、海外に出向いて商談を行うことが難しく、国内でできることへの支援を求めています。

これらの要望に応えるため29年度に行った主な取組を紹介します。

### 1 観光・文化展示会「2017年第3回 Touch The Japan」への出展

台湾で開催された観光・文化展示会「2017年第3回 Touch The Japan」に観光局と連携して参加し、「食」と「農」の面での愛知県の魅力を発信しました。開催期間中は、県産農林水産物等の展示販売や商談する機会を創出することで、開催地における県産農林水産物等の需要喚起と知名度の向上を図りました。

- ・ 期 間：29年8月25日（金）～28日（月）
- ・ 場 所：台北世界貿易センター（台北市）
- ・ 出展者：4事業者
- ・ 商 品：そうめん、うどん、きしめん、イチゴジャム、みりん、梅酒、五平餅
- ・ 商談件数：9件



出展ブースへ知事が来場

### 2 国際食品・飲料展「FOODEX JAPAN 2018」への出展

国際食品・飲料展「FOODEX JAPAN 2018」に出展し、輸出経験の少ない中小事業者を中心に輸出事業者向けに海外バイヤーと商談する機会を創出して、県産農林水産物等の輸出促進を図りました。

- ・ 期 間：30年3月6日（火）～9日（金）
- ・ 場 所：幕張メッセ（千葉市）
- ・ 出展者：12事業者
- ・ 商談件数：129件



愛知県ブース・商談の様子

### 3 産地間連携に係る「輸出促進セミナー」の開催

農林水産物等の輸出拡大を図るためには、各産地や卸売市場等が相互に連携協議しながら体制整備を図ることが重要な課題です。そこで、「産地間連携等による輸出促進」をテーマに先進事例の取組等を研修する輸出促進セミナーを開催しました。

- ・ 開催日：30年2月6日（火）
- ・ 場 所：愛知県産業労働センター（名古屋市）
- ・ 参加者：44名

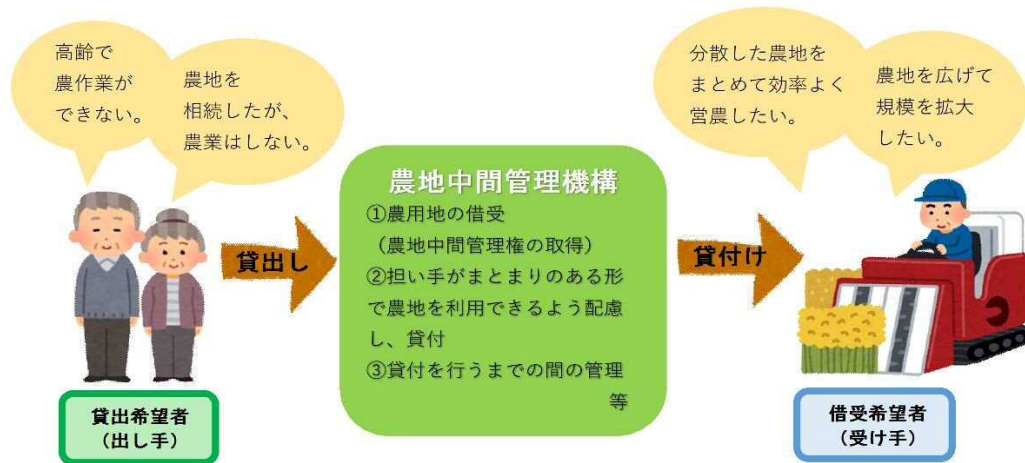


輸出促進セミナーの様子

# 農地中間管理事業の進捗状況について

## 1 事業の概要

農地中間管理事業は、地域内に分散し、複雑に入り組んだ農地の利用を整理するため、都道府県単位で指定される農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付ける制度です。本県においては、26年3月に公益財団法人愛知県農業振興基金を農地中間管理機構に指定し、事業を開始しました。



## 2 事業の実績

26年度から28年度までの3年間の累計貸付実績は40市町村において994.4haとなっています。26年度は事業開始初年度のため、制度の周知が十分できず、利用状況は低調でしたが、27年度以降は、機構に農地を貸した人に支払われる機構集積協力金等の制度周知に努めた結果、貸付実績は伸びてきました。

28年度は、農地中間管理事業を活用して、担い手の耕作地をまとめる集約化の取組を行いました。例えば岡崎市では、地区内の担い手の利用権を交換するなどして集約するとともに、農地耕作条件改善事業を活用して畦畔除去し、水田を大区画化する取組を行っています。

なお、この岡崎市の取組は、29年度の東海農政局の優良事列表彰を受賞しました。

29年度は、農業委員の協力を得て、新たに設立したJA出資法人に農地を集積した名古屋市の取組や、農地利用集積円滑化事業で満期を迎えた農地を農地中間管理事業で貸し付けた稲沢市の取組等がありました。その結果、30年3月末現在、700.4haの貸付実績となり、26年度からの累計貸付実績は42市町村で1,686.8haとなりました。



東海農政局農地中間管理事業表彰式

## 3 今後の取組

国は、農地中間管理事業の手続きの煩雑さ等に対する農業者等の指摘を踏まえ、30年を目途として見直しに向けた検討を進めています。本県としても、農家が利用しやすい仕組みとなるような制度改善を引き続き国に対して働きかけるとともに、基盤整備事業や農業委員会組織との一層の連携を図り、事業の推進を図っていきます。

## 「あいち農業女子現地交流会」の実施について

本県では、農業への新たな女性の参入を促進するため、農業高校と連携して、女子高生をメインターゲットとして、農業体験バスツアー「あいち農業女子現地交流会」を県内4コースで実施しました。

農業の現場を見たい、活躍する女性農業者と交流したい、就農を考えている女性など103名の参加者が、活躍する女性農業者や女性農業者を応援する企業を訪れ、農業体験と活発な交流が行われました。

参加者からは「学校で学べないことが学べた」「トラクタを操作できてよかった」「いつか農業をやりたい」「就農の具体的な話を聞くことができた」といった前向きな感想が聞かれ、女性農業者の活躍や農業の魅力を広くPRするとともに、農業を身近に感じていただくことができました。

### 4コースの概要

コース	日程	女性農業者との交流と農業体験		出展した女性農業者応援企業 (紹介された製品・サービス)
		訪問先	体験内容	
尾張	9月10日(日)	永井ぶどう園	ブドウの出荷調製	㈱キセキ東海(農業女子仕様トラクタ、耕うん機) ㈱NTTドコモ(営農作業管理アプリ)
西三河	9月2日(土)	mama's農園	30kgの米袋持上げ	上根精機工業㈱(自動餅のぼし機)
東三河	11月12日(日)	榎木はちみつベリーファーム	サツマイモの収穫	㈱ベルグリーンワイズ(青果物の鮮度保持フィルム) ㈱丸福繊維(日焼け防止マスク、熱中症対策帽子)
山間部	10月29日(日)	野菜のちからtomoさん農園	ミニトマトの収穫	㈱ワコール(農業女子おすみつきインナー)

### 1 現場で活躍する女性農業者との交流と農業体験

訪問先の女性農業者から、就農の経緯、農業のやりがいや魅力などの話の後、交流と農業体験を行ったほか、女性農業者が生産した農産物を使った昼食やデザートをいただきました。

また、参加者からは「農地はどうしたか」「どこで農業技術や経営を学んだか」「施設にいくらかかったか」「労働時間は」「収入は」「子育てと農業の両立をどうしているか」「これからも交流したいがどうすればいいか」など、活発な質問が出されました。



ブドウの出荷調製体験



米袋の持上げ体験



サツマイモの収穫体験



女性農業者との交流

### 2 女性農業者を応援する企業が開発した製品等の紹介・体験

出展企業担当者から女性農業者の声を生かして開発された製品やサービスの紹介が行われた後、参加者は、製品等に対する感想や意見を伝えるとともに、試乗や試着などの体験を行いました。



作業しやすいインナーの紹介



トラクタの試乗



耕うん機のエンジン始動





## 第70回関西茶業振興大会愛知県大会について

関西茶業振興大会は東海・関西地区6府県（愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県）で生産される茶の特徴を明らかにして、生産技術や品質向上を図るとともに、茶の国内外需要の増進、6府県の茶業振興、並びに日本茶業の発展に寄与することを目的に、6府県の回り持ちで毎年開催しています。主な行事は①茶品評会出品茶審査会②入札販売会③大会式典及びPRイベントです。

70回の節目を迎える29年度は、本県豊田市において開催しました。

### 1 第70回関西茶品評会出品茶審査会

- (1) 日 時 29年8月1日（火）～3日（木）
- (2) 場 所 豊田市民文化会館展示室A
- (3) 内 容

ア 審査員 国や府県の茶業研究者始め23名

イ 出品数 5部門（普通煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶、玉露、てん茶）合計で570点

ウ 審査項目 茶葉の外観、浸出液の香り・色・味、茶殻の色

エ 主な成績（愛知県分）

(7) 産地賞 かぶせ茶の部で豊田市、てん茶の部で西尾市が受賞

(4) 個人 かぶせ茶の部で豊田市の藪押博茂氏が、てん茶の部で豊田市の石川龍樹氏が最高賞である農林水産大臣賞を受賞



外観の審査

### 2 第70回関西茶品評会出品茶入札販売会

- (1) 日 時 29年9月14日（木）
- (2) 場 所 豊田市民文化会館展示室A
- (3) 内 容

ア 参加業者数 90業者

イ 平均落札単価（1kg当たり）

普通煎茶 11,559円、深蒸し煎茶 6,423円、かぶせ茶 11,683円

玉露 56,269円、てん茶 22,676円、全茶種計 17,389円



業者による入札

### 3 第70回関西茶業振興大会大会式典及びPRイベント

- (1) 日 時 29年12月16日（土）
- (2) 場 所 豊田市民文化会館大ホール等
- (3) 内 容

ア 大会式典 品評会褒章授与式、茶業功労者表彰、出品茶展示、茶業関連機資材展

イ PRイベント トークショー、抹茶・かぶせ茶の無料呈茶席、猪鍋ふるまい、石臼挽き体験、手揉み実演、出品茶・抹茶スイーツ・地元農産物・やきもの販売

ウ 参加者数 約1,080名（茶業関係者約630名、一般約450名）



品評会褒章授与



トークショー



かぶせ茶無料呈茶



手揉み実演



出品茶販売

# 主要農作物種子法廃止後の愛知県の種子供給体制について

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が30年4月1日に廃止されることとなり、30年度からの稲、麦、大豆の種子供給体制については、都道府県ごとに決めていくこととなります。

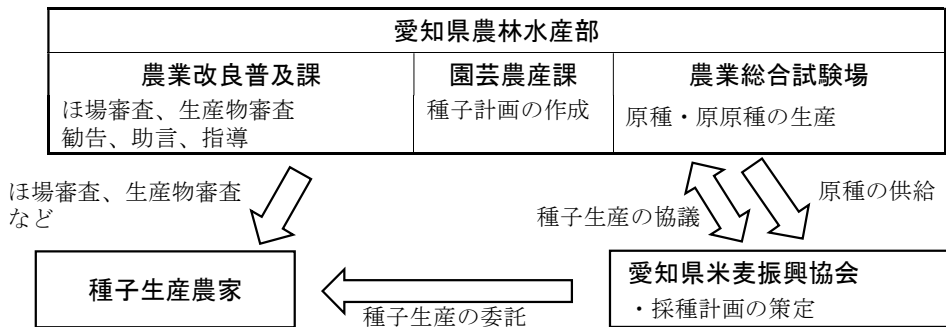
## 1 種子法廃止の背景と経緯

種子法は、戦後の食糧増産を背景に昭和27年に制定され、稲、麦、大豆の種子の確保に多大な貢献をしてきました。しかしながら、現在では種子生産者の技術向上により種子の品質は安定していることと、品種の開発・普及における都道府県と民間企業の競争条件が対等でないことから、種子法が廃止されることとなりました。

## 2 種子法が果たしてきた役割と本県の取組の成果

これまで種子法により、各地域に適した品種の種子が安定的に供給され、優良な品種がそれぞれの地域に普及してきました。本県でも30年1月現在、水稻18品種（うち16品種が本県育成品種）、小麦2品種（いずれも本県育成品種）、大豆2品種（本県育成品種は無し）を奨励品種としており、農業総合試験場が原原種及び原種を生産し、愛知県米麦振興協会が取りまとめた指定ほ場での種子生産について農業改良普及課が審査を実施しています。この取組により優良な種子が安定供給され、水稻「あいちのかおり SBL」（29年産県内水稻作付面積の38.5%）、小麦「きぬあかり」（同小麦作付面積の85.8%）などの本県に適した優良な品種の普及や安定生産に大きく寄与してきました。

A図 今後も維持される愛知県種子供給体制



○ 30年度以降は、県の主要農作物種子対策実施要綱により実施する。

## 3 種子法廃止後の種子供給体制

種子法の廃止後は種苗法によって種子の品質が保たれることとなります。本県では農業改良普及課によるほ場審査、生産物審査を種苗法に規定された指定種苗の生産基準の遵守を確認するものと規定して、新たに主要農作物種子対策実施要綱を策定し、これまで同様に本県に適した優良な品種種子が安定的に確保できる体制を維持していきます。

B表 愛知県米麦振興協会が供給した種子の生産量と充当率（29年産）

種 類	作付面積 (ha)	種子必要量 (t)		充当率 (%)
		A	B	
水 稻	27,500	825	778	94
小 麦	5,530	442	523	100
大 豆	4,530	181	93	51

# 本県育成品種の普及とブランド化について

## 1 小麦「ゆめあかり」の認知度向上、需要拡大に向けた取組について

愛知県農業総合試験場が開発した小麦品種「ゆめあかり」は、本県としては初めてのパン・中華めん用品種で、26年に品種登録、28年に奨励品種に採用され、29年産から本格栽培が開始されました。今後、パン用、中華めん用としての評価を得ながら実需者のニーズに合わせて生産を拡大していきます。

県産小麦の普及推進に向けた取組として、25年度からは、本県が開発した小麦品種「きぬあかり」を「あいちブランド」として普及し地産地消を進めるため、行政、製粉・製麺関係団体、生産者関係団体等により構成する『小麦「きぬあかり」普及推進プロジェクトチーム』を設置し、認知度向上に向けた取組を実施してきました。29年度からは、この「ゆめあかり」に係る取組も加えて、『小麦「きぬあかり」・「ゆめあかり」普及推進プロジェクトチーム』として、愛知県産小麦の積極的な普及推進に向けた活動を実施しています。

また、「ゆめあかり」は現在、作付が拡大されている段階であるため、実需者など関係者からの認知度は低く、ブランド化に向けた認知度向上の取り組みが今後の重要課題となっています。そこで、国の地方創生交付金を活用し、28年度から30年度において、PR活動を行っています。29年度には、「ゆめあかり」のシンボルマーク及びこれを活用したポスター、のぼり等のPR資材を作成しました。今後、イベント等で活用することで視覚的に消費者等にPRし、認知度の向上に向けた取り組みを実施することで需要拡大を図っていきます。



「ゆめあかり」シンボルマーク  
(商標登録出願中)

## 2 水稻「愛知123号」のブランド化の取組について

水稻「愛知123号（品種名：なつきらり）」は、25年に愛知県農業総合試験場で育成され、29年に品種登録されました。県内主要品種の「コシヒカリ」と同じ、極早生の熟期に入る新品種です。

この品種の主な特徴である

- ① 夏季の高温に伴う、米の外観品質の低下が「コシヒカリ」より少なく、高温登熟耐性があること
  - ② 良食味品種の「コシヒカリ」と同等以上の食味であること
- を活かして、県産米のブランド化を図るため、29年4月に米生産農家、関係団体とともに、「愛知123号」ブランド化推進協議会を設立しました。

これまで、栽培試験やブランド化の進め方について検討を行ってきました。今後、栽培基準の確立、ブランド化の推進等を行い、（一財）日本穀物検定協会が行う試験による「特A」ランク（基準米より特に良好な食味）の取得を目指します。

32年産の一般販売を目指して、県内の消費者においしく味わっていただけるブランド米を育てる活動を進めていきます。



「愛知123号」の外観品質確認



「愛知123号」の食味会

# 畜産物の輸出促進に関する家畜衛生の対応について

## 1 日本の畜産物輸出について

総務省によると、近年、日本は少子高齢化が進行し、今後、国内の食市場が縮小すると見込まれています。一方、世界では経済成長や人口増加が進んでいる地域も多く、それに伴って食市場が拡大しています。将来を見据えると、輸出は、国内市場だけでは閉塞感のある畜産物の販路拡大、ひいては畜産農家の所得向上につながる重要な手段になってきます。農林水産省は、輸出力の強化のため、25年に「国別、品目別輸出戦略」等を策定し、積極的に輸出を促進してきました。今後、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定やEU等との経済連携協定（EPA）等により、相手国の関税撤廃等、畜産物により輸出しやすい情勢になることが見込まれます。

○日本から輸出が可能な主な品目及び国・地域 (平成29年8月31日現在)

品目	国・地域	貿易量 (平成28年)	
牛肉	香港、カンボジア、米国、EU、シンガポール、タイ、マカオ、ベトナム、タジキスタン、モンゴル、カナダ、ラオス、フィリピン、UAE、ニュージーランド、ロシア、インドネシア、スイス、メキシコ、ミャンマー、カタール、ブラジル、バングラデシュ、豪州（常温保存可能牛肉製品）※1、バーレーン、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ベラルーシ、台湾等	1,909トン (136億円)	
豚肉	香港、マカオ、シンガポール、台湾、カンボジア、ベトナム等	1,658トン (9億円)	
家さん肉	香港、カンボジア、ベトナム等	9,051トン (17億円)	
殻付き家さん卵	香港、台湾※2、インドネシア、シンガポール等	3,244トン (9億円)	
乳製品	山羊牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、韓国等	3,986トン (9億円)
	チーズ	台湾、香港、タイ、ベトナム、米国、韓国、マカオ等	629トン (10億円)
	育児用粉乳	ベトナム、香港、台湾、バキスタン、マカオ等	4,818トン (74億円)
	アイスクリーム	台湾、香港、シンガポール、米国、タイ、マレーシア、マカオ等	3,874トン (24億円)
牛皮	タイ、韓国、香港、台湾、ベトナム、インド等	6,785トン (13億円)	
豚皮	タイ、台湾、韓国、ベトナム、香港、フィリピン等	65,368トン (97億円)	

※1 牛肉の貿易量には含まない  
 ※2 2016年11月の高病原性鳥インフルエンザ発生により、輸出不可地域に指定

(出典：農林水産省P)

## 2 畜産物の輸出と家畜衛生

輸出を促進するには、輸出できる国・品目を増やす必要がありますが、畜産物は家畜疾病の病原体等を持ち込む恐れがあるため、相手国から家畜疾病のリスク評価を受け、輸出の検疫条件を国毎に協議・決定しなければいけません。この評価は、主に口蹄疫（牛、豚）、BSE（牛）、アフリカ豚コレラ・豚コレラ（豚）、高病原性鳥インフルエンザ（鶏）といった、急速に広がり被害が甚大となる家畜伝染性疾病の衛生リスクに対して行われます。国内の畜産関係施設等において、各疾病の侵入防止対策や発生時の対応等について、相手国の調査を受け、この調査結果を元に2国間での検疫条件が決定します。疾病の予防やまん延防止等を担う家畜衛生の水準が、畜産物の輸出を促進するうえで、重要な鍵をにぎっています。

○輸入解禁を要請し、協議中の国・地域 (平成29年8月31日現在)

品目	国・地域
牛肉	豪州、中国、韓国、マレーシア、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ
豚肉	EU、米国、中国、韓国、タイ、フィリピン、メキシコ
家さん肉	EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、バキスタン、UAE
家さん卵	EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
乳・乳製品	EU、中国
牛・豚皮	中国

(出典：農林水産省P)

## 3 本県における畜産物の輸出に関する家畜衛生の対応

本県の家畜衛生業務を担う家畜保健衛生所では、すでに輸出を行っている畜産農家に協力し、相手国が求める条件を満たすよう、検査や証明書発行業務に対応しています。さらに、疾病のリスク評価の一環として、新たに協議を開始する相手国の調査団も受け入れています。調査団に対しては、本県の家畜保健衛生所等の防疫体制や県内の疾病モニタリング制度や検査手法、発生時の防疫対応方法等について説明し、実際に現場で疾病のリスク管理がどのように行われているかということ伝えることで、国内の畜産物の安全性への理解を求めています。

今後も、調査等への協力依頼があった際には、輸出を利用した畜産物の販路拡大につながるよう、積極的に対応していきたいと考えています。

## 第 11 回全国和牛能力共進会について

全国和牛能力共進会（以下「全共」という。）は、全国和牛登録協会の主催により 5 年に 1 度開催され、和牛生産者のオリンピックと呼ばれています。

第 11 回全共は、29 年 9 月 7 日（木）から 11 日（月）の 5 日間、宮城県仙台市で開催されました。

今回の全共では、過去最多となる 513 頭の和牛が全国 39 道府県から集まり、月齢等により第 1 区から第 9 区に分かれ、改良の成果（種牛の部）や肉質等（肉牛の部）について審査が行われました。

### 1 種牛の部と肉牛の部及び本県出品牛について

本県からは、第 2 区（繁殖雌牛 14～17 か月未満）及び第 3 区（繁殖雌牛 17～20 か月未満）に各 1 頭、第 9 区（去勢肥育牛）に 2 頭の計 4 頭を出品しました。厳正な審査により優等、1 等、2 等と順位が決定する中、本県の出品牛は全頭が 1 等以上に入る健闘を見せました。

#### 本県出品牛の審査結果

（敬称略）

出品区	飼養者	牛の名号	父×母の父×母の母の父	等級
第 2 区	白井あい子 （新城市）	さくら	美国桜×金幸×平茂勝	1 等
第 3 区	垣内寿一 （新城市）	ふなき	諒太郎×茂平×平茂勝	1 等
第 9 区	（農）源氏肥組合 （新城市）	かみかねよし 神金芳	芳之国×百合茂×金幸	優等
	（有）下村畜産 （大府市）	しげただよし 茂忠芳	芳之国×安福久×勝忠平	1 等

### 2 審査について

今回の全共は、審査の中心が体の大きさであった過去の全共から大きく方針が変更され、種牛の部では「生産力」をキーワードに「優秀な子牛を生産する能力」（種牛性）や「雌牛らしさ」が新たな評価として取り入れられました。

また、肉牛の部では、評価の基準として脂肪交雑（霜降り）の状態だけでなく、「おいしさ」の指標であるオレイン酸含有量などの肉質の改良度合も新たな評価項目として加わりました。



白井さん「さくら」垣内さん「ふなき」

### 3 都道府県 P R エリアへの出展について

会場内には各都道府県の P R エリアが設置され、本県の P R ブースでは、みかわ牛のパンフレット、クリアファイルのほか、なごやめしなどのパンフレットも配布して P R しました。今回、政令指定都市で初めて開催され、5 日間で約 42 万人が来場し、多くの来場者に本県の観光やみかわ牛を P R できました。



審査会場の様子

### 4 次回全共へ向けて

第 12 回全共は、2022 年に鹿児島県霧島市で開催されます。和牛の改良は日々進歩しており、本県も、新しい和牛改良の流れを取り込み、次回に向け生産者団体と関係機関が連携して、準備を進めていきます。



愛知県 P R ブース

## 松原用水・牟呂用水の「世界かんがい施設遺産」登録について

29年10月10日（火）、国際かんがい排水委員会（ICID）は、メキシコのメキシコシティで国際執行理事会を開き、「松原用水・牟呂用水」を「世界かんがい施設遺産」として登録することを決定しました。本県では、「入鹿池」「明治用水」に続き3件目の登録となり、全国最多となりました。



登録証(左)と記念盾(右)



「世界かんがい施設遺産」登録証伝達式(29年11月16日)

松原用水は県内最古の用水で、29年に450周年を迎えました。今回の登録では、今から300年ほど前に建築された「日下部井堰」の画期的な構造が評価されました。

この堰は、河道に対して垂直に築かれており、中央部には船通しが設けられ、舟の通行のためだけでなく、洪水時には余水を放流して堰が流されるのを防ぐことができました。

30年に130周年を迎える牟呂用水では、まさ土と石灰と水を混ぜた「たたき」の中に自然石を配置することで、堅固で水密性の高い構造物を構築できる「人造石工法」や、用水路と河川が平面交差する場所に設置された「自在運転樋」が評価されました。

「自在運転樋」は、平常時は河川の水を堰き止め、用水路へ流していますが、洪水時に、河川の水位が一定の高さに達すると、ゲートの一部が自動的に倒れ、河川下流への放流量を増やすことで、ゲートに掛かる水圧を減らし、破損や流失を防ぐことができました。

松原用水・牟呂用水は、かんがいだけでなく、地域の自然環境の保全や、文化の伝承など様々な役割を果たしています。是非、両用水の施設や遺構に足を運んで、先人の偉業と、これまで受け継がれてきた恩恵に、思いを馳せていただければと思います。



日下部井堰絵図



自在運転樋



松原用水・牟呂用水位置図



牟呂用水第1号樋門（人造石工法）

# 農業・農村を維持する地域の共同活動の 10 年の歩み

## ～農地・水・環境保全向上対策から多面的機能支払制度へ～

### 1 事業制度の経緯

農業・農村は、農作物の生産はもとより、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的な機能を有しています。こうした恩恵にあずかっているものの、近年では、農家の減少や高齢化により、農地、農業用水やため池などの農村地域の資源を農家だけで適切に保全管理することが難しくなっています。

様々な恵みをもたらす多面的機能を今後も発揮していくため、19年度に「農地・水・環境保全向上対策」として、こうした資源の保全と、その質的向上を図る新たな対策が始まりました。

その後、同対策は、23年度から「農地・水保全管理支払制度」、26年度からは日本型直接支払制度の中の「多面的機能支払制度」となり、27年4月1日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、法律に基づいた制度となりました。



水路の泥上げ・草刈り作業



ビオトープ作り



伝統行事の継承



農業体験

### 2 主な取組について

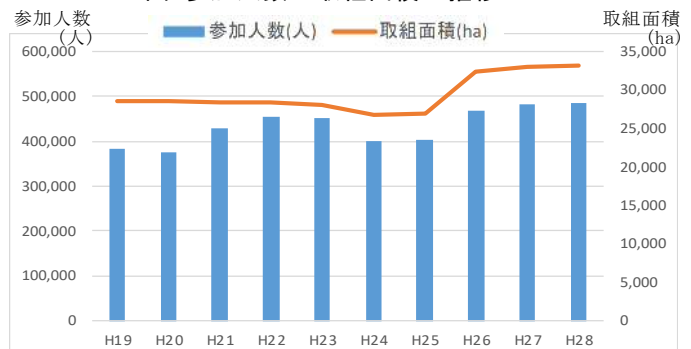
区分		活動内容	取組事例
農地維持 支払交付金		地域資源の基礎的な保全活動	水路の泥上げ、草刈り、農道の砂利補充など
資源向上 支払交付金	共同	地域資源の質的向上を図る共同活動	施設の軽微な補修、植栽、ビオトープ、生き物調査など
	長寿 命化	施設の長寿命化のための活動	未舗装農道の舗装、水路やゲートの更新など

### 3 これまでの成果

この10年間で農家や自治会、子ども会などの非農家、延べ434万人が参加しており、今後は取組面積の拡大を推進します(A図)。

年度	H19	H20	H21	H22	H23
参加人数(人)	384,139	375,269	428,085	455,326	453,178
取組面積(ha)	28,546	28,508	28,407	28,402	28,120
年度	H24	H25	H26	H27	H28
参加人数(人)	401,144	404,491	469,507	482,895	485,486
取組面積(ha)	26,794	26,918	32,368	33,047	33,199

A図 参加人数と取組面積の推移



### 4 「農地・水・環境のつどい」の開催

地域共同によるこうした取組の一層の普及と活動組織の意識向上を図るため、他の模範となる優れた活動に取り組む組織を毎年、表彰しています。



農地・水・環境のつどい

# 農業用水を利用した小水力発電と 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

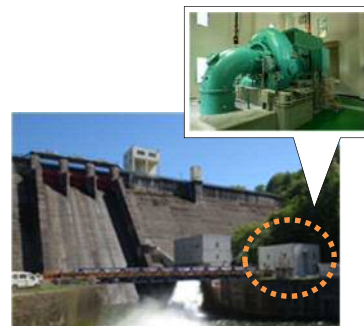
## 1 本県の農業用水を利用した小水力発電について

本県では、農業用水の水路密度が日本一というポテンシャルを活かし、再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、農業用水を利用した小水力発電の整備に、積極的に取り組んでいます。県内ではこれまでに、様々な事業主体により整備が進められており、11地区で発電を開始しております。

そのうち4地区が固定価格買取制度を活用し、発電した電力を売電し、農業水利施設の維持管理費等に充てています。

事業主体	地区名	所在地	管理者	発電出力
県	はぶ 羽布ダム	豊田市	愛知県	854kW
国 農政局	なかいすじ 中井筋発電所	安城市	明治用水(土)	41kW
水 機 構 源	ふたがわ 二川発電所	豊橋市	(独)水資源機構	7kW
	おおしま 大島ダム発電所	新城市	(独)水資源機構	240kW
計	<b>4地区</b>			<b>1,142kW</b>

固定価格買取制度を活用している小水力発電施設 (29年度末現在)



羽布ダム小水力発電所

## 2 再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法) の改正について

固定価格買取制度とは、24年7月に施行されたFIT法で定められたもので、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める買取価格で一定の期間、電気事業者買取を義務づけるものです。例えば29年度の買取価格が適用された場合、事業用太陽光(2MW未満)では、売電開始から20年間21円/kWhで、水力(200kW以下)では売電開始から20年間34円/kWhで、電気事業者が電気を買い取ることとなります。

FIT法の開始で、多くの事業者が再生可能エネルギー源を用いた発電に乗り出したことにより、導入が進み、28年には24年と比較して約2.5倍という導入量に達しましたが、その一方で、太陽光に偏った導入や、国民負担の増大、発電設備が長期間運転開始されない未稼働案件の増加など、固定価格買取制度の課題が明らかになりました。

そこで29年4月に施行された「再生可能エネルギー特別措置法の一部を改正する法律(改正FIT法)」では、これらの課題に対応し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るための措置が講じられ、地熱、風力、水力等のリードタイム(事業に着手してから売電できるようになるまでの所要時間)の長い電源においては、発電事業者の早期参入を促すため、電気事業者の買取価格についてあらかじめ複数年先まで定めることが可能となりました。

その結果、リードタイムが長いため、適用される買取価格が下落するリスクを負いながら、事業の具体化を進めざるを得なかった小水力発電においても、数年先の買取価格を決定することでそのリスクが軽減され、導入促進に繋がることが期待されます。

本県においても、本制度を活用し、更なる小水力発電の導入を促進していきます。

(単位: 円/kWh・税抜)

電源		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
太陽光 (事業用)	10kW以上	40	36	32	29 27※1	24	21※2	18※2	未公表
	200kW以上 1,000kW未満	29	29	29	29	29	3年間据置(29)		
水力	200kW未満	34	34	34	34	34	3年間据置(34)		

※1 7月1日～

※2 2MW以上は入札

再生可能エネルギーの買取価格の推移